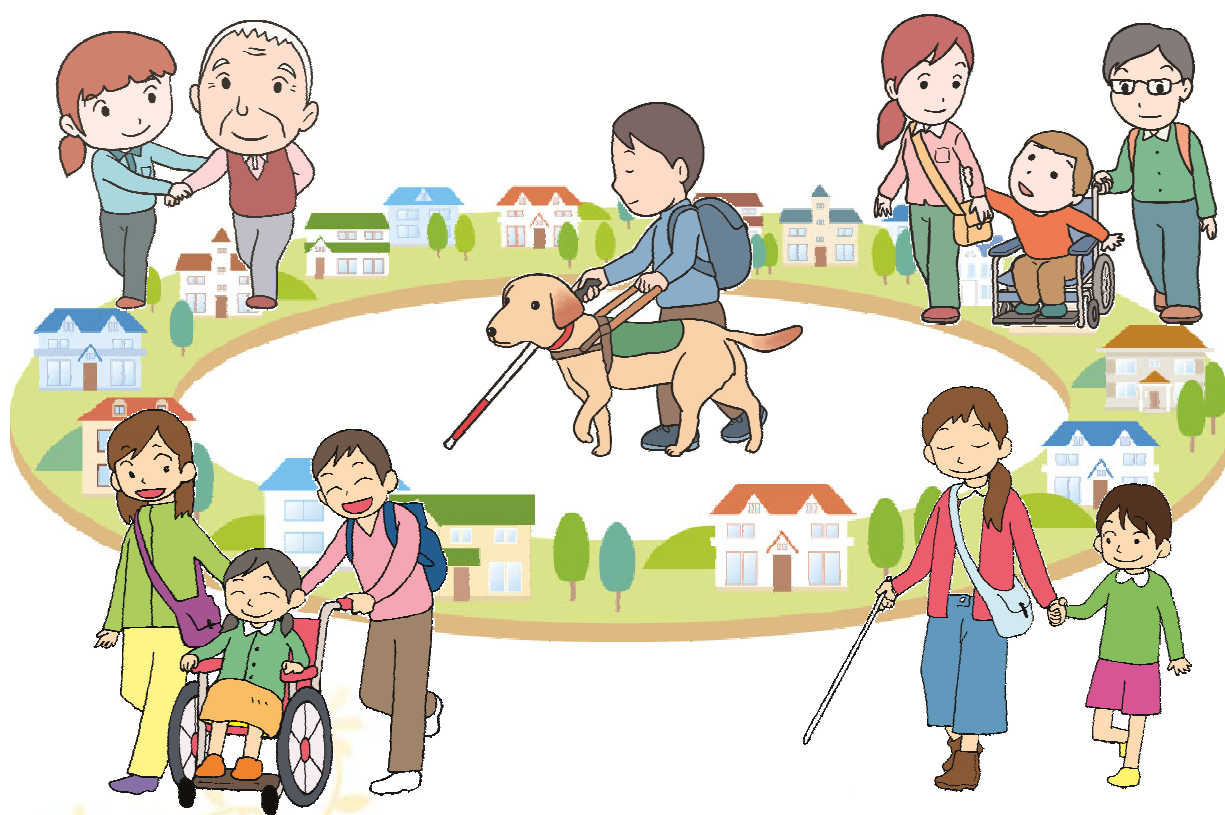


第3次大和郡山市障害者福祉長期計画

ふれあいこおりやま

いきいきプラン



平成28年3月

大和郡山市

～ はじめに ～

大和郡山市では、平成 10 年に第 1 次障害者計画を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念に「完全参加と平等」の実現に努めてまいりました。

続く第 2 次障害者計画では、1 次計画の理念を継承しつつ、障害のある人が主体性をもって、自立した生活を営むことができる社会の構築をめざしてまいりました。

この間、障害者の権利擁護に向けた取り組みが国際的に進展し、平成 18 年には国際連合において、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されました。

わが国では、この条約の趣旨を踏まえ、平成 23 年に「障害者基本法」の一部改正、平成 24 年に「障害者総合支援法」及び「障害者虐待防止法」の制定、平成 25 年には「障害者差別解消法」を制定するなど、国内法の整備が進められ、これら一連の障害者施策に関わる取り組みを経て、平成 26 年 1 月に障害者権利条約の締結に至りました。

このような障害者を取り巻く環境の大きな変化や国の新たな施策に対応すべく、これまでの障害者計画の基本理念を継承しつつ、新たに「すべての人が安心して、地域の中でいきいきと暮らせるまち 大和郡山」を基本理念として、「第 3 次大和郡山市障害者福祉長期計画」を策定しました。

今後は本計画に基づき、障害のある人が身近な地域や人とのつながりを築きながら、人格と個性が尊重され、地域で安心して自立した生活を営み、社会参加ができる大和郡山市の実現に向けて努力してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして熱心にご審議いただきました「第 3 次大和郡山市障害者福祉長期計画懇話会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。



平成 28 年 3 月

大和郡山市長 上 田 清

<目次>

1. 総 論	1
第1章 計画策定にあたって.....	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 障害福祉制度の変遷（国の動き）	5
3. 計画の位置づけ	6
4. 計画期間	7
第2章 大和郡山市の現状.....	8
1. 統計調査	8
2. 市民アンケート調査.....	20
第3章 計画の基本的な考え方	38
1. 基本理念	38
2. 施策体系	39
2. 各 論	41
第1章 保健・医療.....	43
1. 母子保健対策の推進.....	43
2. 成人保健対策の推進.....	47
3. 医療サービスの充実.....	57
第2章 育成・教育.....	61
1. インクルーシブ教育システムの構築.....	61
2. 就学前教育の充実.....	64
3. 学校教育の充実	68
第3章 雇用・就労.....	71
1. 雇用の促進と就労の支援.....	71
2. 福祉的就労への支援.....	76

第4章	地域生活	80
1.	生活支援施策の充実	80
2.	権利擁護事業の活用	84
3.	防犯・防災体制の確立	86
第5章	まちづくり	89
1.	生活環境の整備	89
2.	住宅の整備	92
第6章	社会参加	93
1.	相互理解・協力の推進	93
2.	情報アクセシビリティの向上	97
3.	スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興	100
3.	資料編	103
1.	第3次大和郡山市障害者福祉長期計画の策定経過	105
2.	計画策定にあたっての委員会等設置要綱	106
3.	用語解説	109

1. 総論



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

大和郡山市（以下、本市）では、平成 19 年 3 月に「第 2 次大和郡山市障害者福祉長期計画 第 1 次大和郡山市障害福祉計画」を策定し、障害のある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う社会の実現をめざしてきました。

また、平成 27 年 3 月に「第 4 次大和郡山市障害福祉計画」を策定し、必要な障害福祉サービスの提供のため、平成 29 年度までの目標値を定め、計画的な整備を進めています。

平成 18 年 12 月、国際連合において「障害者の権利に関する条約」（「障害者権利条約」）が採択され、障害のある人の市民的・政治的な権利や教育・保健・労働・雇用に関わる権利、社会保障や余暇活動へのアクセスなど、さまざまな分野に関わる権利の実現に向けた取り組みを締約国に求めています。

わが国は平成 19 年 9 月に条約に署名し、翌年 5 月から正式に発効されましたが、国内の障害のある人に関わる制度や法整備を条約の締結に先んじて行うべきという声を踏まえ、平成 21 年から「障害者制度改革推進本部」を設置し、国内法の整備をはじめ、障害のある人への施策の抜本的な見直しを進めていくこととしました。

これにより、「障害者基本法」の改正（平成 23 年 8 月公布）や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成 23 年 6 月公布）、「障害者自立支援法」の大幅な改正（平成 22 年 12 月及び平成 24 年 6 月に改正。平成 24 年 6 月の改正によって、「障害者総合支援法」に改称）、「障害者差別解消法」の制定・公布（平成 25 年 6 月）など、国内法の整備・見直しが進められました。その結果、平成 26 年 1 月 20 日に障害者権利条約を締結（同年 2 月 19 日から効力発生）し、障害のある人の権利実現に向けた取り組みが一層強化されるとともに、その人権の尊重について、国際協力が一層推進されることとなりました。

「障害者総合支援法」の改正では、法律の基本理念が新たに掲げられたほか、障害の範囲に難病が加えられ、障害のある人に対する支援の拡大やサービスの基盤の整備など、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう求められています。なお、障害の範囲として医療費助成の対象となる難病については、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」（平成 27 年 1 月施行）によって順次拡大していくことになっています。

本市においては、障害者基本法の改正により手話が言語と位置づけられるなど、手話を取り巻く環境が大きく変わる中、平成 27 年 4 月 1 日から「手話に関する基本条例」を県内自治体として初めて施行しました。これは、奈良県唯一の聴覚特別支援学校である奈良県立ろう学校が本市丹後庄町に立地していること、また、聴覚障がい者協会・手話サークルとともに市民・市職員に対する手話研修を長きにわたって実施してきた経緯があることなどから制定したものです。

この条例は、ろう者が大切に伝承し、育んできた手話に対する市民の理解の促進と普及を図り、手話を使いやすい環境に整えることにより、手話を使用する市民が、安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

こうした法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、市民へのアンケート調査や市内団体へのヒアリング調査、現行計画の評価の結果を踏まえ、障害のある人が必要な支援を受けながら、自分の意思で自立と社会参加ができる社会の実現をめざし、保健・医療、育成・教育、雇用・就労、地域生活、まちづくり、社会参加といった各分野に対して施策を進めるべく、「第 3 次大和郡山市障害者福祉長期計画」（計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度）を新たに策定します。

2. 障害福祉制度の変遷（国の動き）

国においては、「第2次大和郡山市障害者福祉長期計画 第1次大和郡山市障害福祉計画」の計画開始年度である平成19年度以降、以下のような経緯で国内法の改正と国際条約の締結、発効、施行が進んできました。

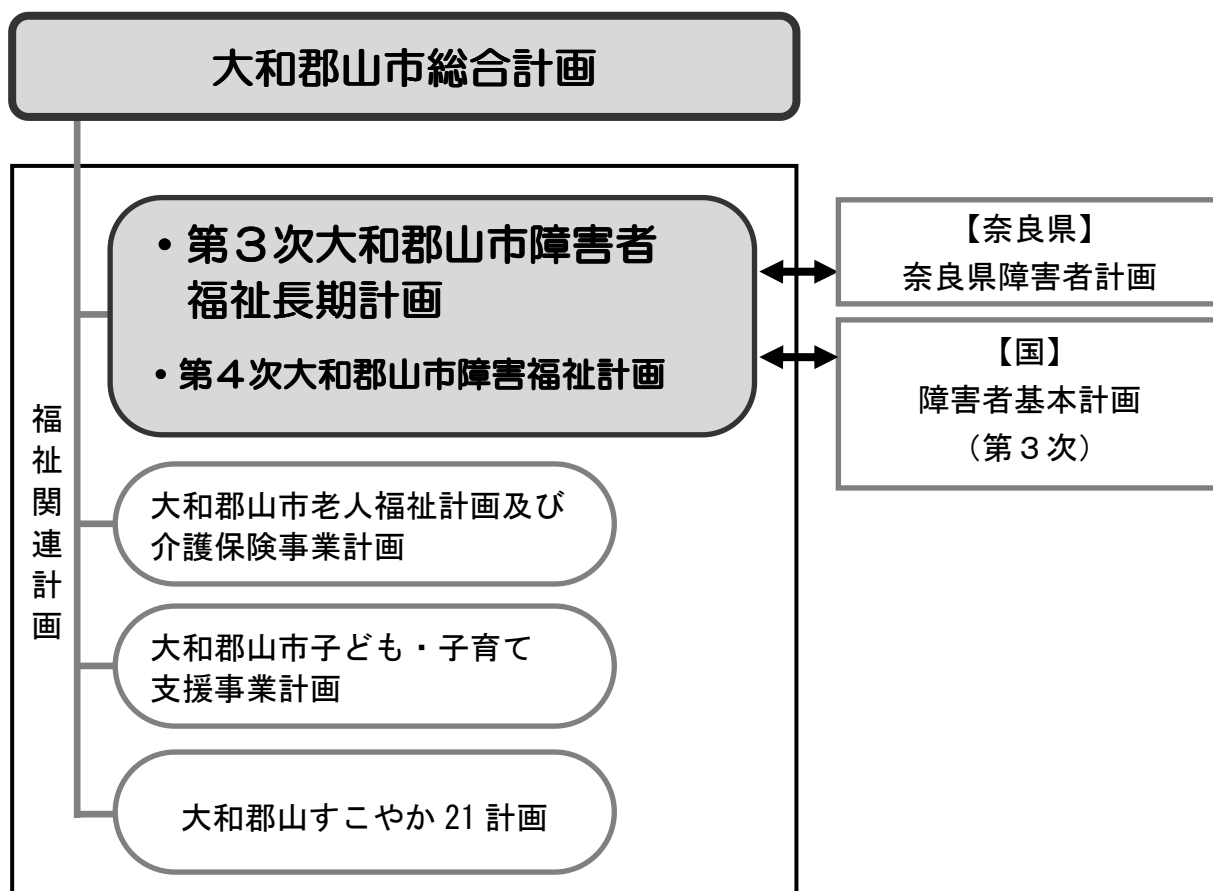
- 平成19年9月 「障害者の権利に関する条約」に署名
- 平成22年12月 「障害者自立支援法」改正
- 平成23年8月 「障害者基本法」改正
- 平成24年8月 「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正
- 平成24年10月 「障害者虐待防止法」施行
- 平成25年4月 「障害者総合支援法」施行
「障害者優先調達推進法」施行
- 平成25年6月 「障害者差別解消法」成立・公布
「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」改正
「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正
- 平成26年1月 「障害者の権利に関する条約」締結
- 平成27年1月 「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」施行
- 平成28年4月 「障害者差別解消法」施行

また、平成19年度以降、以下の計画を策定してきました。

- 平成19年12月 「障害者基本計画」の後期5年間の数値目標
「重点施策実施5か年計画」
- 平成25年9月 「障害者基本計画」
(平成25年度～平成29年度の5か年計画)

3. 計画の位置づけ

- 障害者基本法第 11 条第 3 項では、「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況などを踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。」とあり、本計画はこれに基づき、障害のある人の施策を推進するための基本理念、基本目標を定めることにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となるものです。
- 障害者総合支援法第 88 条では、「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」とされています。本市では、平成 26 年度に「第 4 次大和郡山市障害福祉計画」を策定しており、本計画の策定にあたって整合性を図ります。
- そのほか、本市の上位計画である「大和郡山市総合計画」をはじめとする市内の関連計画や奈良県の障害者計画も踏まえながら計画を策定します。なお、大和郡山市第 3 次総合計画については、平成 27 年度が後期基本計画期間の最終年度にあたるため、次期計画も見据えながら策定を進めます。



4. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。なお、制度改正や社会情勢の著しい変化などが生じた場合、必要に応じて見直しを図ります。

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
大和郡山市障害者福祉長期計画		策定	第3次計画									
大和郡山市障害福祉計画	策定	第4次計画		第5次計画 (予定)			第6次計画 (予定)			第7次計画 (予定)		

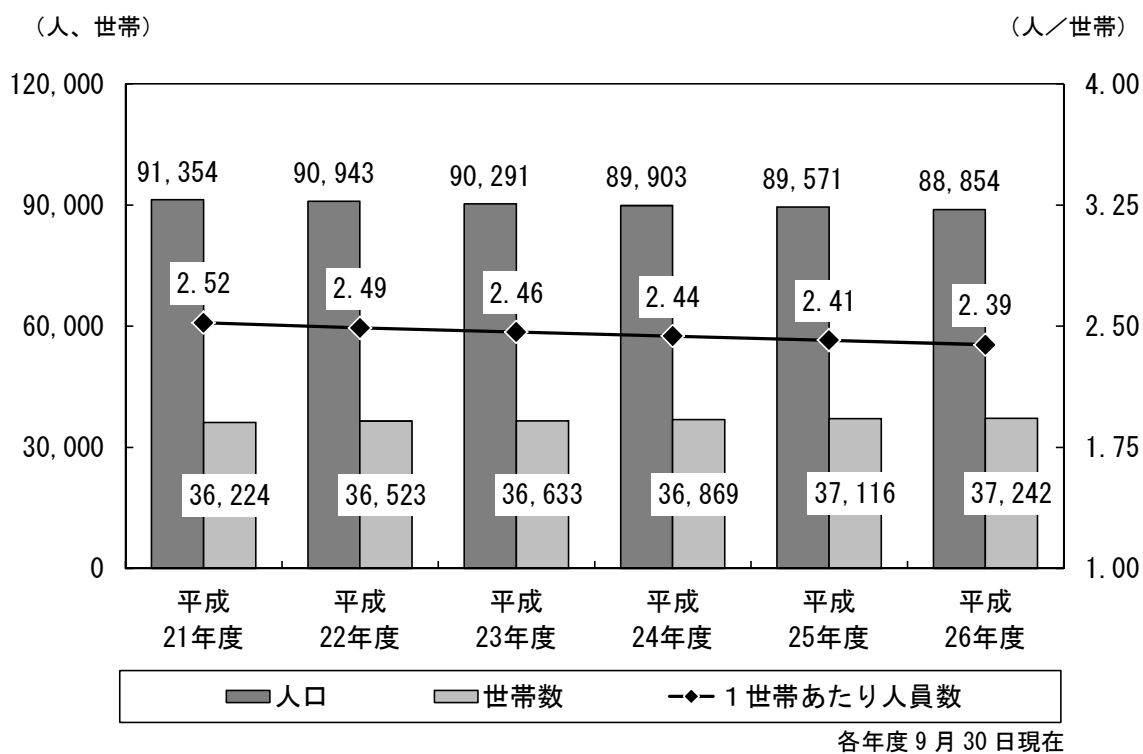
第2章 大和郡山市の現状

1. 統計調査

(1) 人口・世帯

本市の総人口の推移をみると、平成21年度から平成26年度にかけて2,500人（平成26年度の総人口の約2.8%）の減少で推移しています。

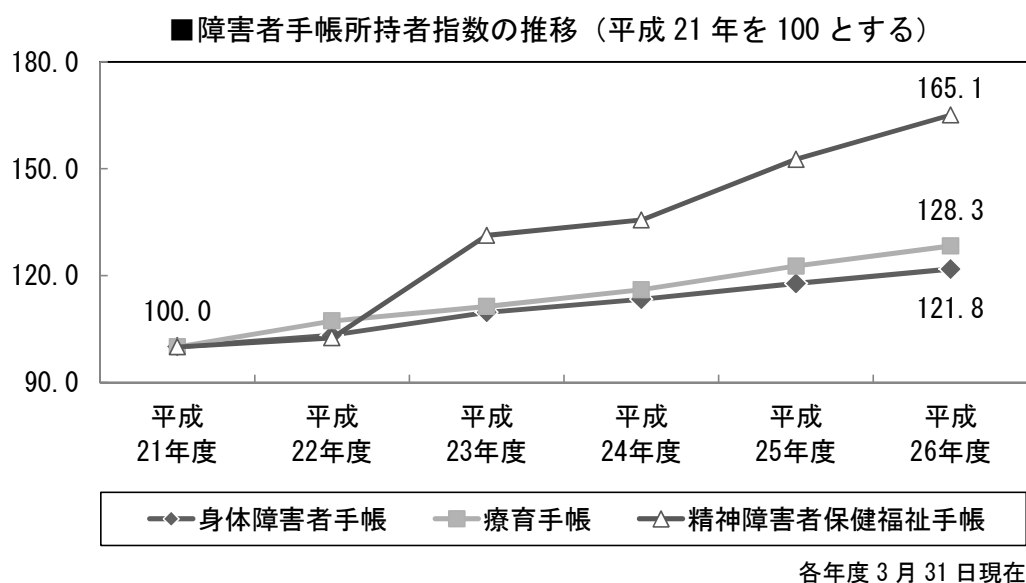
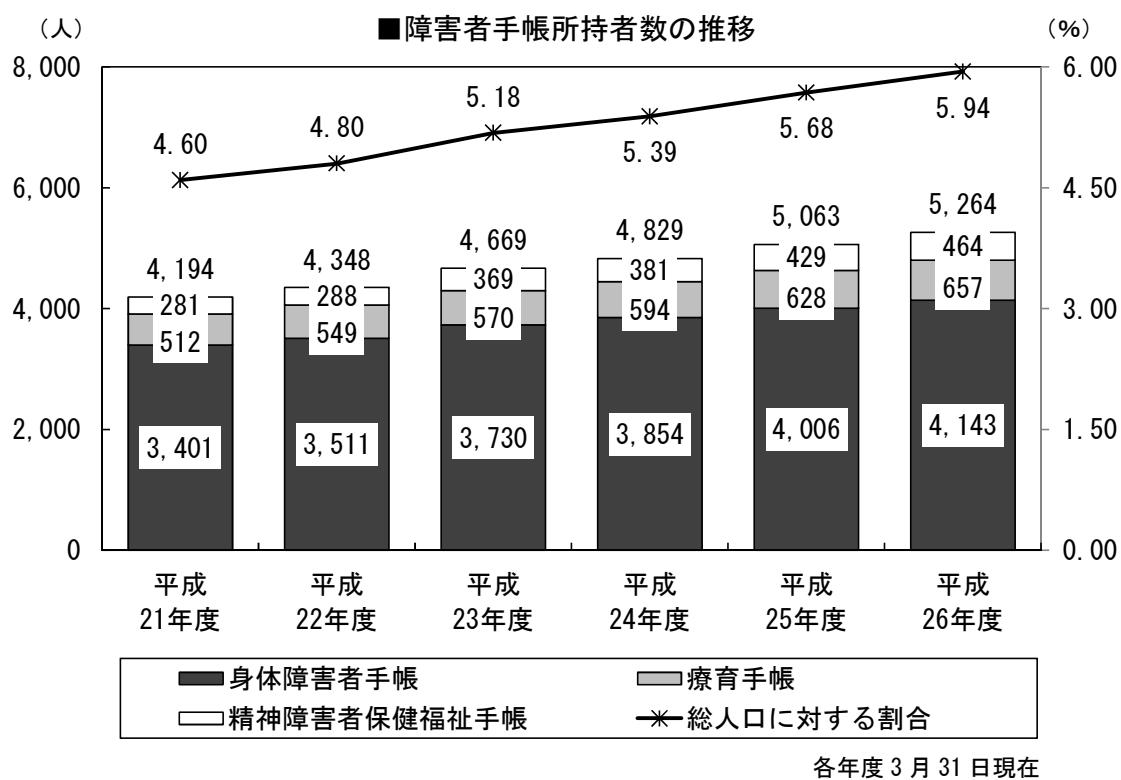
また、人口が微減傾向である一方、世帯数は平成21年度から平成26年度にかけて1,018世帯増加しており、これに伴って1世帯あたり人員数は過去6年間で減少傾向となっています。



(2) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数を中心に各手帳所持者とも増加傾向にあります。平成 21 年度から平成 26 年度にかけて、身体障害者手帳所持者数は 742 人、療育手帳所持者数は 145 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 183 人増加しています。

また、人口の微減傾向に対し、障害者手帳所持者数が増加しているため、障害者手帳所持者数が総人口に占める割合も増加で推移しています。障害者手帳所持者指数の増加率をみると、特に精神障害者保健福祉手帳所持者が近年急激に増えていることがわかります。

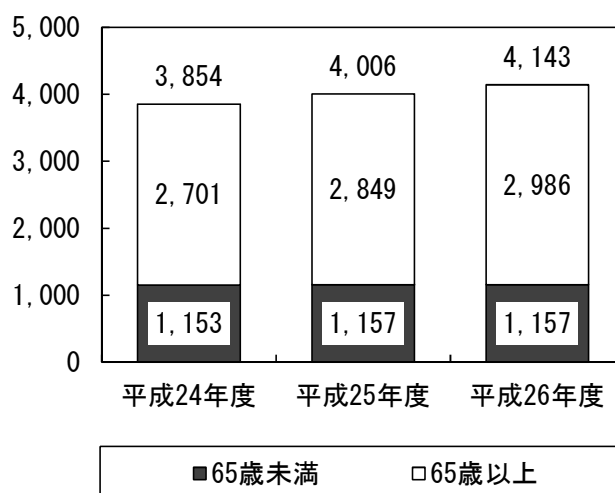


(3) 身体障害者手帳所持者数

① 年齢別身体障害者手帳所持者数 (人)

本市の身体障害者手帳所持者数の推移を年齢別にみると、65歳未満の所持者数はほぼ横ばいですが、65歳以上で増加しています。

平成26年度には65歳以上で 2,986 人となっており、全体の約 72%を占めています。

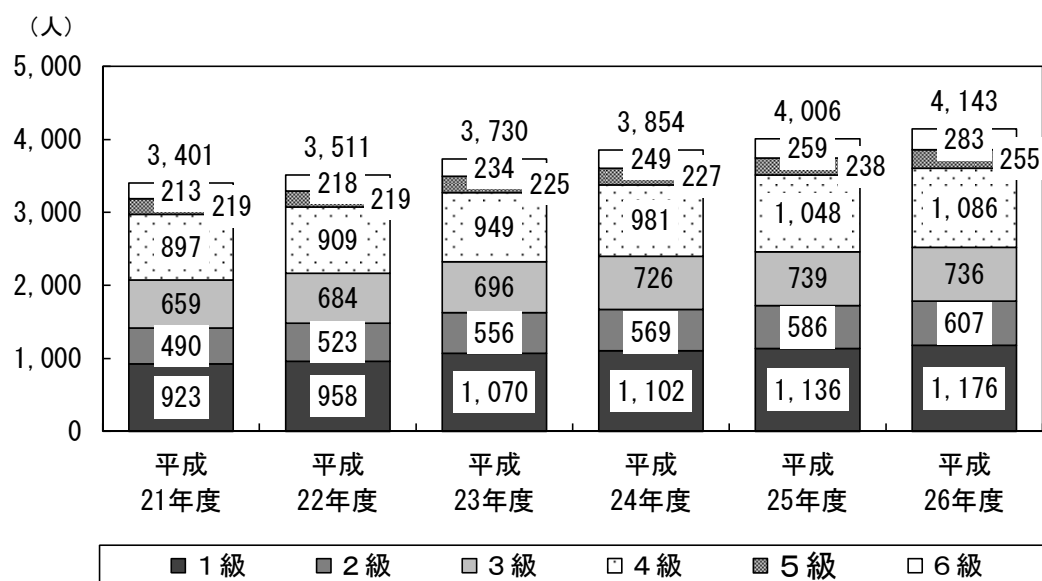


各年度 3 月 31 日現在

② 障害の程度別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数の推移を障害の程度別にみると、ほとんどすべての区分が一貫して増加傾向にあり、平成 26 年度では 1 級が 1,176 人で最も多く、全体の約 28%を占めています。

65 歳以上の手帳所持者数が増加しているため、年齢の影響が大きい身体障害者手帳所持者の中でも、重度の 1 級の人が多くなっていると思われます。



各年度 3 月 31 日現在

③ 障害の種類別身体障害者手帳所持者数

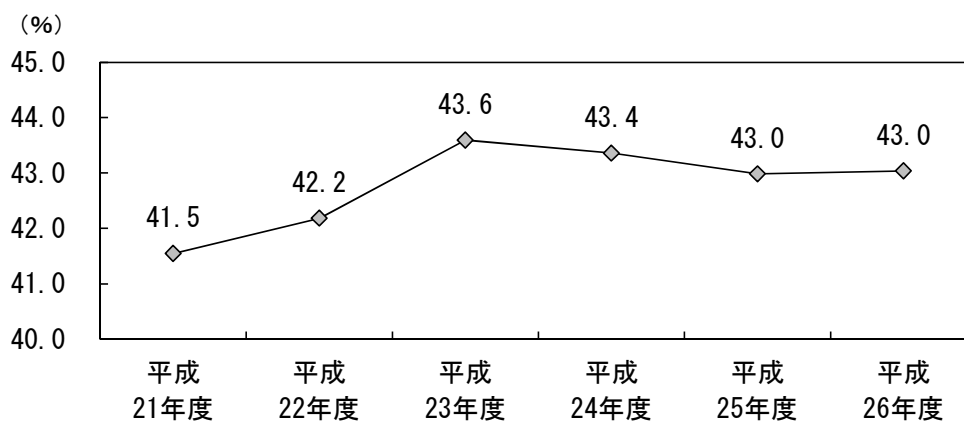
身体障害者手帳所持者数を障害の種類別にみると、平成 26 年度時点で肢体不自由が 2,100 人（全体の約 51%）と最も多く、次いで内部障害が 1,270 人（全体の約 31%）となっています。

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・ 言語障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成 25 年度	300 人 (7.5%)	391 人 (9.8%)	38 人 (0.9%)	2,059 人 (51.4%)	1,218 人 (30.4%)	4,006 人
平成 26 年度	316 人 (7.6%)	420 人 (10.1%)	37 人 (0.9%)	2,100 人 (50.7%)	1,270 人 (30.7%)	4,143 人

注：（ ）内は合計に占める割合
各年度 3 月 31 日現在

④ 身体障害者手帳所持者の重度率

1 級及び 2 級の身体障害者手帳所持者数が全体に占める割合の推移をみると、1 級の手帳所持者が増加していることなどから、各年度ともに 40%を超える割合となっています。

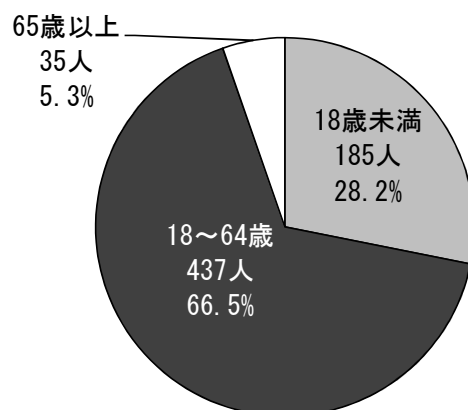


各年度 3 月 31 日現在

(4) 療育手帳所持者数

① 年齢別療育手帳所持者数

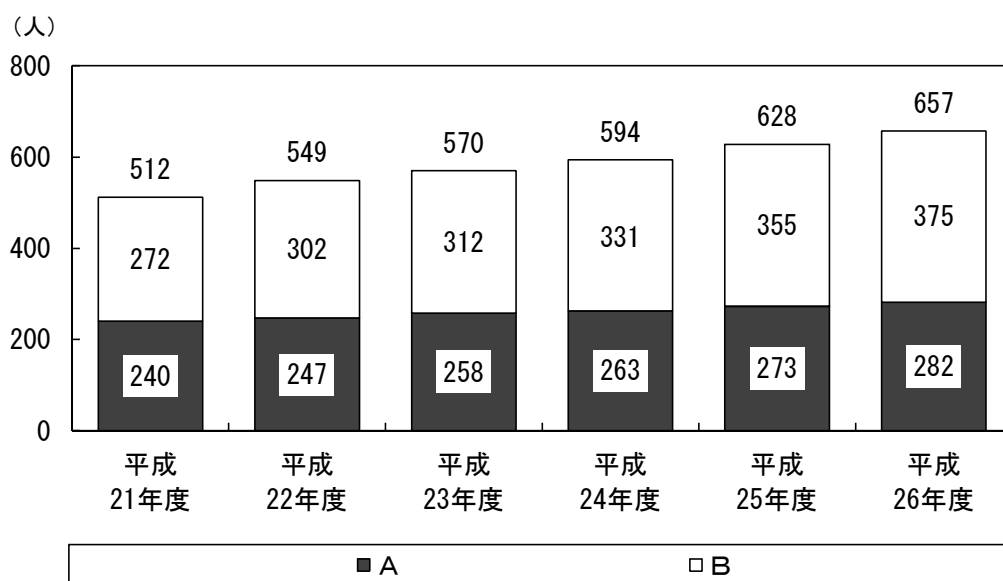
本市の平成 26 年度の療育手帳所持者数を年齢別にみると、18 歳未満は 185 人(約 28%)、18～64 歳は 437 人(約 67%)、65 歳以上は 35 人(約 5%)となっています。



平成 27 年 3 月 31 日現在

② 障害の程度別療育手帳所持者数

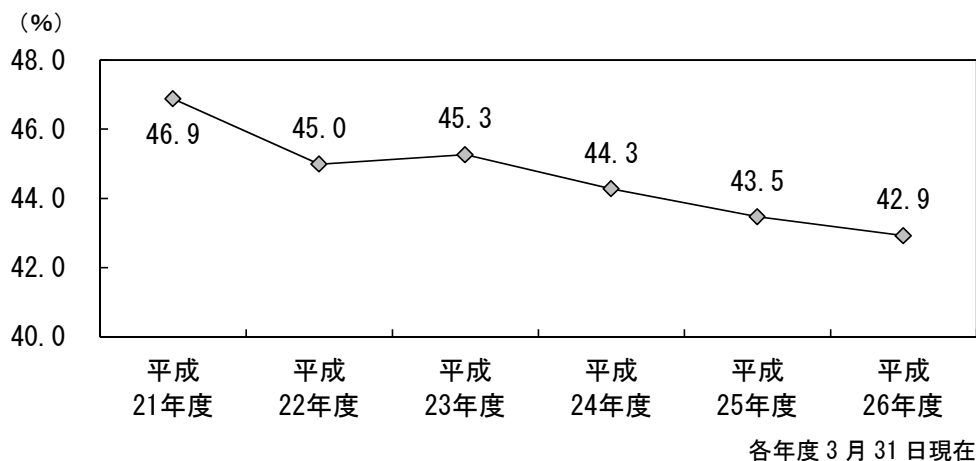
療育手帳所持者数の推移を障害の程度別にみると、身体障害者手帳所持者数と同じく一貫して増加傾向にあり、平成 26 年度では A 判定が 282 人、B 判定が 375 人となっています。



各年度 3 月 31 日現在

③ 療育手帳所持者の重度率

A判定の療育手帳所持者数が全体に占める割合の推移をみると、各年度とも40%を超えていますが、平成23年度以降減少傾向となっており、近年では中軽度のB判定が全体に占める割合が大きくなっていると思われます。

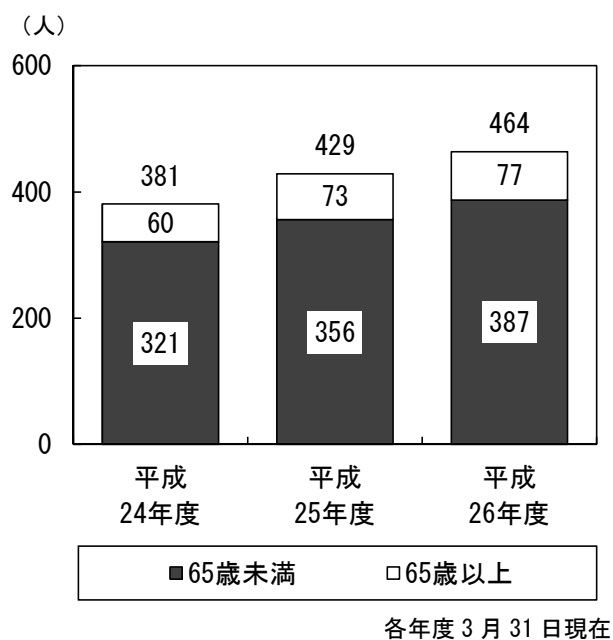


(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

① 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を年齢別にみると、65歳未満、65歳以上の所持者ともに増加しています。

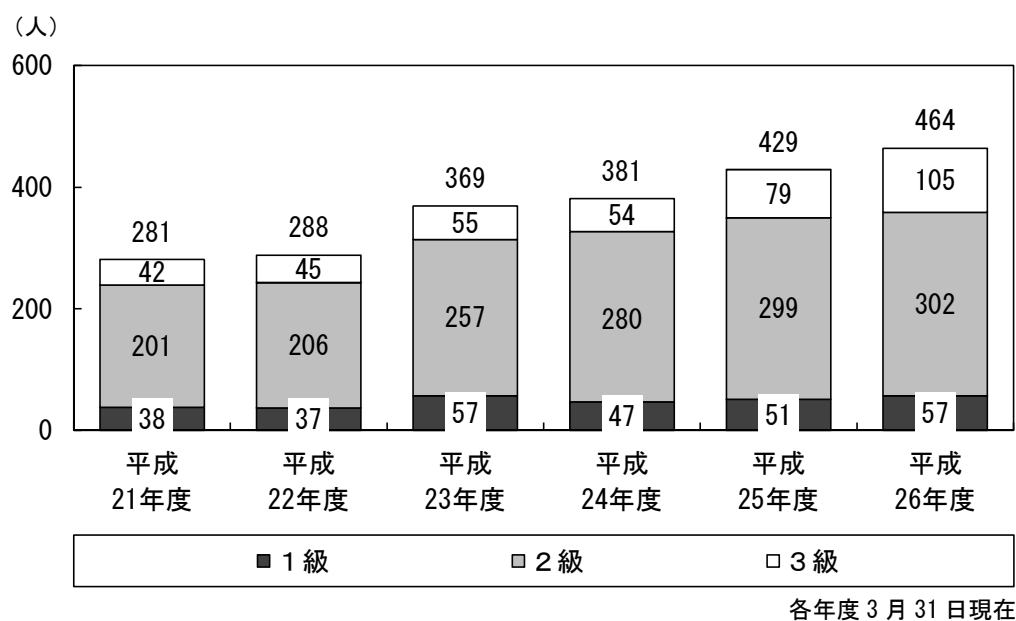
平成26年度には65歳未満で387人となっており、全体の約83%を占めています。



② 障害の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数

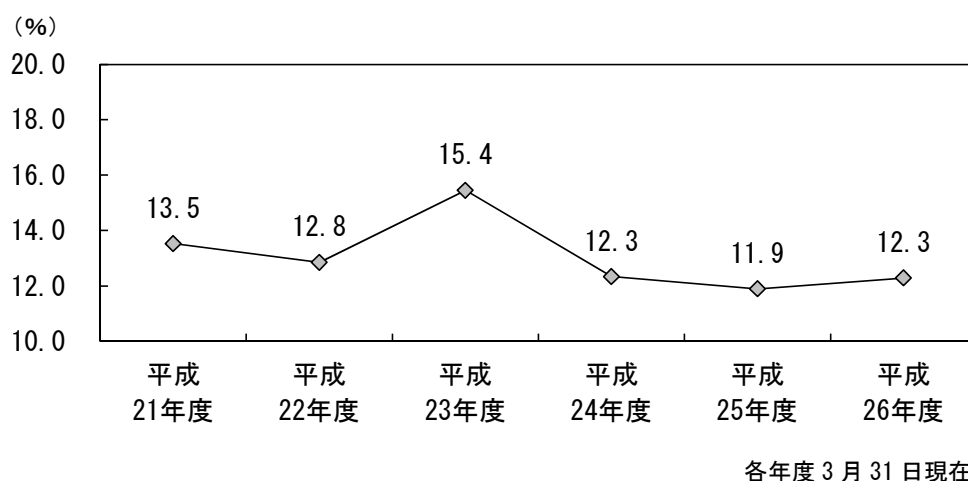
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を障害の程度別にみると、平成 22 年度から平成 23 年度にかけてすべての級の所持者が増加し、特に 2 級で大きな増加がみられます。

平成 21 年度から平成 26 年度にかけて、1 級は 19 人、2 級は 101 人、3 級は 63 人増加しています。



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の重度率

1 級の精神障害者保健福祉手帳所持者数が全体に占める割合の推移をみると、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて 2 級所持者が増えた一方で、1 級所持者が減少し、全体に占める割合も減少傾向にあります。



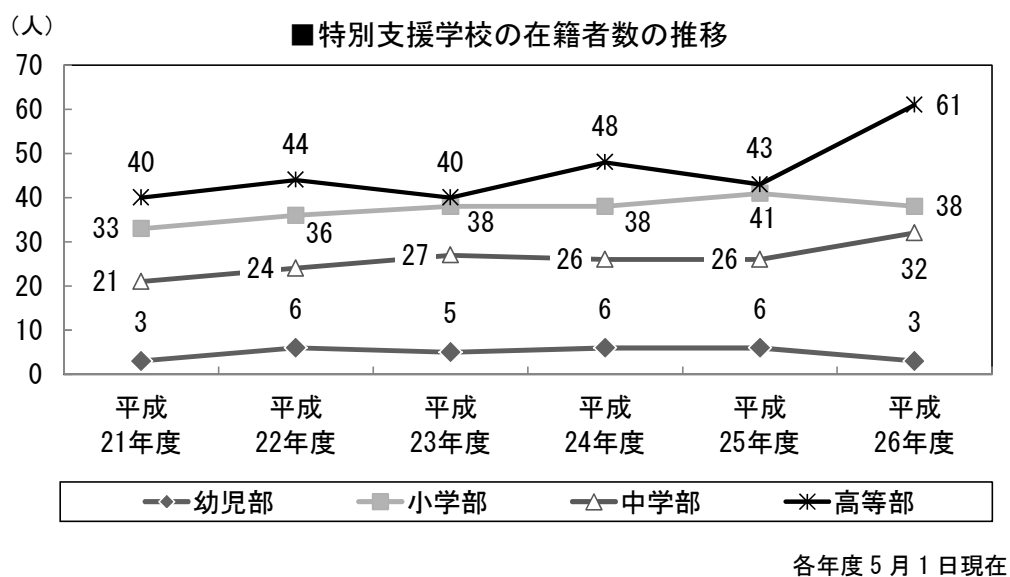
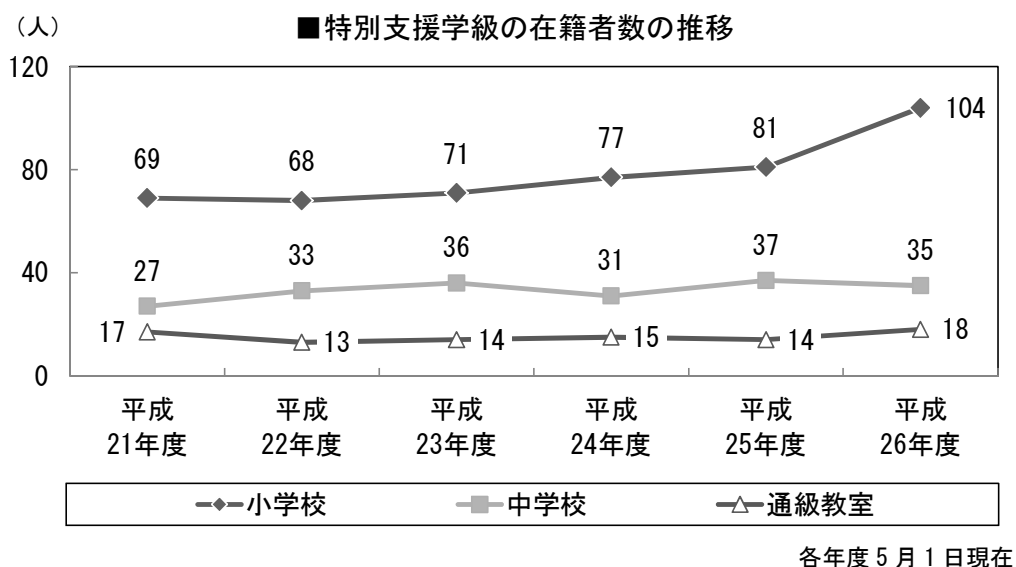
(6) 障害のある児童・生徒の状況

① 特別支援学級、特別支援学校の在籍者数

小学校・中学校の特別支援学級に通う児童・生徒数の推移をみると、平成 21 年度から平成 25 年度までは小学校、中学校、通級教室ともほぼ横ばいとなっていますが、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて小学校の在籍者数が増加しています。

特別支援学校に通う児童・生徒数の推移をみると、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて幼児部、小学部、中学部、高等部の在籍者数がすべて増加し、その後はほぼ横ばいとなっている中、高等部では平成 25 年度から平成 26 年度にかけて在籍者数が大きく増加しています。

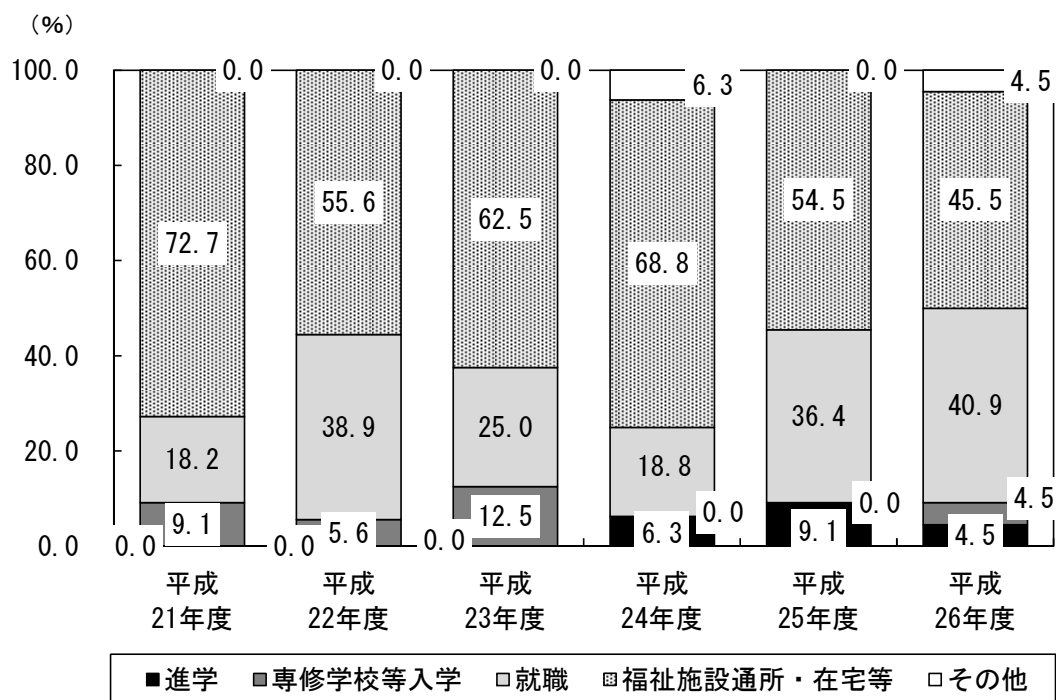
また、本市には県内唯一の盲学校やろう学校があるため、市外からも障害のある児童・生徒が通ってきていると思われます。



② 特別支援学校高等部卒業者の進路状況

市内外の特別支援学校の高等部を卒業した生徒の進路先をみると、各年度とも福祉施設通所・在宅等が最も多く、次いで就職が多くなっています。

平成 24 年度から平成 26 年度にかけて進学を選択する生徒が出始めている一方で、平成 25、26 年度では福祉施設通所・在宅等を選択する生徒が減少しています。

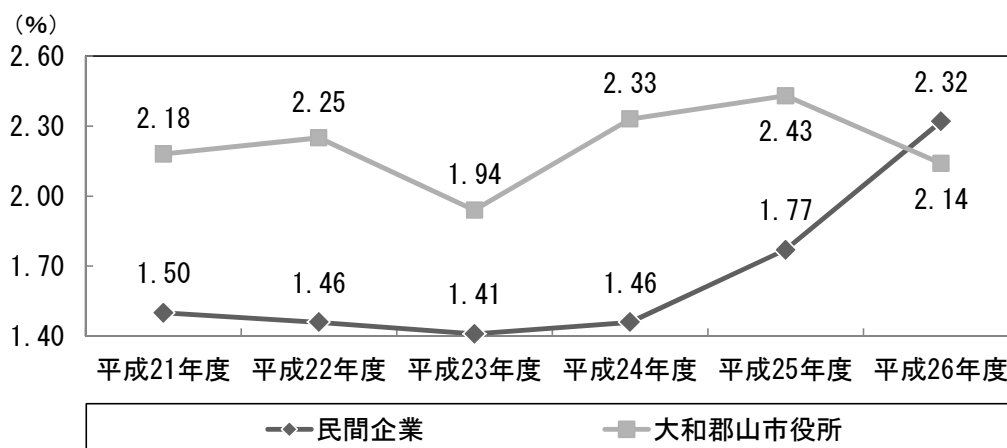


(7) 就労

① 障害のある人の雇用率（実雇用率）

障害のある人の法定雇用率は、民間企業で 2.0%、地方公共団体で 2.3%となっています。本市では、民間企業の雇用率は平成 24 年度から急激に増加しており、平成 26 年度時点で法定雇用率を上回っています。

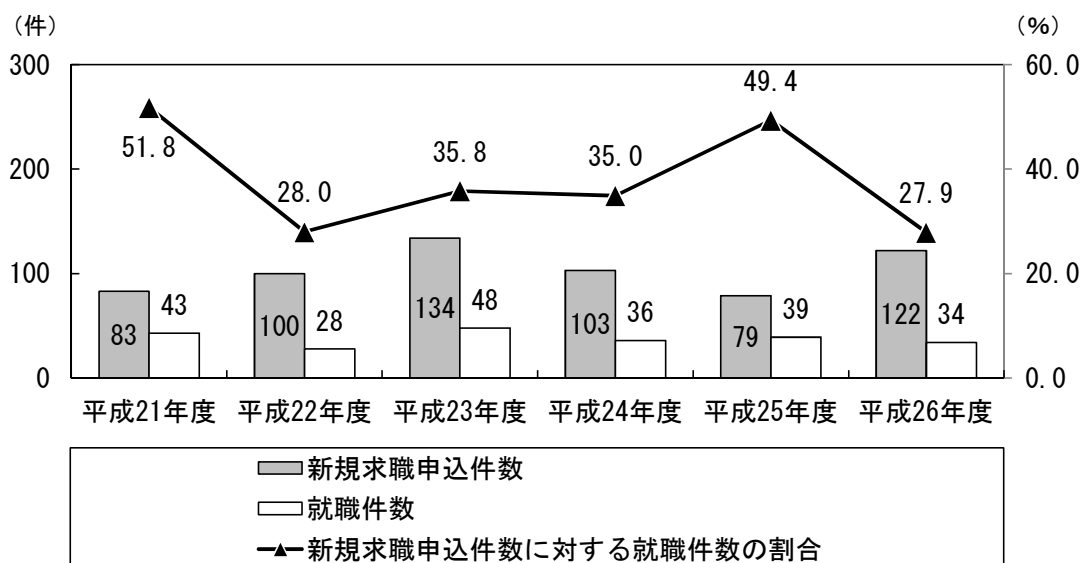
特別支援学校高等部卒業者の進路状況で平成 24 年度から平成 26 年度にかけて「就職」の割合が増えており、高等部を卒業して市内の民間企業に就職する人が増えていることがうかがえます。



② 身体障害者手帳所持者の就労状況の推移

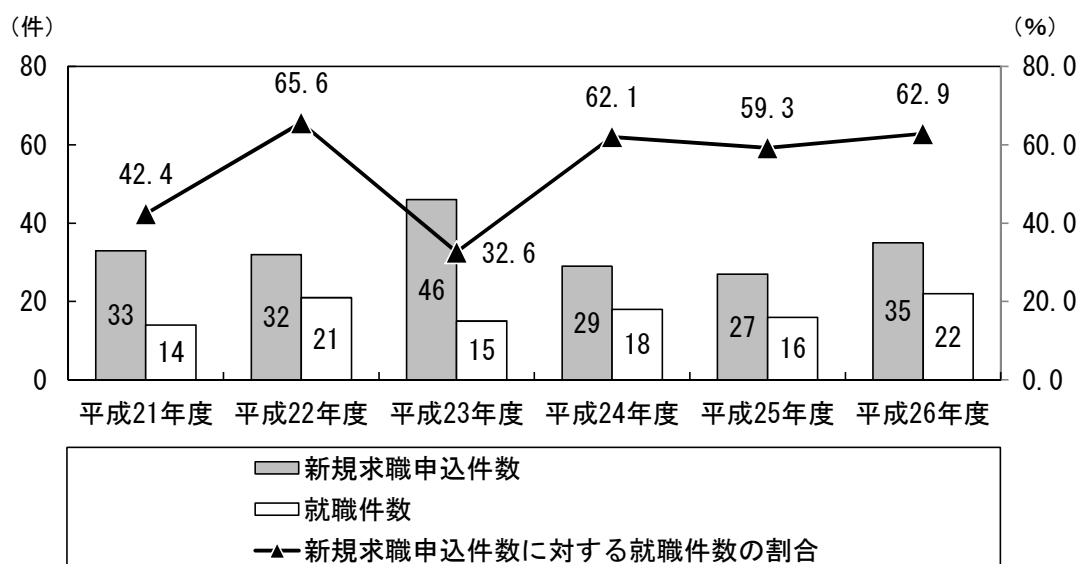
身体障害者手帳所持者は 65 歳以上の方が約 72%を占めていますが、他の手帳所持者よりも人数が多いため、新規求職申込件数も療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者と比較して多くなっています。

平成 25 年度から平成 26 年度にかけて新規求職申込件数が増加したものの、就職件数が若干減少し、新規求職申込件数に対する就職件数の割合が減少しています。



③ 療育手帳所持者の就労状況の推移

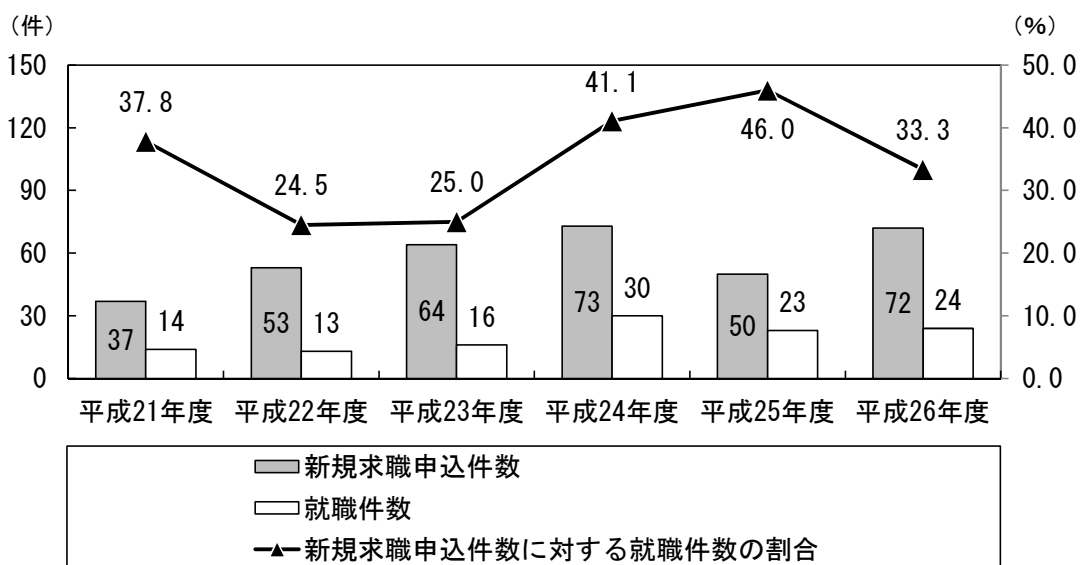
療育手帳所持者の就労状況をみると、特に平成 24 年度以降では新規求職申込件数に対する就職件数の割合がほぼ横ばいで推移しており、求職者が一定数就職できていることがわかります。



④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の就労状況の推移

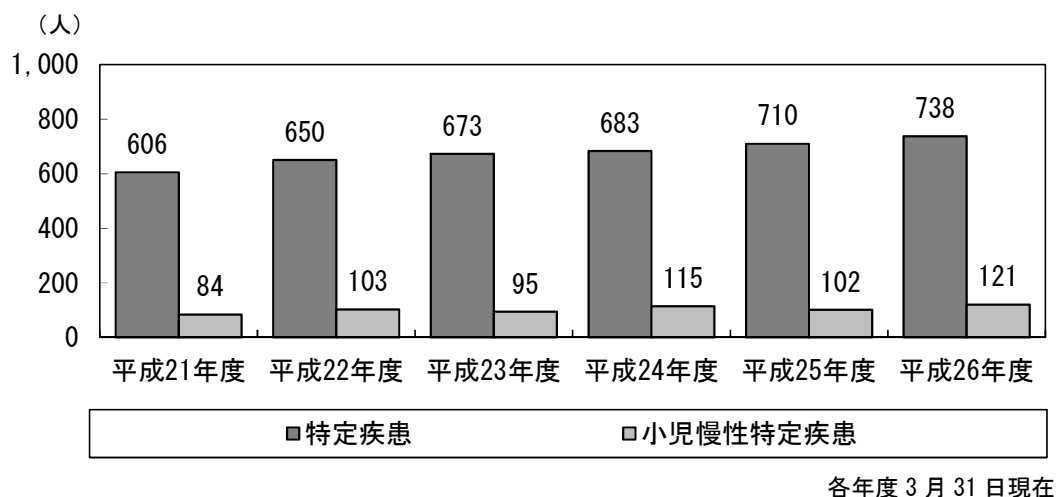
現在、精神障害者保健福祉手帳所持者は法定雇用率の算出に加える必要がないため、一般には雇用率も低くなる傾向がありますが、本市では新規求職申込件数に対する就職件数の割合が身体障害者手帳所持者と同程度となっています。

また、平成 30 年度から精神障害者保健福祉手帳所持者も法定雇用率の算出に加えることとなるため、割合はさらに上昇することが予想されます。



(8) 特定疾患（難病）

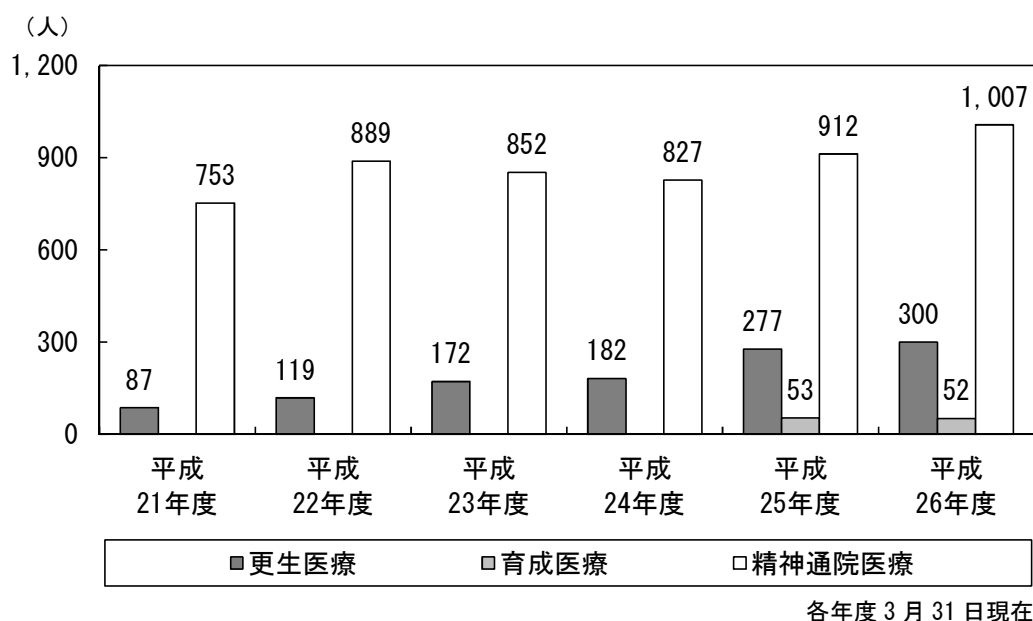
国が定める特定疾患（治療が難しく、医療費受給の対象となる疾患）の患者数は増加傾向にあります。平成21年度から平成26年度にかけての推移をみると、特定疾患では132人の増加となり、小児がんなどの小児慢性特定疾患では37人の増加となっています。



(9) 自立支援医療費受給者数

自立支援医療費受給者数の推移をみると、各年度とも精神通院医療が突出して多くっており、また更生医療も一貫して増加傾向にあります。

このうち、更生医療費受給者の増加は身体障害者手帳所持者の増加に伴うものと考えられますが、精神通院医療費受給者は精神障害者保健福祉手帳所持者の倍以上となっており、精神通院医療費を受給していても、障害者手帳を申請・所持していない人が多数いることがうかがえます。



2. 市民アンケート調査

(1) 市民アンケート調査について

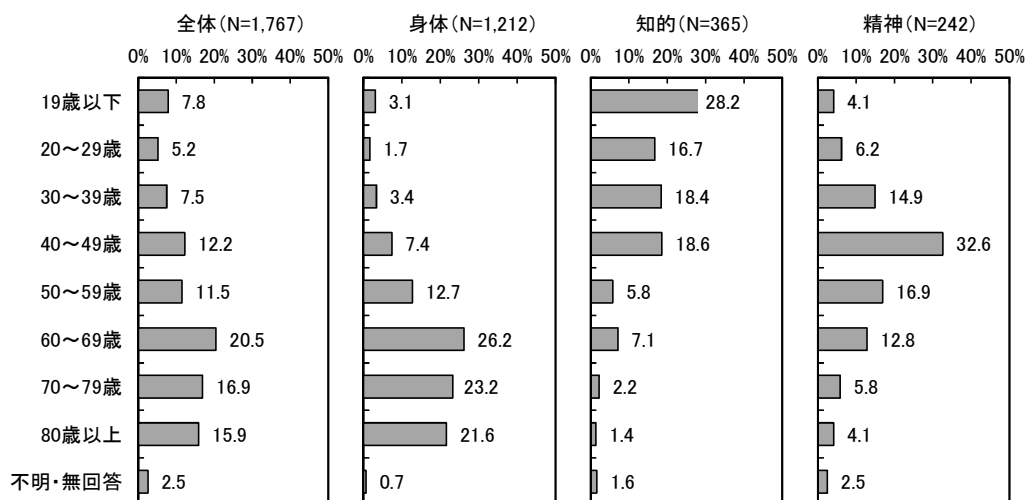
障害者手帳所持者 3,100 人を対象に、計画を策定するにあたっての資料とするためのアンケート調査を実施し、障害のある人の生活や教育、雇用、保健等に関わる意見を把握しました。

	障害のある人対象調査	
調査対象者(配付数)	身体障害者手帳所持者:2,000 通	計 3,100 通配付
	療育手帳所持者:650 通	
	精神障害者保健福祉手帳所持者:450 通	
身体障害者手帳所持者	回収数:1,212 通(60.6%)	※複数の手帳を所持する人がいるため、3手帳所持者ごとの回収数と合計の回収数は一致しない
療育手帳所持者	回収数:365 通(56.2%)	
精神障害者保健福祉手帳所持者	回収数:242 通(53.8%)	
上記合計	回収数:計 1,767 通(57.0%)	
調査期間	平成 27 年 8 月 11 日～平成 27 年 8 月 31 日	
調査方法	無作為抽出で、郵送配付・郵送回収	

(2) 市民アンケート調査の結果（抜粋）

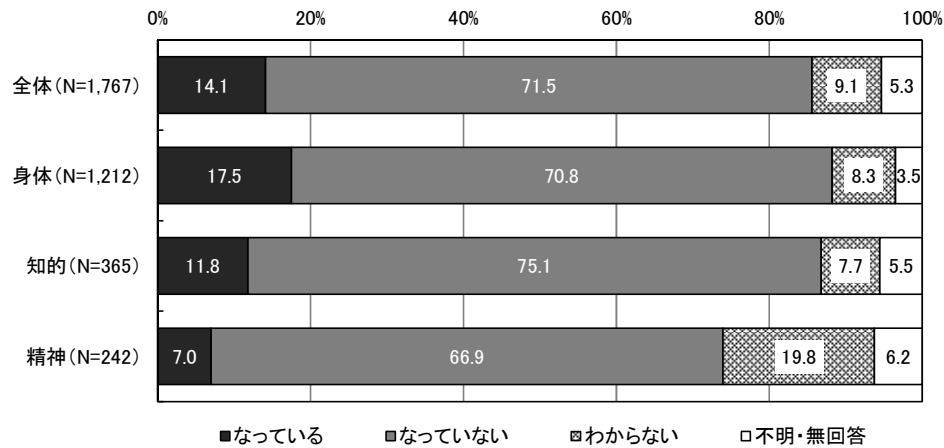
① 年齢

年齢についてみると、身体障害者手帳所持者（「身体」）では「60～69 歳」、療育手帳所持者（「知的」）では「19 歳以下」、精神障害者保健福祉手帳所持者（「精神」）では「40～49 歳」からの回答が最も多くなっています。



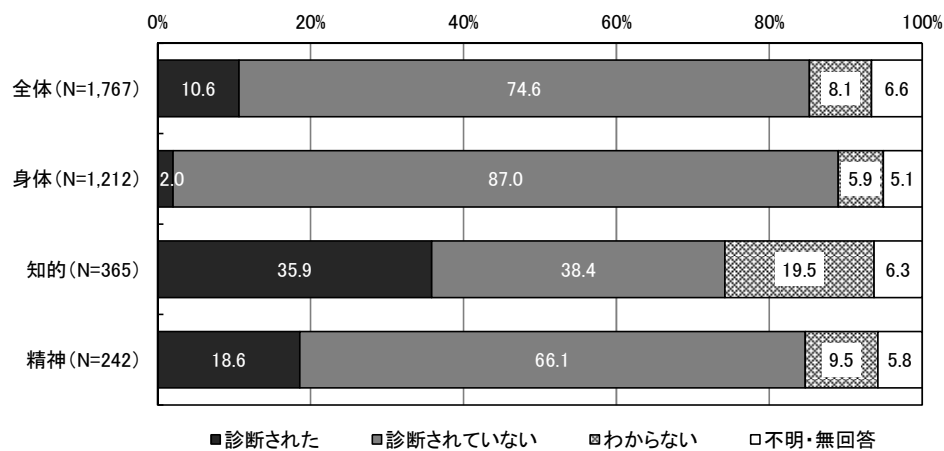
② 難病

難病（特定疾患）の対象者と「なっている」割合についてみると、身体障害者手帳所持者では 17.5%、療育手帳所持者では 11.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 7.0%となっています。

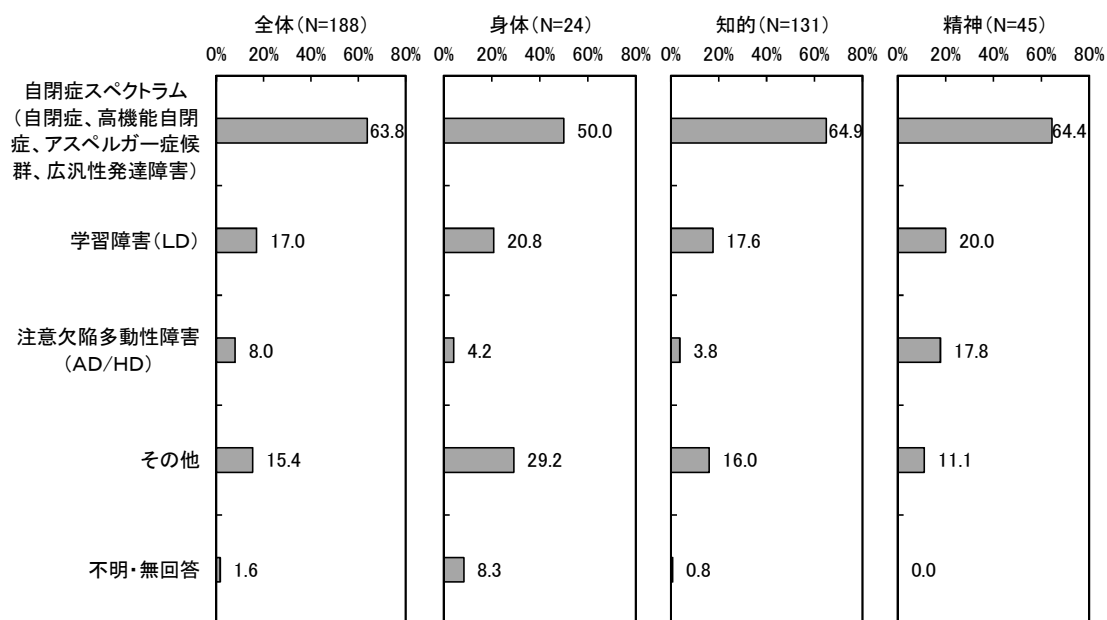


③ 発達障害

発達障害として「診断された」割合についてみると、身体障害者手帳所持者では 2.0%、療育手帳所持者では 35.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 18.6%となっています。

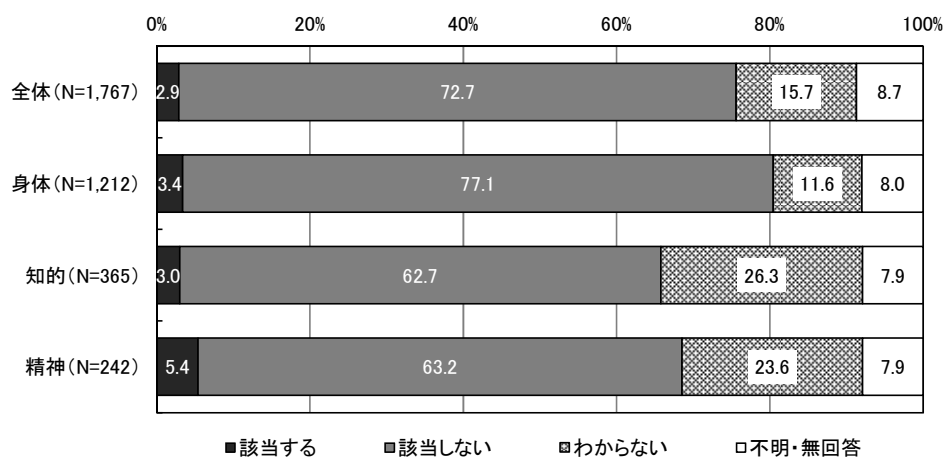


発達障害と診断された人の障害の内容についてみると、3つの手帳所持者（身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者）ともに「自閉症スペクトラム（自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害）」が最も高く、5～6割となっています。



④ 高次脳機能障害

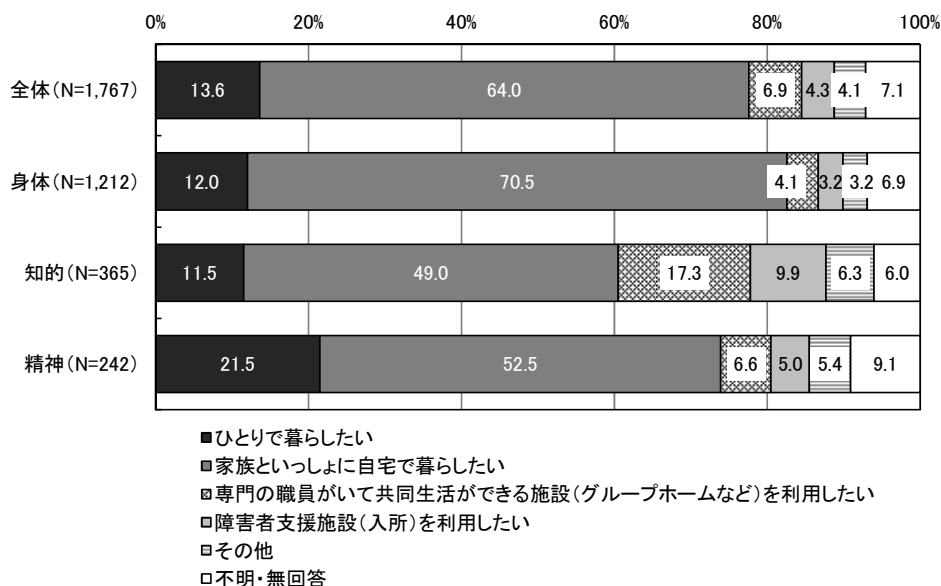
高次脳機能障害に「該当する」割合についてみると、身体障害者手帳所持者では 3.4%、療育手帳所持者では 3.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 5.4%となっています。



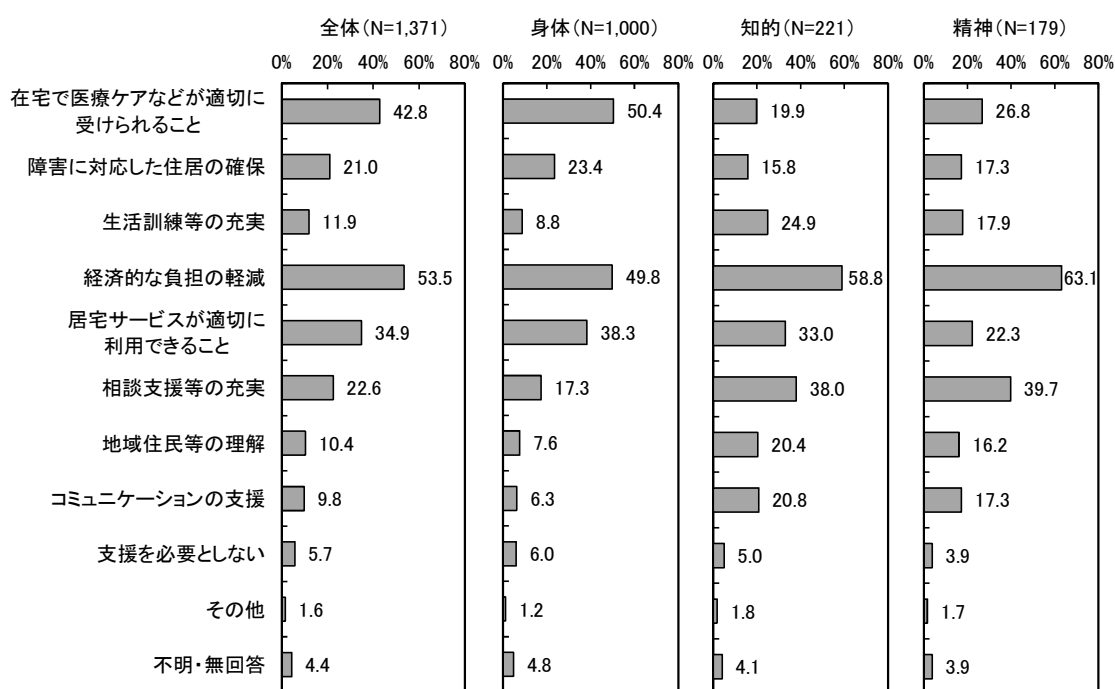
⑤ 今後希望する暮らし方

今後希望する暮らし方についてみると、3つの手帳所持者ともに「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が最も高くなっています。

また、療育手帳所持者では「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」が17.3%と、手帳別でみると高くなっています。

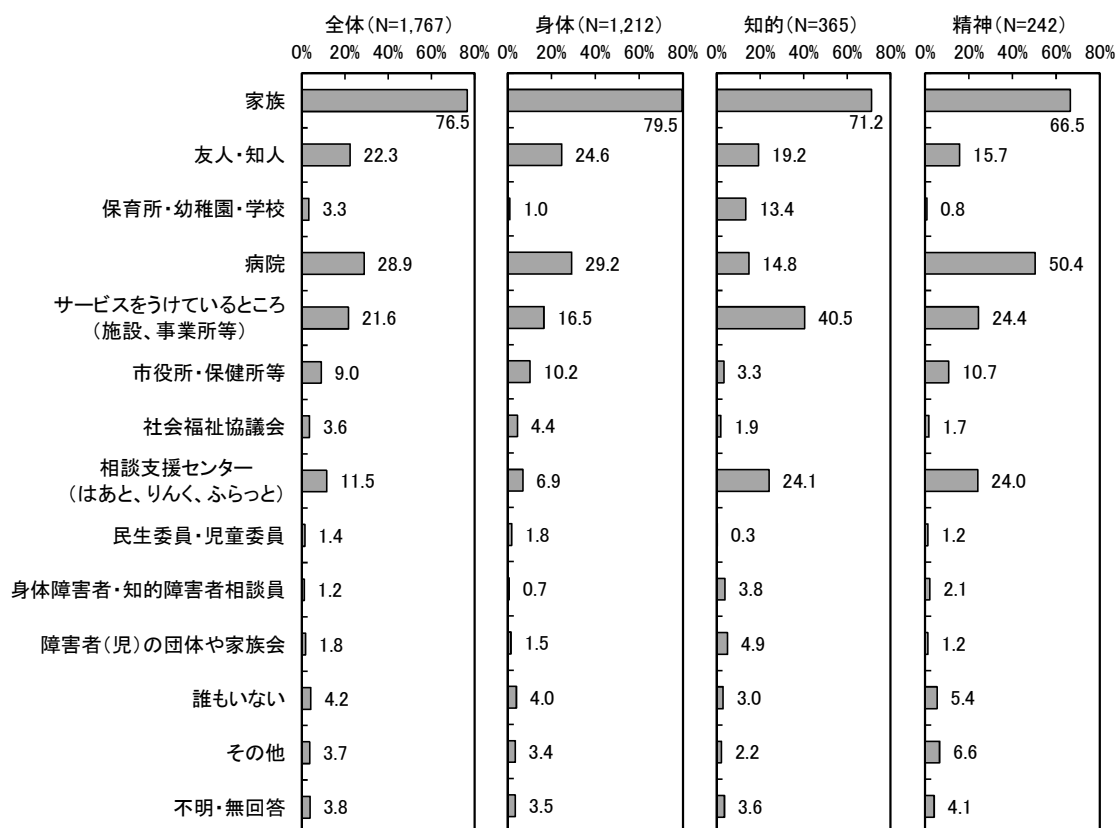


一人暮らしや家族といっしょに自宅で暮らすことを希望する人に、在宅で暮らす際に希望する支援についてうかがうと、身体障害者手帳所持者では、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が最も高く、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。



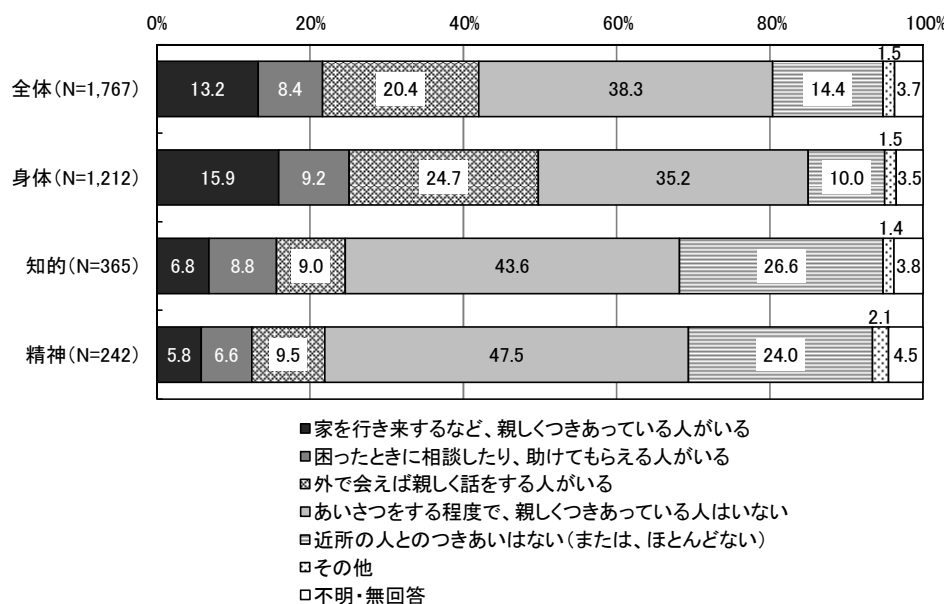
⑥ 悩みや困ったことの相談先

現在の生活で悩みや困ったことの相談先についてみると、3つの手帳所持者ともに「家族」が最も高く、6～7割となっています。また、療育手帳所持者では「サービスをうけているところ（施設、事業所等）」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「病院」がそれぞれ4～5割と比較的高くなっています。療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談支援センター（はあと、りんく、ふらっと）」が2割以上とやや高くなっています。



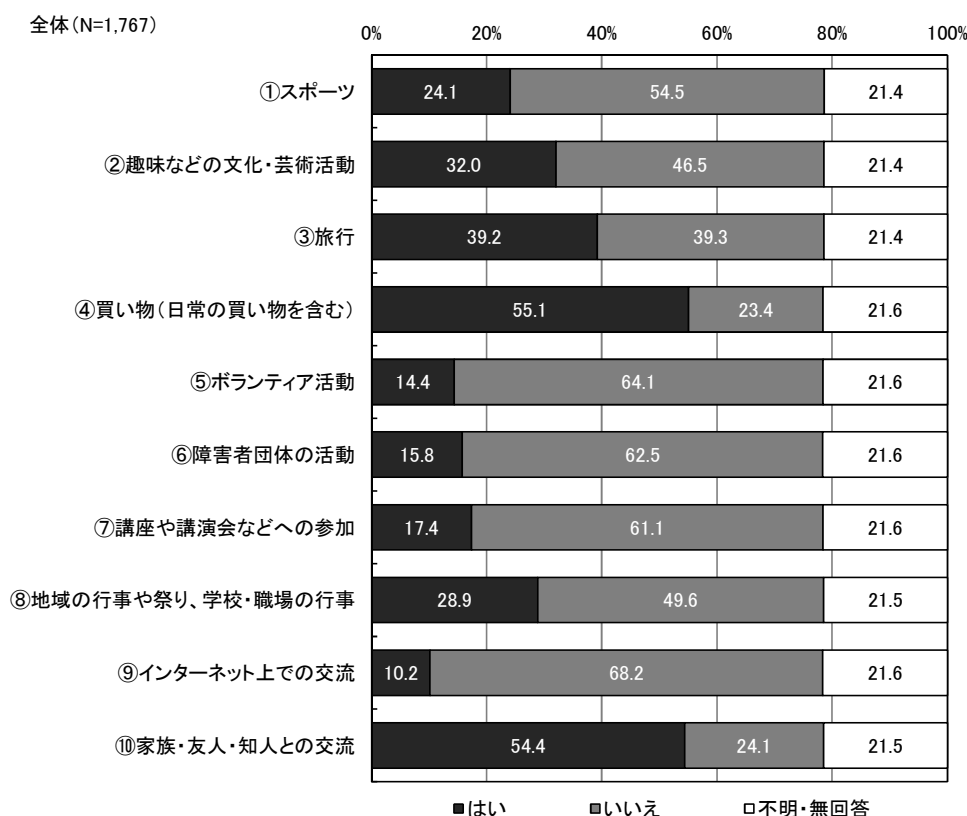
⑦ 地域社会との関わり

近所の人とのつきあいの程度についてみると、3つの手帳所持者ともに「あいさつをする程度で、親しくつきあっている人はいない」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「近所の人とのつきあいはない（または、ほとんどない）」が2割以上となっています。



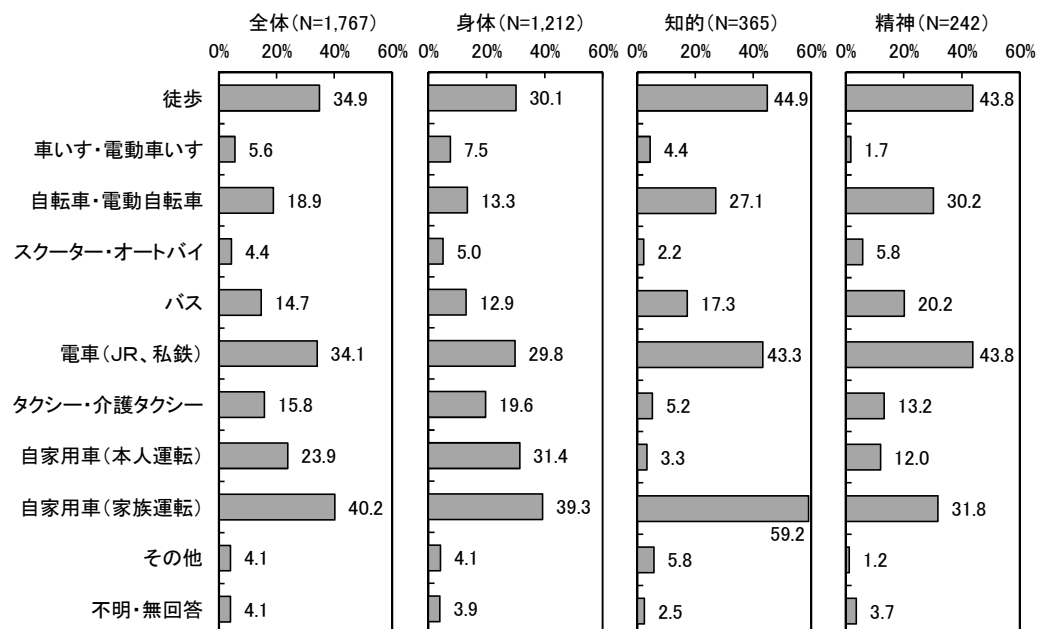
⑧ 今後参加したい活動（①～⑩について、今後参加したい活動に「はい」と回答）

今後、どのような活動に参加したいかについてみると、「④買い物（日常の買い物を含む）」「⑩家族・友人・知人との交流」が5割以上と高くなっています。また、「③旅行」「②趣味などの文化・芸術活動」も比較的高くなっています。



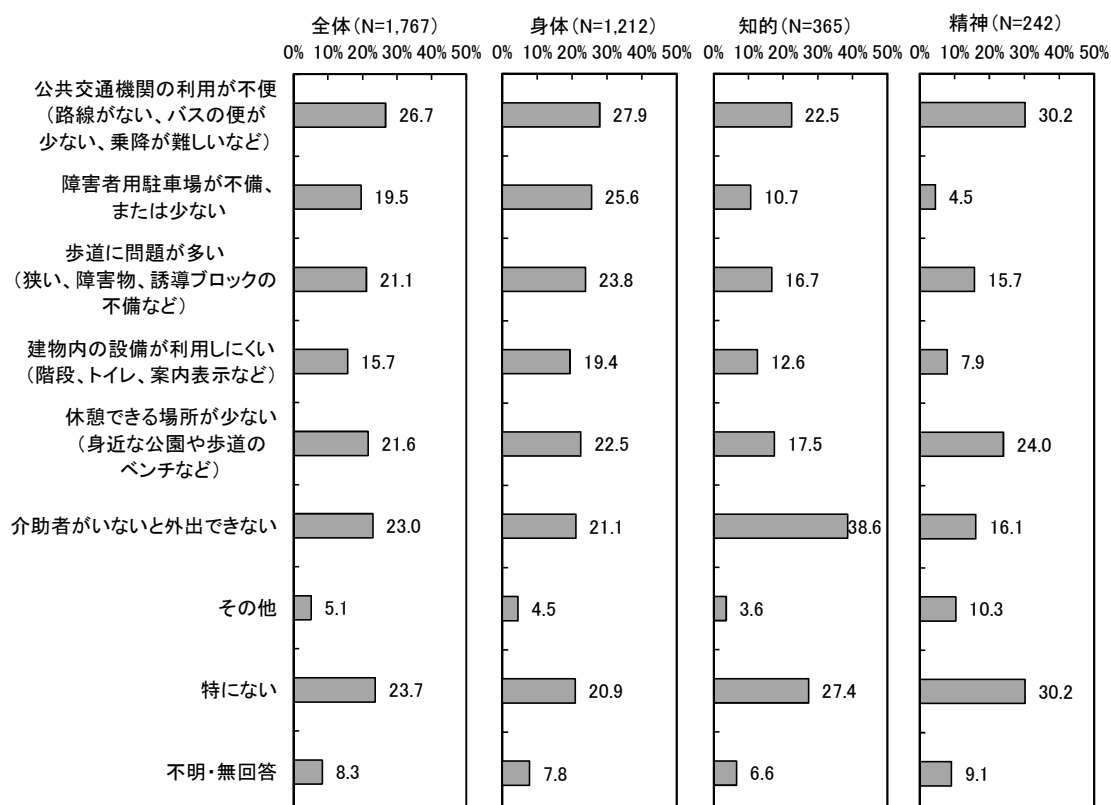
⑨ 外出の際に不便に感じたり困ること

外出する際の交通手段についてみると、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者では「自家用車（家族運転）」が最も高く、精神障害者保健福祉手帳所持者では「徒歩」「電車（JR、私鉄）」が最も高くなっています。



外出の際の不便さや困ることについてみると、身体障害者手帳所持者では「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」、療育手帳所持者では「介助者がいないと外出できない」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」「特にない」がそれぞれ最も高くなっています。

また、身体障害者手帳所持者では「障害者用駐車場が不備、または少ない」が25.6%と、手帳別でみると高くなっています。



⑩ 休みの日の日中の主な過ごし方

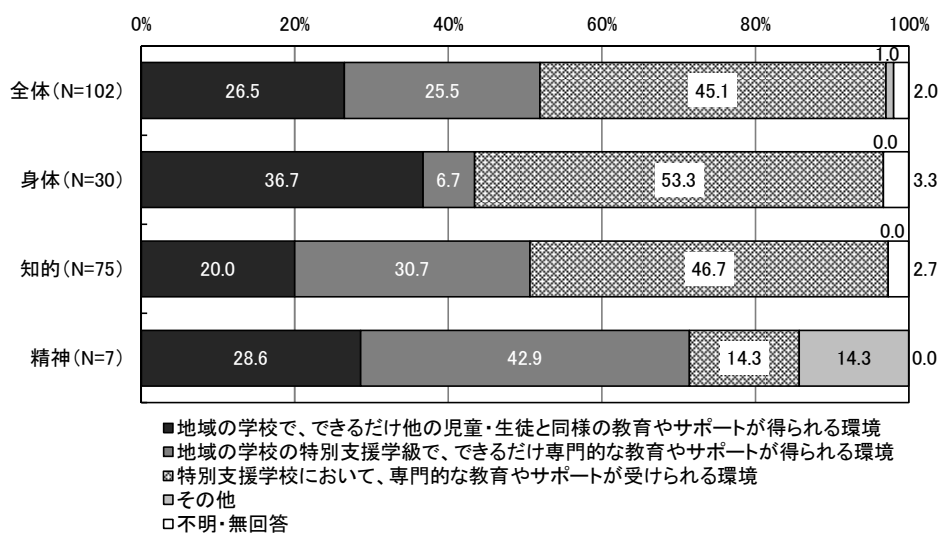
休みの日の過ごし方を年齢別でみると、各年代で「自宅でテレビを観て過ごす」が最も高く、7～8割となっています。また、「19歳以下」では、「放課後等デイサービスを利用している」が27.7%と、年齢別でみると高くなっています。

上段:度数 下段:%	習い事や趣味を行っている	自宅でテレビを観て過ごす	スポーツやレクリエーションに参加する	資格取得や職業訓練を受ける	買物や飲食などで外出する	移動支援サービスを利用している	日中一時支援事業等を利用している	散歩など、近所に出かける
合計 (N=1,767)	353 20.0	1275 72.2	128 7.2	14 0.8	924 52.3	136 7.7	70 4.0	522 29.5
19歳以下 (N=137)	39 28.5	110 80.3	17 12.4	0 0.0	88 64.2	27 19.7	10 7.3	36 26.3
20～29歳 (N=92)	27 29.3	68 73.9	5 5.4	2 2.2	55 59.8	19 20.7	9 9.8	23 25.0
30～39歳 (N=132)	32 24.2	96 72.7	11 8.3	2 1.5	80 60.6	23 17.4	4 3.0	40 30.3
40～49歳 (N=216)	33 15.3	152 70.4	14 6.5	4 1.9	120 55.6	24 11.1	13 6.0	54 25.0
50～59歳 (N=204)	43 21.1	145 71.1	16 7.8	3 1.5	132 64.7	11 5.4	5 2.5	59 28.9
60～69歳 (N=362)	68 18.8	257 71.0	26 7.2	1 0.3	194 53.6	11 3.0	4 1.1	114 31.5
70～79歳 (N=298)	69 23.2	221 74.2	30 10.1	1 0.3	159 53.4	5 1.7	11 3.7	113 37.9
80歳以上 (N=281)	35 12.5	201 71.5	5 1.8	1 0.4	80 28.5	16 5.7	14 5.0	71 25.3

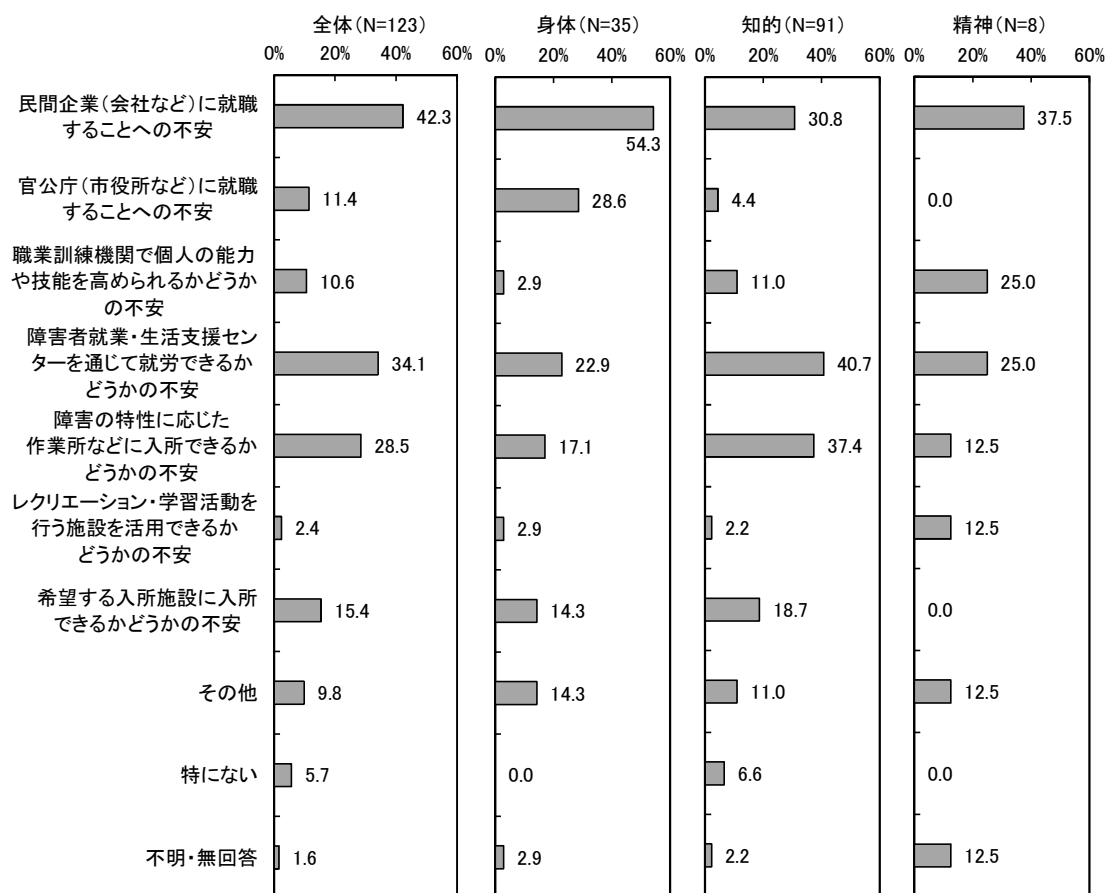
上段:度数 下段:%	ボランティア活動や障害者団体の活動に参加する	家の手伝いをする（調理・掃除・洗濯等）	放課後等デイサービスを利用している	ファミリー・サポート・センターを利用している	特に何もしない	その他	不明・無回答
合計 (N=1,767)	55 3.1	583 33.0	71 4.0	18 1.0	190 10.8	156 8.8	87 4.9
19歳以下 (N=137)	1 0.7	40 29.2	38 27.7	4 2.9	3 2.2	17 12.4	3 2.2
20～29歳 (N=92)	4 4.3	32 34.8	0 0.0	4 4.3	7 7.6	9 9.8	4 4.3
30～39歳 (N=132)	4 3.0	49 37.1	2 1.5	3 2.3	11 8.3	14 10.6	4 3.0
40～49歳 (N=216)	11 5.1	72 33.3	1 0.5	2 0.9	26 12.0	17 7.9	5 2.3
50～59歳 (N=204)	7 3.4	83 40.7	0 0.0	1 0.5	23 11.3	18 8.8	10 4.9
60～69歳 (N=362)	9 2.5	126 34.8	3 0.8	2 0.6	46 12.7	24 6.6	19 5.2
70～79歳 (N=298)	11 3.7	95 31.9	9 3.0	1 0.3	24 8.1	22 7.4	17 5.7
80歳以上 (N=281)	4 1.4	74 26.3	16 5.7	1 0.4	46 16.4	31 11.0	15 5.3

⑪ 保育・教育について（保育所（園）や幼稚園、学校に通っている方のみ回答）

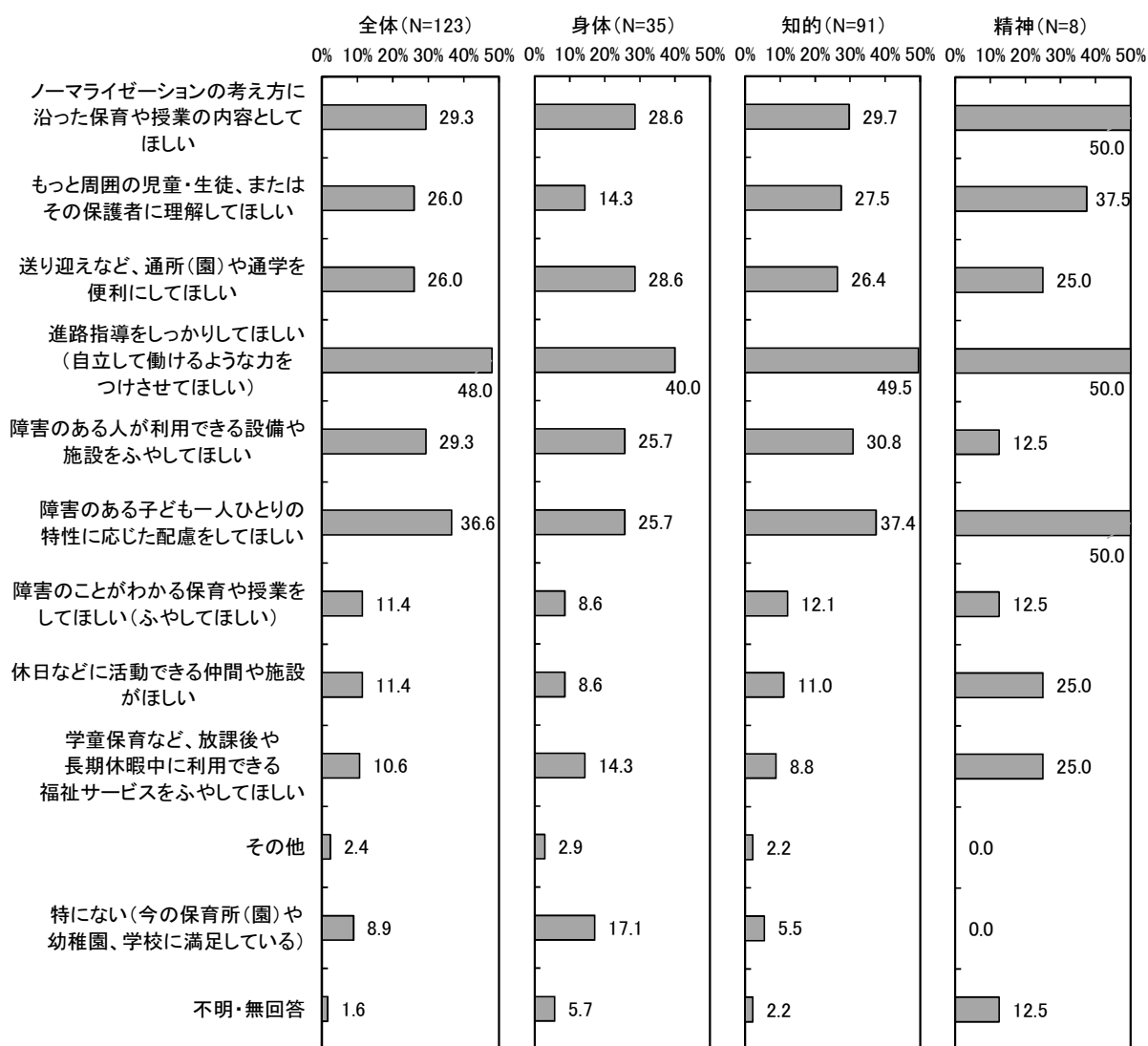
特別支援学校や特別支援学級、普通学級、大学・短大・専門学校に通う人に、望ましい就学環境についてうかがうと、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者では「特別支援学校において、専門的な教育やサポートが受けられる環境」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「地域の学校の特別支援学級で、できるだけ専門的な教育やサポートが得られる環境」がそれぞれ最も高くなっています。



学校教育終了後の進路を考えるにあたって不安なことについてみると、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「民間企業（会社など）に就職することへの不安」が最も高く、また、療育手帳所持者では「障害者就業・生活支援センターを通じて就労できるかどうかの不安」が最も高く、次いで「障害の特性に応じた作業所などに入所できるかどうかの不安」が高くなっています。

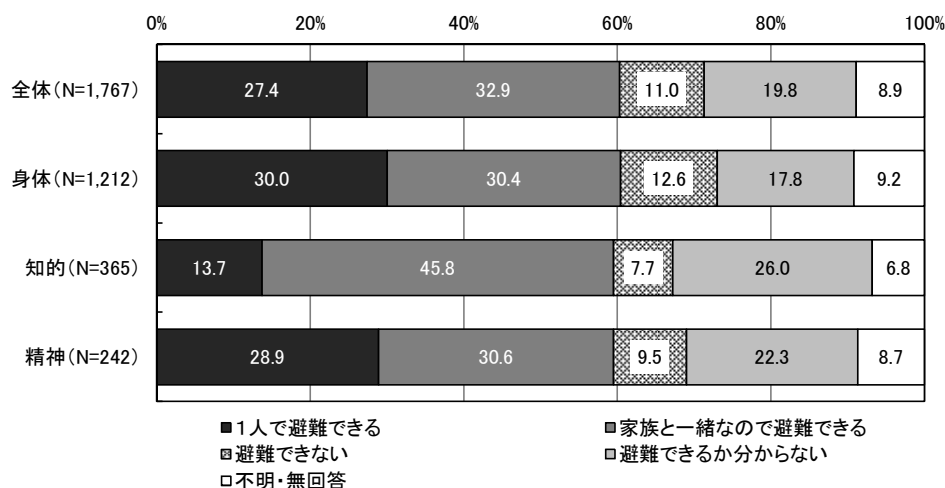


保育や教育で今後必要なことについてみると、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者では「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」が最も高く、精神障害者保健福祉手帳所持者では「ノーマライゼーションの考え方に沿った保育や授業の内容としてほしい」「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」「障害のある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮をしてほしい」がそれぞれ最も高くなっています。



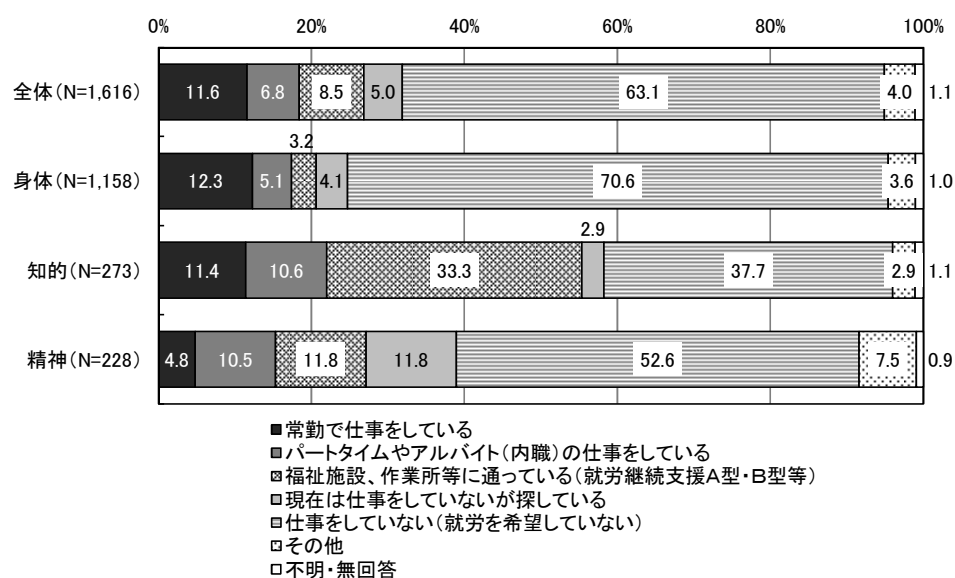
⑫ 災害時の避難について

災害発生時の避難についてみると、3つの手帳所持者ともに「家族と一緒になので避難できる」が最も高くなっていますが、療育手帳所持者では「避難できない」が次いで高くなっています。

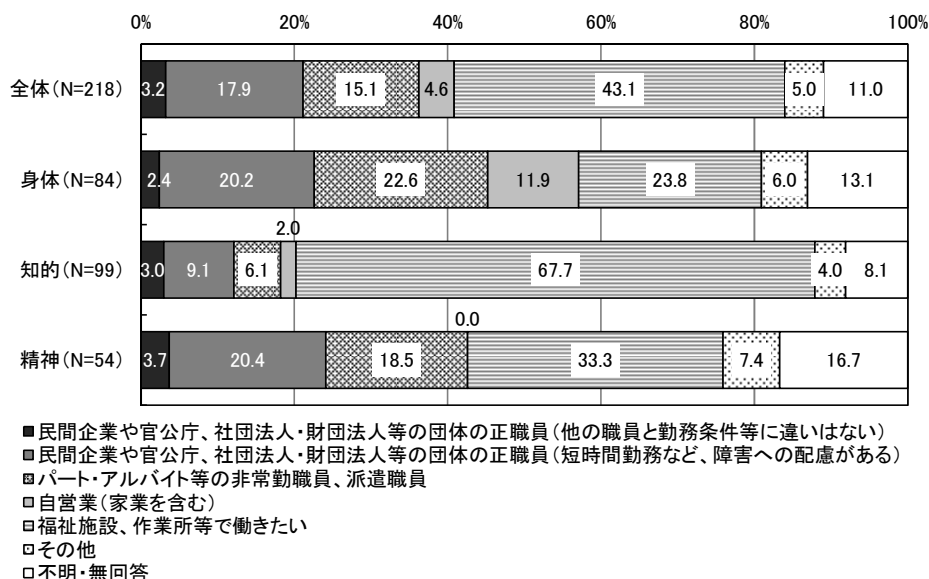


⑬ 仕事について（保育所（園）や幼稚園、学校に通っていない方のみ回答）

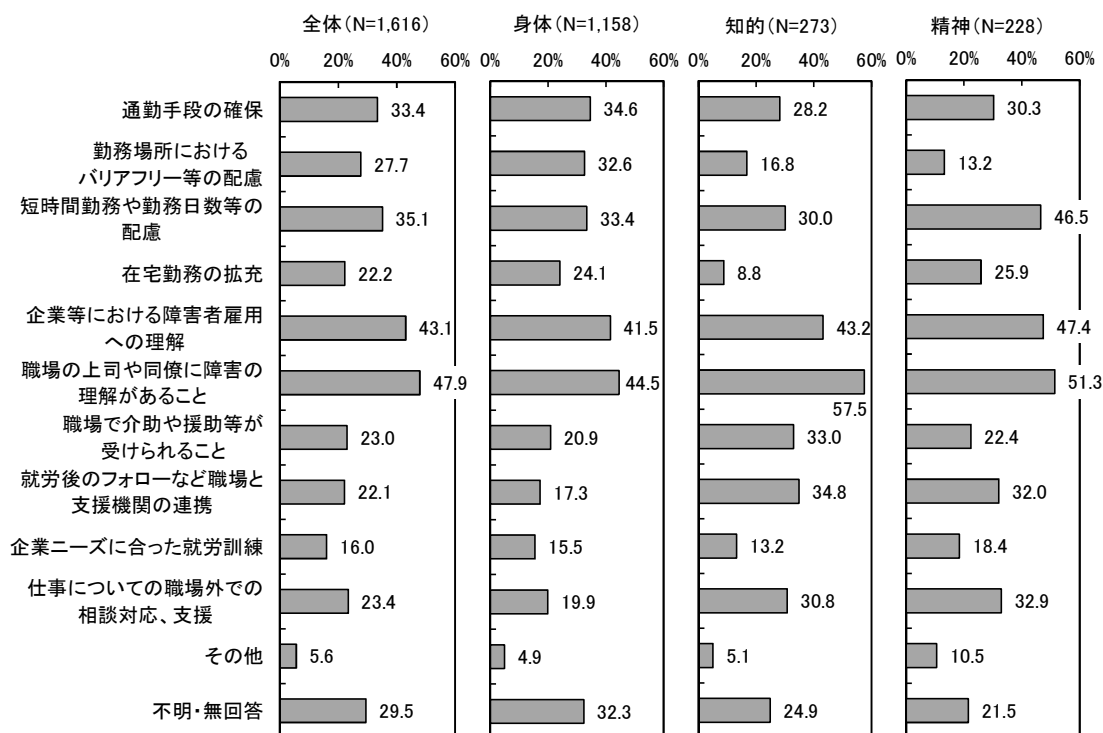
現在の就労状況や形態についてみると、3つの手帳所持者ともに「仕事をしていない（就労を希望していない）」が最も高くなっています。



現在福祉施設や作業所に通っている、または仕事をしていないが探している人に今後希望する働き方についてうかがうと、3つの手帳所持者ともに「福祉施設、作業所等で働きたい」が最も高く、特に療育手帳所持者では67.7%と、手帳別にみると高くなっています。

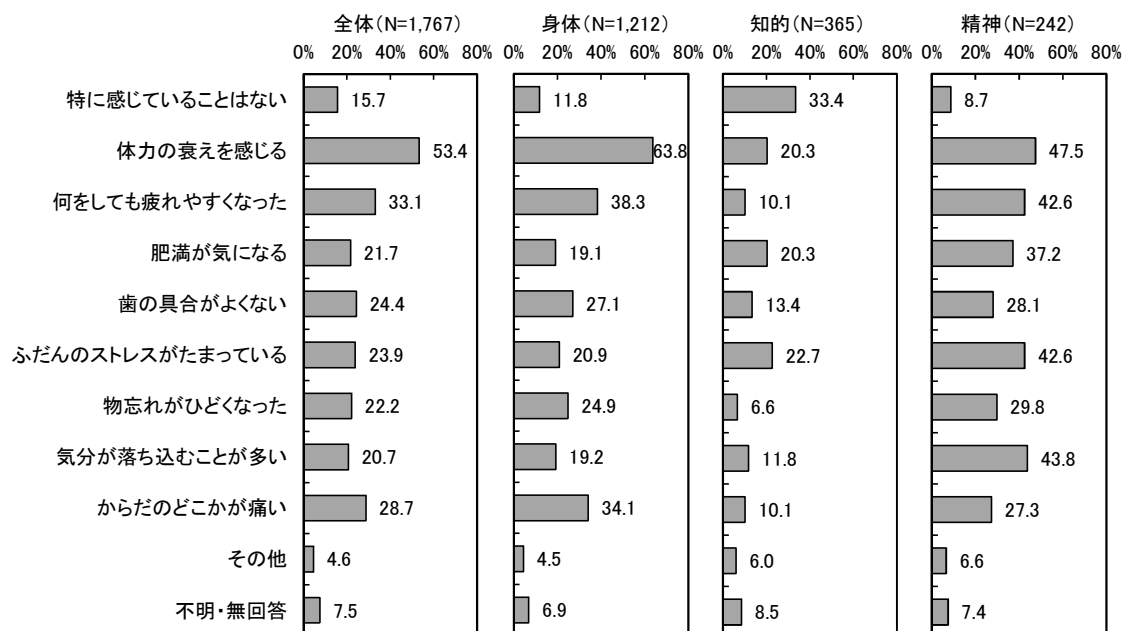


障害のある人への必要な就労支援についてみると、3つの手帳所持者ともに「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も高く、次いで「企業等における障害者雇用への理解」が高くなっています。



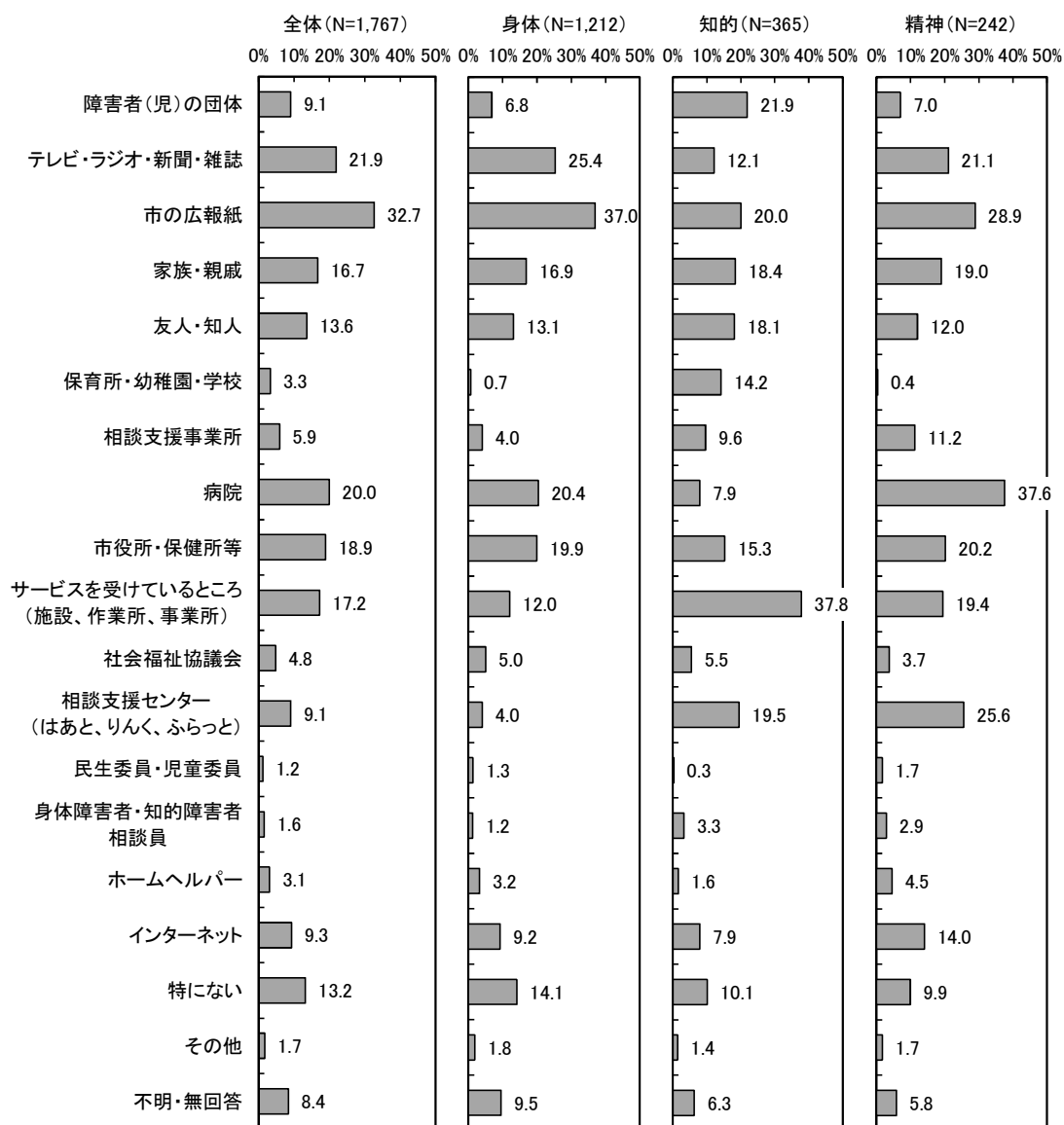
⑭ 医療・保健について

最近の健康状態で感じることにしてみると、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「体力の衰えを感じる」、療育手帳所持者では「特に感じていることはない」が最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「ふだんのストレスがたまっている」「気分が落ち込むことが多い」が約4割となっています。

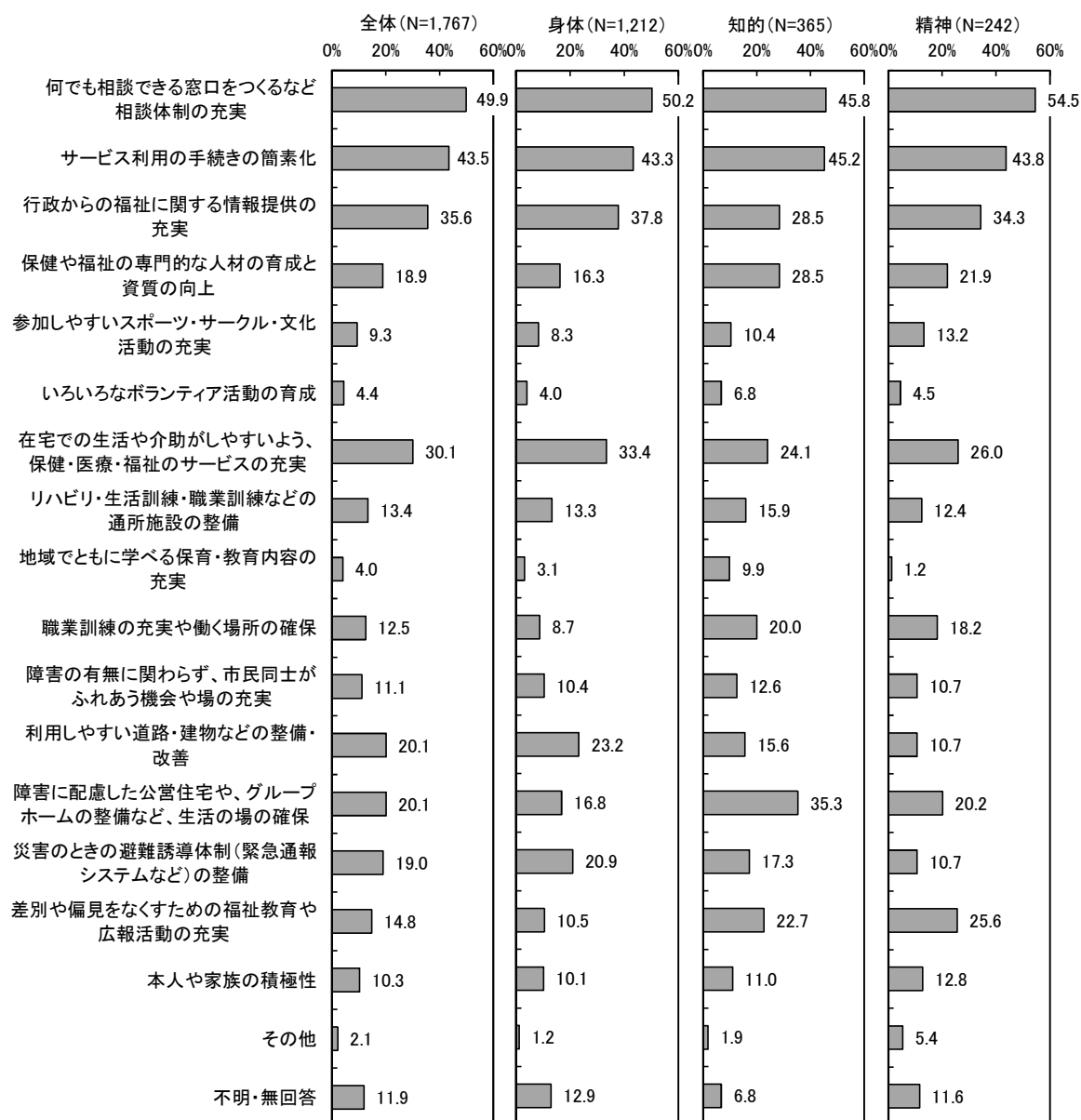


⑮ 障害者福祉施策について

サービスに関する情報の入手先についてみると、身体障害者手帳所持者では「市の広報紙」、療育手帳所持者では「サービスを受けているところ（施設・作業所・事業所）」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「病院」が最も高くなっています。

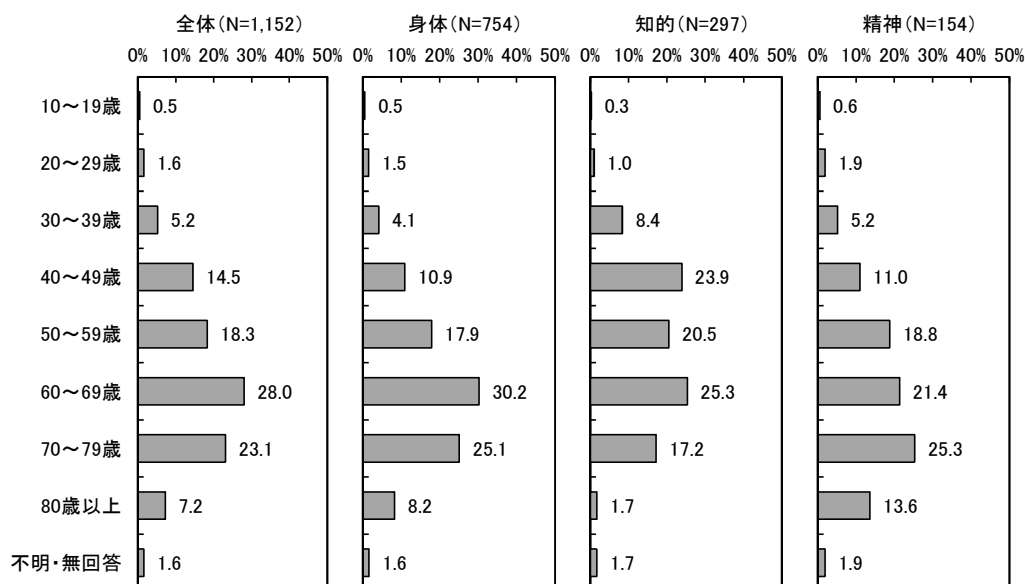


障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについてみると、3つの手帳所持者ともに「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」となっています。また、療育手帳所持者では「障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」が35.3%と、手帳別にみると高くなっています。

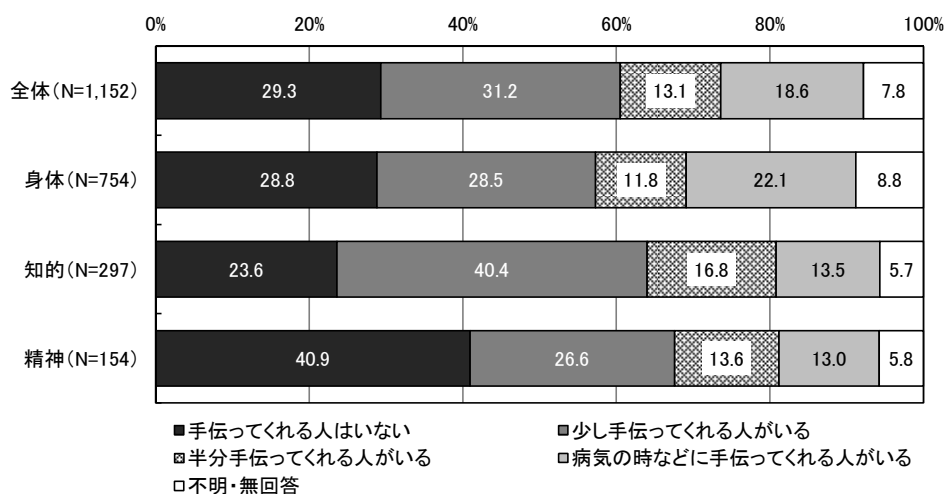


⑩ 家庭内での介助者について（家庭内で主に介助している方が回答）

主な介助者が家庭内にいる人に介助者の年齢についてうかがうと、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者では「60～69 歳」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「70～79 歳」が最も高くなっています。



主な介助者が家庭内にいる人に介助者を手伝える人がいるかについてうかがうと、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「手伝ってくれる人はいない」、療育手帳所持者では「少し手伝ってくれる人がいる」が最も高くなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

すべての人が安心して、地域の中で
いきいきと暮らせるまち 大和郡山

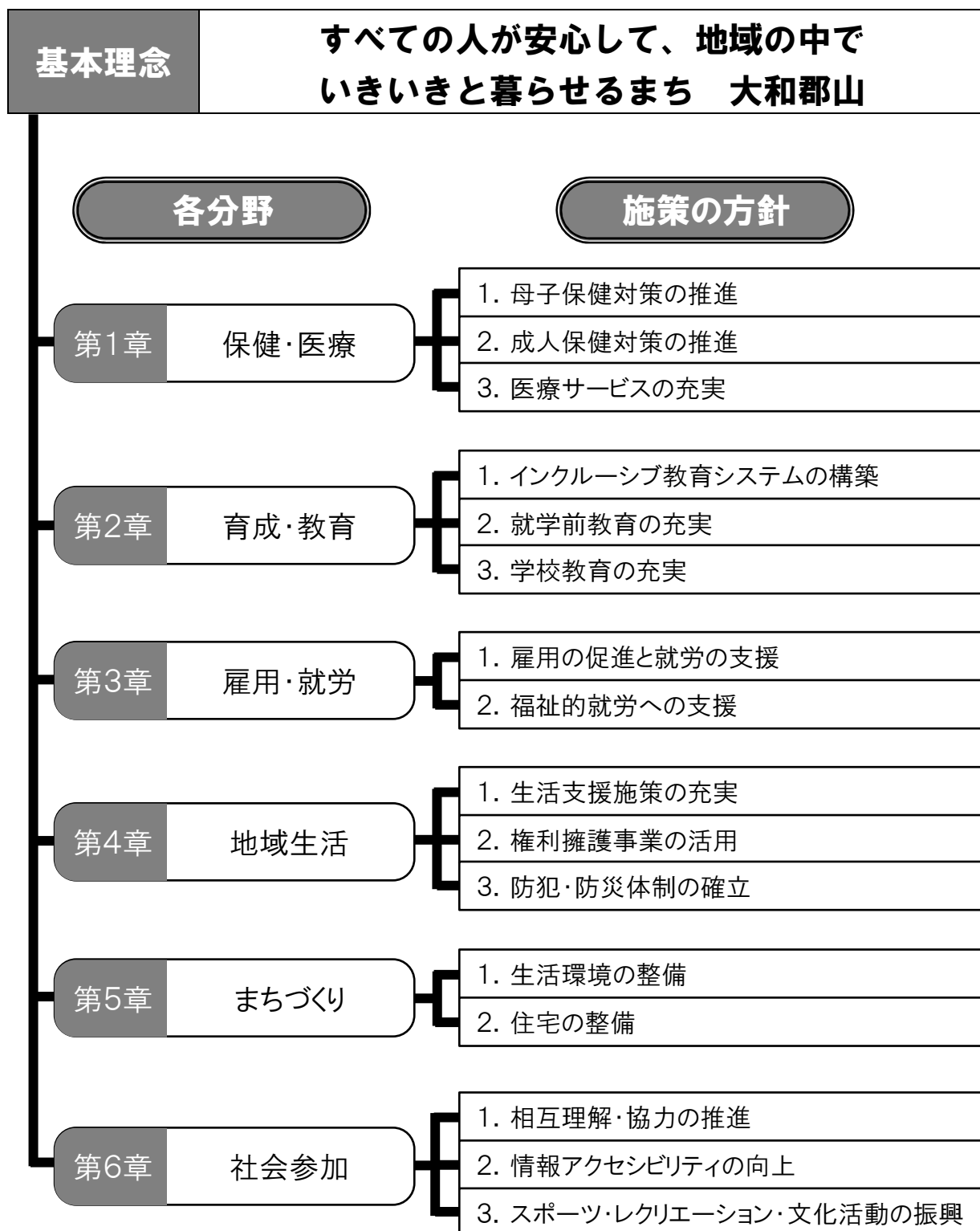
障害者基本法第1条には、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という理念にのっとり、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すると規定されています。

本市においても、障害の有無に関わらず、各々の個性が尊重され、周囲の理解や支援を受けながら最大限自立し、一人の市民として暮らしていける姿をめざしていくことが必要です。

また、生活拠点や就労等において地域社会への移行が進められる中で、地域からの孤立等を防ぎ、安心して生活できる環境が強く求められています。そのため、今までは「障害のある人」対「施設等の支援拠点・機関」という点のつながりであった社会環境を、障害のある人が身近な地域や人とのつながりを築きながら、そのつながりと支援拠点・機関が緊密に連携し、障害のある人への支援を図っていくという面的なつながりとしていくことが求められています。

以上を踏まえ、障害のある人の日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解・協力のもとで受けることができるよう、「すべての人が安心して、地域の中でいきいきと暮らせるまち 大和郡山」をめざします。

2. 施策体系



2. 各 論



第1章 保健・医療

1. 母子保健対策の推進

現状と課題

- 「第4次大和郡山市障害福祉計画」から障害児支援が障害福祉サービスにおける活動指標に加わっており、平成27年3月に策定した「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画」の内容とも整合性を図る必要があります。
- 「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画」では「子育て・親育ちができる環境づくり」において母子保健の充実について、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援や医療体制の充実に取り組んでいくことを定めています。
- 【アンケートより】発達障害の対象は全体で約1割ですが、療育手帳所持者では約4割と多く、うち約6割が「自閉症スペクトラム（自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害）」と診断されています。また、高次脳機能障害に該当するか「わからない」という回答者が約2割となっており、検査を受けていない、もしくは結果を知らない人がいることがうかがえます。
- 【アンケートより】主な介助者の年齢についてみると、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者では、「60～69歳」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「70～79歳」が最も高く、介護者の高齢化がうかがえます。また一人で介助している割合が約3割となっており、介助者を支援するような仕組みが必要です。

基本方針

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、すべての子どもと親へ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮し、健康づくりへの支援、医療体制の充実、子育てに対する不安や負担を軽減するための学習機会の提供や仲間づくり、相談体制の充実などに取り組めます。

切れ目のない支援のうち、妊娠期においては安心して子どもを産み育てるための情報の提供や母体の健康診査を行い、また、子育て期には子育て情報や親子同士の交流の場の提供、母子の健康を維持するための健康診査、そして不安を抱える母親への専門的な相談支援を実施します。

妊娠中は、身体的にも精神的にも不安定になりがちであり、母体の健康状態はお腹の赤ちゃんの発育にも影響があります。健診等を通じて、妊婦の健康を守るよう啓発を進めます。

(1) 健康診査の充実

◎妊婦健康診査の補助や妊婦の心身の異常等を早期に発見して適切な治療を施し、母体・胎児ともに健康の保持・増進を図ることを目的とした妊婦一般健康診査を実施します。

◎乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
妊婦一般健康診査	妊婦の心身の異常等を早期発見・早期治療し、母体と胎児の健康の保持・増進を図るため、各医療機関において妊婦一般健康診査を行います。母子健康手帳の交付時に妊婦健診にかかる費用を助成する「妊婦健康診査補助券」を14回分交付します。他市町村から転入された人には、妊娠週数に応じて、補助券を交付します。 ◆妊婦一般健康診査受診者(平成26年度): 1,049人(計8,187回) ◆妊娠の届け出数(平成26年度):682件	保健センター
各種健康診査の実施	乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施します。実施にあたっては、集団での健康診査は月2回行うことで受診しやすくし、また未受診者へのフォローをするなど、早期の全数把握に努めます。 また、健診の精度を上げるため、健診内容を見直し、障害の発見・対応に漏れがないよう、医療機関との連携を図りながら進めます。	保健センター

◆各種健康診査受診状況(平成26年度)

	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	結果:異常なし(人) (要経過観察等でない人)
4か月児健診	617	597	96.8	483
7か月児健診	618	585	94.7	486
1歳6か月児健診	617	591	95.8	身体面 552 精神面 267
3歳児健診	675	605	89.6	身体面 505 視覚面 533 聴覚面 592 精神面 305

(2) 保健指導の充実

◎妊娠期では、助産師、保健師、管理栄養士による訪問指導の充実を図ります。また、妊婦やその家族に対して、妊娠中から出産後にかけて、乳児・産婦訪問指導によって切れ目なく関わることで、妊産婦の健康の保持増進と乳幼児の健やかな発育への支援に努めます。

◎子育て期では幼児の健全発達支援のため、1歳6か月児健康診査で要経過観察児とされた幼児とその保護者及び育児不安がある幼児の保護者を対象にカンガルー教室を実施します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
乳児・産婦訪問指導	妊婦及び生後4か月までの乳児のいる産婦を対象に、マタニティブルーや育児ノイローゼになりやすい時期にある保護者を助産師等が訪問し、個別に相談に応じます。 ◆訪問指導数(平成26年度): 妊婦6人(8回) 産婦418人(455回)	保健センター
未熟児訪問指導	未熟児は、一般の新生児と比べると生理的に未熟で、疾病にもかかりやすいといわれています。 そのため、医療機関との連携を図りながら家庭に出向き発育、発達の確認及び養育環境に関する相談、指導に応じることで育児不安の軽減を行います。 ◆訪問指導数(平成26年度):10人(14回)	保健センター
カンガルー教室	1歳6か月児健康診査で要経過観察児とされた幼児とその保護者及び育児不安がある幼児の保護者を対象に、幼児の健全発達支援のため、以下のような集団指導を毎月1回発達支援センター「めばえ」において実施します。 ・集団での遊びを通して子どもの健全な育成を図る ・保護者が親子にあった遊びを体験する中で子どもへの関わり方を学ぶ ・集団の中で遊ぶ子どもの姿を把握することから、保護者の子どもをみる目を養う ・親同士の横のつながりをつくる ・発達支援センター「めばえ」等への橋渡しをする ◆参加者数(平成26年度):延 209人	保健センター
先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常等の早期発見により、適切な治療や食事療法等で発症を予防したり、障害を軽減するため、生後5～7日目の新生児に対してごく少量の血液を採取して行うマス・スクリーニング検査を実施します。	奈良県保健予防課

(3) 相談体制の充実

◎子どもの健全な発育や保護者の育児不安の解消を図ることを目的として、個別的・集団的な相談を実施します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
ママパパクラス	妊婦と父親になる人を対象に、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、仲間づくりの場を提供し、妊娠や出産に対する不安の緩和を図ります。 ◆参加者数(平成 26 年度):延 178 人	保健センター
子どもすこやか相談	就学前の幼児とその保護者（主として1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査等の結果「要経過観察」とされた幼児及び育児不安の強い保護者）を対象に、子どもの健全な発育や保護者の育児不安の解消を図ることを目的として、保健センターで心理相談員による個別発達相談を実施します。 また、市内保育園、幼稚園を心理相談員と保健師が巡回し、相談に応じます。 ◆相談者数(平成 26 年度):延 383 人	保健センター
子育て教室	子どもの発達や育児について知識の普及を図るとともに、仲間づくりの場を提供し、保護者の育児不安や負担感の軽減を図ります。 ◆参加者数(平成 26 年度):延 250 人	保健センター
育児支援家庭訪問の推進	出生児の障害等をはじめとするさまざまな原因で、養育が困難になっている家庭に対して、保健師等による相談・技術指導等の養育支援を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。 ◆実施件数(平成 26 年度):延 21 件	保健センター

2. 成人保健対策の推進

現状と課題

- 平成 26 年 12 月に「第2次大和郡山すこやか 21 計画」が策定されました。計画内では『自分らしい人生を送るための人づくり・まちづくり』をスローガンに、「ライフステージを通した一貫した取り組み」「市民ひとりひとりが主体的に取り組む」を基本方針として、『生涯を通した健康づくり』、がん検診による早期発見や生活習慣病の重症化を防ぐ『がん・生活習慣病予防』、個人の努力や責任に委ねるだけではなく、市民・地域・行政が一体となって健康づくりを協働で進める『健康づくりに取り組むまちづくり』の3つの柱で推進することをめざしています。
- 平成 25 年6月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正され、今まで家族が大きな責任を負ってきた精神障害に対する保健・福祉について、病院等の医療機関がより積極的に関わることを規定しています。
- 平成 27 年 1 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行され、指定難病は130疾病から順次拡大し、現在306疾病（平成 27 年7月現在）となっています。
- 【アンケートより】難病の対象者となっている人は回答者全体の約1割となっていますが、今後制度の変更によって相談・申請が増加する可能性があります。
- 【アンケートより】心身の健康状態について、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では、「体力の衰えを感じる」「何をしても疲れやすくなった」など、身体的な問題を抱えた人が多くなっており、疾病・障害の早期発見・早期治療によって発症や重篤化を防ぐことが重要です。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「気分が落ち込むことが多い」「ふだんのストレスがたまっている」などの回答が多く、心の問題に対する支援が必要とされています。

基本方針

すべての市民が健康づくりを推進できるよう、各種健（検）診や健康教育による啓発の充実を図ります。

また、運動器の障害や気分障害・不安障害、アルコールによる健康障害など、生活習慣が要因となって起こる疾病・障害の予防と早期発見のため、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう支援します。

（1）各種健（検）診の充実

- ◎特定健診や各種がん検診など、各種健診事業の充実を図るとともに、疾病・障害の発生予防や早期発見に努め、早期療養・早期治療へつなげられるよう取り組みます。
- ◎生活習慣病の予防と健康の保持増進のため、健（検）診を通じて健康に関する正しい知識の普及を図り、心身の健康意識の向上に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
後期高齢者健康 診査 さんて健康診査	後期高齢者（75 歳以上）を対象とした健康診査（保健センターが奈良県後期高齢者医療広域連合から受託して実施）や医療保険未加入者を対象に、さんて健康診査（保健センターが実施）を提供します。 ◆後期高齢者健康診査受診状況（平成 26 年度）： 対象者 11,947 人のうち受診者 2,470 人（受診率 20.7%） ◆さんて健康診査受診状況（平成 26 年度）： 対象者 1,024 人のうち受診者 11 人（受診率 1.07%）	保健センター
骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診により、骨量減少者を早期に発見するとともに、骨粗しょう症の正しい知識の普及を図ります。 ◆受診状況（平成 26 年度）：対象者（40 歳・50 歳の女性） 1,287 人のうち、受診者 256 人（受診率 19.9%）	保健センター
肝炎ウイルス検診	肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及とともに、自身の肝炎ウイルス感染状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康被害の回避や症状の軽減、または進行の遅延を図ることを目的に、肝炎ウイルス検診を実施します。 ◆受診状況（平成 26 年度）：177 人	保健センター
歯周疾患検診	歯周疾患の早期発見及び口腔保健意識の向上を図り、市民の健康水準の向上に資することを目的に、歯周疾患検診を行います。 ◆受診者数（平成 26 年度）：19 人	保健センター
各種がん検診	各種がんに関する正しい知識の普及・啓発とともに早期発見・早期治療を行うことを目的に、各種がん検診を実施します。	保健センター

◆各種がん検診受診状況（平成 26 年度）

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精密検査 者数(人)	がん発見者 数(人)	対象年齢
胃がん	32,871	1,919	5.8	110	1	集団:30 歳以上 個別:40 歳以上
大腸がん	29,346	5,124	17.5	366	14	40 歳以上
肺がん	32,871	1,031	3.1	9	0	30 歳以上
乳がん	18,998	2,696	14.2	307	6	40 歳以上
子宮がん	23,234	3,513	15.1	45	1	20 歳以上

※乳がん・子宮がんについては 25・26 年度の受診状況（2 年に 1 度の受診間隔のため）

(2) 健康教育・相談機能の充実

◎生活習慣病の予防と健康の保持増進のため、健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、保健センターが窓口となり、健康づくりに関わる相談・指導の充実や講座の提供に努めます。

◎65 歳以上の高齢者や困難な事例を抱える人を支援するため、地域包括支援センターにおいて幅広く相談を受け、関係機関との連携を図り、生活支援を行います。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
健康教育	障害のある人が、生活習慣病の予防や健康の保持増進等に関する講座の受講を希望した場合、社会福祉協議会と協力し、手話通訳の派遣やイラスト資料の用意等、わかりやすく伝えるような工夫をして実施します。 ・【健康教育】 40 歳以上の市民を対象に、生活習慣病や疾病・障害の予防、予防及び健康の保持増進等健康に関する正しい知識の普及を図り、心身の健康についての意識を高めることを目的に実施します。 ◆健康教育参加者数(平成 26 年度):933 人	保健センター
健康づくり普及啓発活動	障害のある人の自主的な健康づくりのための意識醸成や知識の普及啓発のため、以下の講座を実施します。また、障害のある人が講座の受講を希望した場合、わかりやすく伝えられるような工夫をして実施します。 ・【健康づくり推進員養成講座】 地域において健康づくりを普及啓発するボランティアである「健康づくり推進員」を養成することを目的に実施します。 ◆健康づくり推進員養成講座修了者数(平成 25 年度):17 人 ・【健康づくり推進員自主講座】 今までの養成講座を修了した人の有志により構成される健康づくり推進員連絡協議会において、健康づくりのための学習会を毎月 1 回実施します。 ◆(自主講座)健康づくり推進員(平成 26 年度):45 人	保健センター

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
訪問指導・健康相談	・【訪問指導】 40 歳以上の市民を対象に、重点対象疾患の予防、介護予防及び保健サービスと医療・福祉等他のサービスとの調整を図ることを目的に、家庭訪問により指導を行います。 ◆訪問指導被指導者数(平成 26 年度):延 5 人 ・【健康相談】 40 歳以上の市民を対象に、個々の健康に関する問題を、保健師、管理栄養士が個別に相談に応じ、適切な助言を行うことにより、自己の健康管理に関する理解を深め、実生活に役立てます。 ◆健康相談参加者数(平成 26 年度):1,244 人	保健センター
地域包括ケアシステムの推進	平成 25 年の介護保険法改正に伴い、平成 29 年 4 月までにすべての市町村において、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで継続できるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）まちづくりを市全体で進めることとなっています。 本市においても、高齢者が安心して生活を継続できるよう地域包括支援センターにおいて幅広く相談を受け、必要な支援の提供や高齢者虐待や困難事例等について地域ケア会議による対応の検討、成年後見制度の活用等、高齢者の生活維持支援を実施します。 ◆相談実績(平成 26 年度):実人数 935 人(延 6,214 件)	地域包括支援センター

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
介護予防・日常生活支援総合事業	今後の超高齢社会に対して、高齢者の機能回復訓練等の事業を展開するとともに、高齢者が地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような環境づくりに取り組み、介護予防につなげます。 ・【1次予防事業】 広く高齢者を対象に筋力アップ教室（いきいき元気教室）、物忘れ予防や音楽療法による脳活性化等教室を開催し、参加者の転倒や生活機能改善だけでなく、自らが健康に気をつけることで介護予防につなげます。 ◆いきいき元気教室(平成26年度):16か所(登録者数471人) ◆音楽療法教室(平成26年度):4か所(登録者数77人) ・【地域ほのぼのサロン】 虚弱老人や独居老人等が寝たきり状態に陥ることを防止し、いきいきとした生活を送れるよう、地域への社会参加を促進し、支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを行うことを目的に、集会所・公民館で実施します。 ◆実施箇所数(平成26年度):18か所(登録者数660人) ・【2次予防事業】 介護認定を受けておらず、かつ基本チェックリストで予防事業参加が必要と判定した人を対象に、運動機能・口腔機能向上や栄養改善、他に認知症予防の教室等を開催し、家で閉じこもりがちになる高齢者に外出の機会・交流の場を設け、介護予防につなげます。 ◆実施回数(平成26年度):1,284回(利用者数6,480人) ・【認知症介護者の会「にどわらし」】 認知症の人の家族が地域で孤立することなく、介護者同士の情報交換を通じ、仲間づくりを行うことにより、心身とも健康に介護をすることができるよう努めます。 ◆実施箇所数(平成26年度):3か所(利用者数92人)	地域包括支援センター

(3) 難病対策の推進

◎奈良県保健所などの広域の機関や保健・医療・福祉等関係機関と連携を図りながら、難病患者・家族の療養・生活に関する支援や難病患者の在宅療養の円滑な実施に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
難病患者地域支援対策推進事業	関係機関（医療・保健・福祉・介護等）との連携強化を図りながら、今後も引き続き在宅の難病患者・家族を対象に、電話相談・面接相談・訪問等により、在宅療養の支援を行います。 ◆難病患者・家族 相談、訪問等対応件数(平成26年度): 延 707 件	奈良県郡山保健所
難病相談支援センター事業	「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づき、難病相談支援センター（奈良県郡山保健所）では、今後関係機関や患者会及び難病ピアカウンセラー等との連携強化による支援者の人材育成も含めた支援の充実を図ります。 ◆療養相談件数(平成 26 年度):263 件 ◆医療相談件数(平成 26 年度):30 件 ◆支援者メンタルヘルス研修会開催実績(平成 26 年度): 1 回(参加者 36 名) ◆医療従事者研修会開催実績(平成 26 年度): 1 回(参加者 115 名)	奈良県難病相談支援センター(奈良県郡山保健所内)
小児慢性特定疾患治療研究事業	小児慢性特定疾病にかかっている 18 歳未満の児童（18 歳到達時点において、当該医療支援を受けており、かつ 18 歳到達後も治療が必要と認められる場合には 20 歳到達までの者を含む）で、当該疾病の程度が一定程度以上である人の保護者に対し、医療費の負担軽減を図ります。	奈良県郡山保健所

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
難病患者等居宅生活支援事業としての日常生活用具の給付・居宅介護	難病患者等居宅生活支援事業としての日常生活用具の給付・居宅介護等については、厚生福祉課が保健所と連携を図りながら支援します。 ・【難病患者 日常生活用具給付品目】 便器（便器、手すり）、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換機、入浴補助具、車いす（電動、電動以外）、電気式たん吸引器、ネブライザー、移動用リフト、特殊便器、訓練用ベッド、居宅生活動作補助用具、自動消火器、動脈血中酸素飽和度測定器	厚生福祉課
特定疾患治療研究事業	特定医療費支給の対象となる指定難病の患者に対して、医療費の負担軽減を図ります。 また、新制度の開始によって特定医療費支給の対象者の増加だけでなく、指定医・指定医療機関制の導入、患者負担割合及び自己負担限度額の変更、自己負担限度額管理票の導入等の変更点も多く、対象者への周知を丁寧に進めます。 ◆指定難病特定医療費受給者数(平成 26 年 12 月 1 日) 738 人(大和郡山市のみ)	奈良県郡山保健所

施策・事業	施策・事業の内容	担当課																																																																																																																								
特定疾患治療研究事業	<table><tr><th>疾患名</th><th>人数</th></tr><tr><td>筋萎縮性側索硬化症</td><td>6</td></tr><tr><td>進行性核上性麻痺</td><td>6</td></tr><tr><td>パーキンソン病</td><td>85</td></tr><tr><td>大脳皮質基底核変性症</td><td>3</td></tr><tr><td>ハンチントン病</td><td>1</td></tr><tr><td>重症筋無力症</td><td>18</td></tr><tr><td>多発性硬化症／視神経脊髄炎</td><td>20</td></tr><tr><td>慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー</td><td>6</td></tr><tr><td>多系統萎縮症</td><td>9</td></tr><tr><td>脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)</td><td>15</td></tr><tr><td>ミトコンドリア病</td><td>1</td></tr><tr><td>もやもや病</td><td>11</td></tr><tr><td>全身性アミロイドーシス</td><td>2</td></tr><tr><td>神経線維腫症</td><td>8</td></tr><tr><td>天疱瘡</td><td>5</td></tr><tr><td>膿胞性乾癬(汎発型)</td><td>2</td></tr><tr><td>高安動脈炎</td><td>6</td></tr><tr><td>結節性多発動脈炎</td><td>2</td></tr><tr><td>顕微鏡的多発血管炎</td><td>5</td></tr><tr><td>多発血管炎性肉芽腫症</td><td>1</td></tr><tr><td>好酸球性多発血管炎性肉芽腫症</td><td>1</td></tr><tr><td>悪性関節リウマチ</td><td>8</td></tr><tr><td>バージャー病</td><td>4</td></tr><tr><td>全身性エリテマトーデス</td><td>56</td></tr><tr><td>皮膚筋炎／多発性筋炎</td><td>23</td></tr><tr><td>全身性強皮症</td><td>16</td></tr><tr><td>混合性結合組織病</td><td>8</td></tr><tr><td>シェーグレン症候群</td><td>1</td></tr><tr><td>成人スチル病</td><td>1</td></tr><tr><td>再発性多発軟骨炎</td><td>1</td></tr><tr><td>ベーチェット病</td><td>9</td></tr><tr><td>特発性拡張型心筋症</td><td>42</td></tr><tr><td>肥大型心筋症</td><td>4</td></tr><tr><td>再生不良性貧血</td><td>12</td></tr><tr><td>特発性血小板減少性紫斑病</td><td>16</td></tr><tr><td>原発性免疫不全症候群</td><td>1</td></tr><tr><td>IgA腎症</td><td>4</td></tr><tr><td>多発性嚢胞腎</td><td>1</td></tr><tr><td>黄色靱帯骨化症</td><td>1</td></tr><tr><td>後縦靱帯骨化症</td><td>51</td></tr><tr><td>広範脊柱管狭窄症</td><td>3</td></tr><tr><td>特発性大腿骨頭壊死症</td><td>12</td></tr><tr><td>下垂体性ADH分泌異常症</td><td>2</td></tr><tr><td>下垂体性PRL分泌亢進症</td><td>1</td></tr><tr><td>クッシング病</td><td>1</td></tr><tr><td>下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症</td><td>1</td></tr><tr><td>下垂体性成長ホルモン分泌亢進症</td><td>4</td></tr><tr><td>下垂体前葉機能低下症</td><td>11</td></tr><tr><td>家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)</td><td>1</td></tr><tr><td>サルコイドーシス</td><td>17</td></tr><tr><td>特発性間質性肺炎</td><td>8</td></tr><tr><td>肺動脈性肺高血圧症</td><td>2</td></tr><tr><td>慢性血栓塞栓性肺高血圧症</td><td>1</td></tr><tr><td>網膜色素変性症</td><td>22</td></tr><tr><td>原発性胆汁性肝硬変</td><td>18</td></tr><tr><td>自己免疫性肝炎</td><td>2</td></tr><tr><td>クローン病</td><td>29</td></tr><tr><td>潰瘍性大腸炎</td><td>131</td></tr><tr><td>計</td><td>738</td></tr></table>	疾患名	人数	筋萎縮性側索硬化症	6	進行性核上性麻痺	6	パーキンソン病	85	大脳皮質基底核変性症	3	ハンチントン病	1	重症筋無力症	18	多発性硬化症／視神経脊髄炎	20	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	6	多系統萎縮症	9	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	15	ミトコンドリア病	1	もやもや病	11	全身性アミロイドーシス	2	神経線維腫症	8	天疱瘡	5	膿胞性乾癬(汎発型)	2	高安動脈炎	6	結節性多発動脈炎	2	顕微鏡的多発血管炎	5	多発血管炎性肉芽腫症	1	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1	悪性関節リウマチ	8	バージャー病	4	全身性エリテマトーデス	56	皮膚筋炎／多発性筋炎	23	全身性強皮症	16	混合性結合組織病	8	シェーグレン症候群	1	成人スチル病	1	再発性多発軟骨炎	1	ベーチェット病	9	特発性拡張型心筋症	42	肥大型心筋症	4	再生不良性貧血	12	特発性血小板減少性紫斑病	16	原発性免疫不全症候群	1	IgA腎症	4	多発性嚢胞腎	1	黄色靱帯骨化症	1	後縦靱帯骨化症	51	広範脊柱管狭窄症	3	特発性大腿骨頭壊死症	12	下垂体性ADH分泌異常症	2	下垂体性PRL分泌亢進症	1	クッシング病	1	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	1	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	下垂体前葉機能低下症	11	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	サルコイドーシス	17	特発性間質性肺炎	8	肺動脈性肺高血圧症	2	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1	網膜色素変性症	22	原発性胆汁性肝硬変	18	自己免疫性肝炎	2	クローン病	29	潰瘍性大腸炎	131	計	738	奈良県郡山保健所
	疾患名	人数																																																																																																																								
	筋萎縮性側索硬化症	6																																																																																																																								
	進行性核上性麻痺	6																																																																																																																								
	パーキンソン病	85																																																																																																																								
	大脳皮質基底核変性症	3																																																																																																																								
	ハンチントン病	1																																																																																																																								
	重症筋無力症	18																																																																																																																								
	多発性硬化症／視神経脊髄炎	20																																																																																																																								
	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	6																																																																																																																								
	多系統萎縮症	9																																																																																																																								
	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	15																																																																																																																								
	ミトコンドリア病	1																																																																																																																								
	もやもや病	11																																																																																																																								
	全身性アミロイドーシス	2																																																																																																																								
	神経線維腫症	8																																																																																																																								
	天疱瘡	5																																																																																																																								
	膿胞性乾癬(汎発型)	2																																																																																																																								
	高安動脈炎	6																																																																																																																								
	結節性多発動脈炎	2																																																																																																																								
	顕微鏡的多発血管炎	5																																																																																																																								
	多発血管炎性肉芽腫症	1																																																																																																																								
	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1																																																																																																																								
	悪性関節リウマチ	8																																																																																																																								
	バージャー病	4																																																																																																																								
	全身性エリテマトーデス	56																																																																																																																								
	皮膚筋炎／多発性筋炎	23																																																																																																																								
	全身性強皮症	16																																																																																																																								
	混合性結合組織病	8																																																																																																																								
	シェーグレン症候群	1																																																																																																																								
	成人スチル病	1																																																																																																																								
	再発性多発軟骨炎	1																																																																																																																								
	ベーチェット病	9																																																																																																																								
	特発性拡張型心筋症	42																																																																																																																								
	肥大型心筋症	4																																																																																																																								
	再生不良性貧血	12																																																																																																																								
	特発性血小板減少性紫斑病	16																																																																																																																								
	原発性免疫不全症候群	1																																																																																																																								
	IgA腎症	4																																																																																																																								
	多発性嚢胞腎	1																																																																																																																								
	黄色靱帯骨化症	1																																																																																																																								
	後縦靱帯骨化症	51																																																																																																																								
	広範脊柱管狭窄症	3																																																																																																																								
	特発性大腿骨頭壊死症	12																																																																																																																								
	下垂体性ADH分泌異常症	2																																																																																																																								
	下垂体性PRL分泌亢進症	1																																																																																																																								
	クッシング病	1																																																																																																																								
	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	1																																																																																																																								
	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4																																																																																																																								
	下垂体前葉機能低下症	11																																																																																																																								
家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1																																																																																																																									
サルコイドーシス	17																																																																																																																									
特発性間質性肺炎	8																																																																																																																									
肺動脈性肺高血圧症	2																																																																																																																									
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1																																																																																																																									
網膜色素変性症	22																																																																																																																									
原発性胆汁性肝硬変	18																																																																																																																									
自己免疫性肝炎	2																																																																																																																									
クローン病	29																																																																																																																									
潰瘍性大腸炎	131																																																																																																																									
計	738																																																																																																																									

(4) こころの健康づくりの推進

◎精神的な不安感を抱える人に対して、カウンセリングによる支援を行います。また、こころの健康についての講演会の実施や「すこやか 21 健康フェスタ」における啓発等を通じて広く市民に啓発します。

◎精神障害のある人が安心して暮らせるよう、各種サービスや医療体制の充実に努めます。

◎相談窓口として、保健所や保健センター、市役所厚生福祉課の窓口及び生活支援センター「ふらっと」があり、今後も関係機関や大和郡山市地域自立支援協議会との連携を深め、また、奈良県精神保健福祉センターから技術指導や技術援助を受けながら、きめ細かな対応ができるよう相談支援活動の充実に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
カウンセリング事業	こころに不安を抱える障害のある人または家族などを対象にケアを行うため、自殺対策事業を活用し、臨床心理士によるカウンセリング事業を実施します。 ◆カウンセリング相談件数(平成 26 年度):延 121 件	厚生福祉課
啓発事業の実施	こころの健康についての講演会の開催、携帯電話やパソコンなどで気軽に自己確認できる、心のチェックシステム「こころの体温計」、「すこやか 21 健康フェスタ」における啓発、大和郡山すこやか 21 推進員と共同作成した啓発チラシの配布等を通じて広く市民に啓発します。	保健センター
障害福祉サービスの利用	障害者総合支援法における居宅介護、短期入所、共同生活援助、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供します。	厚生福祉課
精神保健福祉家族教室	精神障害のある人の家族が、同じ悩みをもつ家族とともに病気や障害について正しい知識を学び、適切な対応・方法を身につけるとともに、自身の健康を考えることを目的とする家族教室を開催します。また、障害のない市民の参加を促し、周知を図ります。	厚生福祉課
精神保健に関する相談	精神疾患・精神障害の医療等について、予約制・秘密厳守で相談に応じます。 また、近年相談対象の同一世帯内に支援を要する課題を抱えた家族が複数名いる事例やキーパーソン不在の事例等、多くの課題を抱えた処遇困難事例が増えているため、相談支援の窓口と医療・保健・福祉・介護等の関係機関が連携を強化し、重点的に支援できるよう努めます。 ◆精神保健福祉相談件数(平成 26 年度):延 406 件	奈良県郡山保健所

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
精神保健福祉相談	毎月1回精神科医師と保健師が相談事業を実施していますが、保健師による相談及び訪問指導の件数が増加しているため、生活支援センター「ふらっと」等との連携の強化によって対応を図ります。 ◆相談者数(平成26年度):19人 ◆保健師による相談件数(平成24年度):44人(154回) ◆保健師による相談件数(平成26年度):64人(279回) ◆保健師の訪問指導件数(平成24年度):12人(16回) ◆保健師の訪問指導件数(平成26年度):20人(65回)	保健センター

3. 医療サービスの充実

現状と課題

- 平成 27 年 1 月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」により、医療費の助成を受けられる対象が拡大されるなど、難病患者を取り巻く環境が変化しています。
- 奈良県では、重症心身障害のある人への支援のため、関係機関が連携して医療ネットワークを構築することにより、在宅支援体制の充実を図っています。
- 特定疾患患者数は増加、小児慢性特定疾患患者数も増減しながら微増で推移しています。
- 近年、自立支援医療費受給者数が増加しており、特に精神通院医療費受給者が件数・増加率とも大きく、精神障害のある人への支援体制の整備が必要となっています。
- 障害のある人が身近な地域で自分らしく暮らしていくため、必要な保健・医療サービスや医学的リハビリテーション等をいつでも安心して受けることができるよう、かかりつけ医の推進などの地域における保健・医療提供体制の充実が求められています。
- 入所施設や入院から地域生活への移行が進められる中で、地域の中で保健・医療・福祉を一体的・連続的に受けることができる体制の構築・整備を図る必要があります。また、保健・医療・福祉の連携と各種相談支援窓口との連携を図り、障害のある人が地域社会の中で安心して暮らすことができる環境の構築を図ることが求められています。

基本方針

自立支援医療や各種医療制度の利用促進と周知・啓発を進めるとともに、医療費負担の軽減のため、国や県に働きかけを行います。

また、保健・医療・福祉の連携と各種相談支援窓口との連携を図り、障害のある人が地域の医療機関を受診して適切な医療サービスを利用できるよう、安心して暮らすことができる地域社会の構築をめざします。

（１）障害のある人の医療の充実

◎障害のある人が適切な医療を必要とときに受けられるよう、医療費公費負担制度による医療費助成の周知に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
心身障害者医療費助成事業	1 歳以上 75 歳未満(65 歳以上の後期高齢者医療保険加入者を除く) で重度心身障害者の医療費の保険診療自己負担金の一部を助成し、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。 ◆支給件数(平成 26 年度):18,276 件	保険年金課

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
重度心身障害老人等医療費助成事業	後期高齢者医療保険加入者である重度心身障害者の医療費の負担相当額の一部を助成し、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。 ◆支給件数(平成 26 年度):25,880 件	保険年金課
後期高齢者医療事業	高齢期における適切な医療の確保を図るため、75 歳以上の人及び身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級・4 級（一部）、療育手帳 A1・A2、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級所持者等一定の障害をもつ 65 歳以上 75 歳未満の加入申請した人に対して医療の給付を提供し、健康の維持・増進を図ります。	保険年金課
小児慢性特定疾病対策	慢性疾患を抱え、その治療が長期にわたる子どもやその家族の身体面、精神面、経済面の困難な状況を踏まえ、慢性疾患を抱える子どもの特性を踏まえた健全育成・社会参加の促進、家族に対する地域支援の充実を図ります。 また、子ども特有の事情に配慮し、成長の過程に対応した支援（療育相談、学校生活、家族を支える支援）を行います。	奈良県郡山保健所
精神障害者医療費助成事業(精神通院)	自立支援医療（精神通院）適用により、1 割の自己負担で支払われた医療費について助成します。 ◆支給件数(平成 26 年度):5,248 件	厚生福祉課
精神障害者医療費助成事業	精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者を対象として、全診療科の入院及び通院の保険診療にかかる医療費の自己負担金の一部を助成し、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。	厚生福祉課
心身障害者歯科診療	一般の歯科診療所での診療が困難な障害のある人に対して、奈良県心身障害者歯科衛生診療所において歯科検診を実施します。 ◆受診件数(平成 26 年度):33 件	厚生福祉課

（２）保健・医療・福祉の連携促進

◎既存の障害福祉サービスでは対応が難しい入院中の重症心身障害者等に対して、介助ヘルパーを派遣し、本人や家族の支援を行います。

◎入所施設や入院から地域生活への移行が進められる中で、地域の中で保健・医療・福祉を一体的・連続的に受けることができる体制の構築・整備を図ります。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
入院中のヘルパーの派遣	重症心身障害者等が入院している時に、本人の意思伝達が難しい場合や家族の協力を得ることが難しい場合に、介助ヘルパーを派遣し、コミュニケーション支援や家族の負担軽減を図ります。	厚生福祉課
地域移行	障害者支援施設等に入所している障害のある人や精神科病院に入院している精神障害のある人等に、地域生活のための同行支援・入居支援を行います。	厚生福祉課
地域定着	居宅において単身等で生活する障害のある人に連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	厚生福祉課

（３）緊急医療体制の確保

◎現在、救急医療の受け入れができる医療機関は市内に３か所、周辺自治体に５か所となっています。今後、特に特殊診療科目や小児科の夜間の受け入れ態勢をさらに強化するなど、医療機関をはじめとする関係機関と協議を重ねながら、増加する障害者手帳所持者数に対して十分な受け入れ態勢を確保できるよう努めます。

◎精神疾患については、容体が急変することなどもあるため、救急医療時において、24 時間対応の受け入れ態勢やシステムの構築・強化を進めています。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
精神科救急医療体制の充実	精神疾患の急性発症や症状急変により、速やかに治療する必要がある人に対応するため、夜間・休日に関わる診療及び入院病床を確保し、精神科救急医療システムの適切な運用を常時行います。 また、医療機関において 24 時間体制の多職種チームの設置をめざすとともに、保健師や精神保健福祉相談員や障害福祉サービス事業所の相談支援専門員等との連携を強化します。	奈良県保健予防課

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
精神科救急医療システムの整備	精神科救急医療情報センターにおいて、電話による緊急的な精神医療相談等を実施します。また、2次救急として平日夜間（17時から翌朝8時30分）及び休日（24時間）において、県内8精神科病院が当番制による診療と必要に応じて入院の受け入れを行います。 3次救急として、奈良医大精神科が夜間休日にかかる緊急措置入院鑑定診察と妊婦・透析患者等の重篤な身体合併症患者に対応します。	精神科救急医療情報センター

（４）自立支援医療の給付

◎障害のある人に対する適切な治療の提供と負担の軽減を図るため、自立支援医療（更生医療、育成医療）の給付を実施します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
自立支援医療の給付	18歳以上の身体障害のある人の障害を軽減または回復させるための手術や治療など、日常生活における適応能力を増進させるために必要な自立支援医療（更生医療）と、18歳未満の児童においては自立支援医療（育成医療）の給付を行います。 （平成26年度） ◆自立支援医療（更生医療）の給付件数：1,817件 心臓分：37件 人工透析分：1,666件 一般分：114件 ◆自立支援医療（育成医療）の給付件数：180件 ※育成医療は平成25年度から県から市へ権限移譲 また、精神障害のある人に自立支援医療（精神通院）を給付します。 ※自立支援医療（精神通院）の給付は、奈良県で実施	厚生福祉課

第2章 育成・教育

1. インクルーシブ教育システムの構築

現状と課題

- 「障害者の権利に関する条約」の第24条では、障害者の教育の権利を認め、障害者を包容する教育制度（インクルーシブ教育システム）等を確保することとし、この実現に向けて合理的な配慮を行うことが求められています。
- 平成24年7月に文部科学省（中央教育審議会初等中等教育分科会）より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告が出され、可能な限り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がともに教育を受けられるよう配慮することが求められています。
- 社会人活用事業による特別支援教育の支援や不登校対策総合プログラム、スクールカウンセラーによる心のケアなど、さまざまな形で学校教育の現場において、障害がある場合や課題を抱えている児童・生徒の支援を行っています。
- 各小中学校において、盲学校やろう学校等の特別支援学校や知的障害者通所授産施設「ひかり園」等との交流活動が行われています。
- 【アンケートより】望ましい就学環境について、療育手帳所持者では「地域の学校で他の児童・生徒と同様の教育やサポートを受けられるというインクルーシブ教育環境（システム）」を望む割合が低くなっていますが、保育や教育に必要なことをみると「ノーマライゼーションの考え方に沿った保育や授業の内容としてほしい」の割合が他の手帳所持者同様に高くなっています。インクルーシブ教育システムに対するニーズがある一方、そうした教育内容を求めることが難しいと感じ、専門的な教育やサポートを求めて特別支援学校に通学している現状がうかがえます。

基本方針

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、可能な限り、障害の有無に関わらずすべての子どもたちがともに学ぶことができる環境の構築をめざすため、小・中学校や特別支援学校との連携を図りながら必要な配慮を図ります。

また、障害のある児童・生徒一人ひとりの障害の状態や教育ニーズ等に応じ、具体的な教育目標や内容の明確化と適切な評価による指導改善に努めます。

（１）個人に応じた教育の充実

◎障害のある児童・生徒に対してニーズに応じた適切な教育が行えるよう、小中学校や特別支援学校において、特別支援教育の取り組み等について情報交換を行ったり、さまざまな支援制度を用いたりして教育の充実を図ります。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
特別支援教育の充実	小中学校や特別支援学校で、各校の特別支援教育の取り組み等について情報交換を行います。また、教員と保護者への啓発のため、市PTAと教育部会の共催で研修会を開催するなど、特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課 厚生福祉課
社会人活用事業	多様な経験を有する社会人に、特別支援教育支援員として活躍してもらえよう図ります。	学校教育課
スクールカウンセラーの配置	中学校区ごとに臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、児童・生徒の心のケアを図ります。	学校教育課

（２）一貫した支援システムの構築

◎障害のある児童・生徒一人ひとりの障害の状態や教育ニーズ等に応じ、関係機関が連携して切れ目のない継続的な支援に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
教育・保育機関をはじめとする関係機関の連携	幼稚園・認定こども園・保育園、小・中学校、特別支援学校や関係機関と連携し、「こおりやまサポートブック」や「こおりやまサポートファイル」等を活用して、保護者、学校、園、関係機関等が連携した継続的な支援体制の構築をめざします。	厚生福祉課

（３）交流機会の拡充

◎障害のない児童・生徒との交流や地域の人々との交流の機会の充実を図り、障害のある児童・生徒の豊かな経験と社会性の育成に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
中学校区子ども人権フォーラム	各中学校区において、地域の人との交流やふれあい体験などを通じた学習会を実施します。当面は現在の規模で継続し、課題等を整理しながら、事業をさらに充実できるように図ります。	人権施策推進課
交流を通じたお互いの理解促進	今後も引き続き各小中学校と特別支援学校やひかり園との交流や特別支援学級同士の交流、通常学級と特別支援学級の交流を推進し、障害に対する正しい理解と認識を深め、豊かな人間形成を育み、人権尊重の精神を培うよう努めます。	学校教育課

（４）福祉教育の推進

◎小・中学校では、学校教育の中で従来から道徳、特別活動等に福祉教育を重点的に盛り込むように努めており、今後も各学校と連携しながら、副読本や教材の充実及び指導者の養成に努め、思いやりの心を育むための福祉教育を推進します。また、福祉体験またはボランティア体験活動を行うなどして、障害や障害のある人に対する理解を深めます。

◎障害に対する正しい認識と理解を深めるため、児童・生徒会活動、学校行事などの特別活動で、児童・生徒が自主的に取り組める福祉的活動の方法について検討し、実施します。

◎社会福祉協議会において、障害のある人に対する正しい理解と認識を高め、またボランティア活動の活性化を図るため、点訳講習会、障害者ボランティアゼミナールを実施します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
福祉体験やボランティア体験活動の推進	「総合的な学習の時間」等において、福祉体験やボランティア体験学習を取り入れ、福祉教育の推進・充実に努めます。また、福祉体験やボランティア体験学習に用いる機材の貸し出し、福祉施設との調整、講師の派遣等を社会福祉協議会と連携しながら行います。	学校教育課 社会福祉協議会

2. 就学前教育の充実

現状と課題

- 平成 24 年 4 月に「児童福祉法」が改正され、身近な地域における個々の特性に応じた専門的な支援を行うサービスが周知され、本市でも利用者の増加につながっています。
- 「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画」では、『3. 子育て家庭を支える地域の支援環境づくり』として、教育・保育環境の整備や集団生活における子ども一人ひとりの発達・個性にあわせ、主体的な遊び・学びを通した人間形成を行い、社会で生きるための基礎を養うことをめざしています。また、安心して子どもを預けられる就学前教育・保育施設をめざし、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の研修等の充実を図り、子育ての専門家として資質向上に努めています。
- 子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす障害児保育に取り組む中で、障害の状況や発達段階に応じた専門的支援体制の整備が求められています。
- 保健対策は福祉機関だけで推進することは難しく、他の機関と連携を図りながら、重度の障害や医療的ケアが必要な事態等の発生予防と障害の早期発見・早期治療・早期改善を図ることが重要です。
- 【アンケートより】19 歳以下の回答割合が高い療育手帳所持者では、発達障害と診断されている人の割合も高く、家族を含めた発達障害のある子どもへの支援や早期発見のための取り組みが必要です。

基本方針

就学前の時期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前教育において、障害のある子どもが人間関係の基礎を学び、思いやりのある豊かな心を育み、子どもの健やかな成長を促すため、家庭教育に関する保護者への学習や親子がふれあう機会の充実を図るとともに、幼児の望ましい発達環境に向けた取り組みを充実します。

また、障害のある子どもの生きる力を育むため、自立や社会参加に向けた取り組みを進めるという視点に立った保育・教育を進めます。さらに、障害のある子どもの権利を守り、虐待等の発生を事前に防ぐ早期発見・早期療育の体制を構築します。

(1) 早期発見・早期療育体制の充実

◎障害の軽減を図り、健やかな発育を促すため、保育・教育・保健・医療・福祉の各分野が連携して、障害の発見から相談・指導・通園・通所といった一貫した療育援助体制の確立を図ります。

◎障害のある子どもに対する療育・乳幼児保育においては家庭の役割が発育上重要であり、家庭内での保護者の育児の不安を軽減するために、電話やファックスで相談事業を行っています。また、幼稚園・保育園・認定こども園を通じて、奈良県中央こども家庭相談センター、家庭児童相談室、保健センター等の専門機関による教育相談を随時実施しており、今後も相談事業を活用し、十分な対応に努めます。

◎家庭における適正な児童療育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、社会福祉会館内に家庭児童相談室を設置し、児童問題全般にわたり、奈良県中央子ども家庭相談センターとの連携のもとに、相談・指導・助言等の業務にあたります。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
保育園・認定こども園育児相談事業	保育園・認定こども園が積極的に地域との共存を図り、地域に開かれた保育園・認定こども園としての役割を果たし、保護者の育児不安の解消を図るため、保育園育児相談事業を実施します。 また、家庭児童相談室や奈良県中央こども家庭相談センター、保健センター等と連携を図り、相談内容によっては仲介します。さらに、育児相談を通じて、地域の子育て拠点としての保育園・認定こども園の役割を果たし、地域の保護者の育児不安の解消や児童虐待の早期発見や早期対応とともに児童虐待の予防に努めます。 ◆相談件数(平成 26 年度):511 件	こども福祉課

施策・事業	施策・事業の内容						担当課	
家庭児童相談室	子どもに関する総合的な相談支援を、幼・小・中学校等の関係教育機関や奈良県中央こども家庭相談センター等と連携しながら行い、子どもの福祉を図るとともに権利養護に努めます。						こども福祉課	
	また、奈良県家庭相談員連絡協議会や要保護児童対策地域協議会等への参加により、他市や他機関との連携を図り、より効果的な支援につなげます。							
	単位: 件							
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
	性格・生活		14	11	13	17		21
	知能・言語		66	93	121	103		114
	学校 生活 等	人間 関係	0	3	5	1		1
		登校 拒否	11	14	16	6		9
		その他	0	2	3	1		1
	非行		21	36	32	23		52
	家族 関係	虐待	2	2	5	4		6
		その他	0	0	0	2		3
	環境福祉		0	0	0	0		0
	障害		110	138	149	141		131
	その他		0	0	0	0		0
計		224	299	344	298	338		
児童虐待防止ネットワーク	大和郡山市児童虐待防止ネットワークにより、関係機関と連携を図りながら早期対応並びに被虐待児童及びその家族を支援するための総合的な援助体制を維持・強化します。また、年々複雑化する児童虐待ケースや家庭状況に対応するため、大和郡山市児童虐待防止ネットワークの構成員への研修を行うなど、より専門的な知識の普及を図ります。						こども福祉課	

（２）保育・教育の充実

◎保育園・認定こども園や幼稚園での障害のある子どもの受け入れにあたっては、保育士や巡回講師の加配などで対応しており、今後専門職員の強化に取り組みます。

◎専門知識の習得と保育内容の充実に努めており、今後も職員の資質向上や保育内容の充実を図り、適切な指導に取り組みます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
障害児保育研修会	障害のある子どもへの加配のため、担当保育士を中心に毎年３回障害児保育研修会を開催し、専門知識の習得と保育内容の充実に努めるとともに、保護者、地域、関係機関との連携を深めます。	こども福祉課
保育園・認定こども園・幼稚園における障害児担当職員の加配	保育園・認定こども園において障害のある子どもを受け入れる際に、全園に専任の職員が配置されるよう、引き続き職員の加配による体制の整備に努めます。 また、幼稚園では現在巡回講師で対応している状況ですが、専門職員の増加に取り組み、障害のある子どもの受け入れ体制の充実に努めます。	こども福祉課 学校教育課

（３）発達障害のある子どもの支援の充実

◎発達障害のある子どもが、身近な地域で専門的な相談を受け、適切な支援が受けられるように努めます。また、今後のライフステージにおいて自立した生活を送れるよう、生活能力の向上のために必要な支援を行い、集団生活への適応を促します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
発達相談	発達の遅れや障害が疑われる子どもに対して、乳幼児期から保健師などの専門の職員が相談支援を行います。	保健センター
児童発達支援	就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 市内には、「発達支援センターめばえ」「ファミリーサポートセンターこおりやま宇宙（そら）」「ビーンズ」「えがお」「やまと精神医療センターほほえみ」「ゆいゆいのおうち」の６施設があります。 ◆利用者数（平成 26 年度）：1,836 人（月延人数）	厚生福祉課
医療型児童発達支援	就学前の上肢、下肢または体幹障害のある児童を対象に、児童発達支援とともに治療を行います。 ◆利用者数（平成 26 年度）：11 人（月延人数）	厚生福祉課

3. 学校教育の充実

現状と課題

- いじめや不登校等、子どもを取り巻く環境の変化により、学校教育に対するニーズがますます複雑化・多様化する中で、子どもの人間形成の場として学校の果たす役割は大きくなっています。
- 近年、小学校では特別支援学級、高等部では特別支援学校に通う生徒が増えています。また、特別支援学校高等部を卒業後、進学や就職など障害のない生徒と同じ進路を選択する障害のある生徒が増えてきており、今後も引き続き就学指導・進路指導の充実を図っていくことが重要です。
- 【アンケートより】特別な支援を必要とする子どもが自分らしく成長できるようにするため、学校等での障害に対する理解や取り組みが必要です。アンケート調査でも、望ましい就学環境については「地域の学校で、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境」を希望する割合が一定程度あり、学校等の関係機関との連携を強化し、障害に対する理解を深めることが重要です。
- 【アンケートより】学校教育終了後の進路について、一般就労への移行や福祉的就労への移行に不安を抱える人が多くいます。学校教育での進路指導を通じて就労に向けた適切な指導を図るとともに、自立支援協議会の就労部会や教育部会と連携しながら、活用できる社会資源の情報を適切に提供することが重要です。

◆市内の特別支援学級の在籍状況(平成 26 年 5 月 1 日)

単位:人

	視覚	聴覚	知的	肢体	虚弱	言語	情緒	計
小学校	0	0	50	4	1	0	49	104
中学校	0	0	23	3	0	0	8	34

◆県内の特別支援学校の在籍状況(平成 26 年 5 月 1 日)

単位:人

	盲学校	ろう学校	奈良養護学校	奈良養護学校 整肢園分校
在籍者計	46	122	84	33
市内 在住者	幼:1 小:3 中:1 高:3	幼:2 小:16 中:8 高:5	小:3 高:2	小:1
	明日香養護学校	奈良東養護学校	二階堂養護学校	高等養護学校
在籍者計	69	248	209	150
市内 在住者	高:2	小:9 中:13 高:36	小:6 中:10 高:4	高:9

基本方針

一人ひとりの特性・能力に応じて、最も適した指導が受けられる学校教育・指導の提供に努めます。

（１）就学指導・進路指導の充実

◎奈良県中央子ども家庭相談センター、奈良県立教育研究所特別支援教育部などの専門機関の協力を得ながら、臨時教育相談を行うとともに、入学・進学に際して、就学指導委員会を開催し、適正な就学の指導に努めています。今後も、教育・福祉・医療の連携を強化し、プライバシーを尊重しながらできる限りの情報交換を行い、本人及び保護者の意向、障害の状況を踏まえた適切な就学の推進に努めます。

◎障害のある児童・生徒の保護者等の教育上の悩みや不安の解消に努めるため、県の関係機関との連携を強化し、教育相談体制の整備に努めます。

◎中学校や特別支援学校卒業後の進路については、本人及び保護者の意思に基づいた選択が可能となるように、関係機関との連携強化や職業教育の充実等、進路指導体制の充実に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
就学指導委員会での取り組み	委員会は医師、学識経験者、関係教育機関の職員等で組織され、心身に障害のある幼児、児童及び生徒に適正な就学指導を行うことを目的に設置され、教育委員会に答申を行っています。今後も引き続き、一人ひとりの子どもに応じた就学指導に努めます。	学校教育課

（２）教育内容の充実

◎専門機関の実施する研修会への参加等、職員研修による専門知識の向上を図り、指導方法、指導内容、教材等の工夫に努め、児童・生徒一人ひとりに適した教育の推進を図ります。

◎言語の発達が遅れたり、発音の適切でない児童を対象に「ことばの教室」で通級による指導を行っており、専門の職員がマンツーマンで指導にあたりながら、今後も継続して実施するとともに、指導内容の一層の充実に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
通級指導「ことばの教室」	子どもの言語の障害に対する指導を、原則として週１回２時間の個別指導を実施します。指導に際して、発達という観点からその子どもの特性に応じた指導を行うことで、言語の障害に改善がみられる児童もあり、引き続き障害の性質・程度の改善を図ります。	学校教育課
社会見学	児童生徒の学びの場である図書館において、県立養護学校・盲ろう学校からの社会見学の受け入れを行います。 ◆受け入れ実績状況(平成 26 年度): 2 件	図書館

（３）教育環境の向上

◎各小・中学校において、特別支援教育に必要な設備の整備を行い、教育環境の充実に取り組むことで、障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズに合った教育環境の向上に努めます。また、大規模な改修や建て替えの際には、特に障害のある児童・生徒の利用に十分配慮した整備を推進し、教育環境の充実に取り組めます。

◎障害のある児童・生徒の教育環境の向上のため、特別支援教育就学奨励費の支給を実施しており、今後も奨励費の支給について周知・利用を促し、保護者の負担軽減と障害児教育の普及奨励に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に在籍する児童・生徒に対し、学用品費、通学用品費等の支給を行います。	学校教育課

（４）放課後・長期休業中の居場所づくりの実施

◎放課後や夏休み等の長期休業中において、安心・安全に過ごせる環境を提供できるよう、放課後等の居場所づくりを推進します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
放課後等デイサービスの充実	就学中の障害のある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、社会との交流の促進を図ります。 また、平成 24 年 4 月 1 日施行の児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービスの中の一つとして実施されていた児童デイサービスが、児童福祉法による障害児通所支援として実施されることとなって以来、当事業の利用者が増加しており、サービスの質の向上が求められています。 ◆利用実績(月延人数) 平成 24 年度:623 人 平成 25 年度:1,070 人 平成 26 年度:1,720 人	厚生福祉課

第3章 雇用・就労

1. 雇用の促進と就労の支援

現状と課題

- 平成 25 年 6 月に「障害者雇用促進法」が改正され、雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止や職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（平成 28 年 4 月施行）のほか、精神障害のある人の雇用が義務化（平成 30 年 4 月施行）されることが新たに規定されています。また、平成 27 年 3 月には「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」が示され、雇用の場における差別の禁止、障害の有無に関わらず雇用の機会や配置・昇進などの待遇を均等とする合理的な配慮、相談体制や苦情処理・紛争解決の援助などが事業者の義務となっています。
- 大和郡山公共職業安定所管内の実雇用率は、今までの啓発の効果のほかに、対象企業が拡大したこと等から民間企業における雇用率の増加傾向が続いており、平成 26 年 4 月 1 日現在で 2.32%と、全国平均（1.82%）を上回っています。
- 【アンケートより】身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では、今後一般就労を希望する人や就業訓練を希望する人が一定数存在しており、就労と職場定着に向けた支援が必要です。
- 【アンケートより】就労支援に必要なことについて、手帳の種類を問わず、企業や職場の上司・同僚の理解が重要であると回答した人が多くなっています。また、企業や職場における理解だけでなく、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」といった実際のフォローまで必要という回答も一定数あり、企業への働きかけや連携を通じて、どの程度の配慮ができるのかを見極めていくことも必要です。

◆障害のある人の職業紹介状況（平成 26 年度）

単位：件

			身体障害者	知的障害者	精神障害者
紹介 職業	新規求職申込件数		121	35	72
	紹介件数		207	35	114
	就職件数		34	22	24
登録	新規登録者数		92	44	8
	登録者数	有効求職者	749	171	457
		就業中の者	3,393	2,724	571
		保留中の者	3,239	1,133	1,581
計			7,381	4,028	2,609

基本方針

働く意欲のある障害のある人に企業をマッチングさせる取り組みを推進するなど、民間企業において障害のある人が働く場の拡充に努めるとともに、「障害者雇用促進法」の改正を踏まえながら、職場定着や復帰を支援するための啓発や働きかけを進めます。

また、自立支援協議会就労部会を活用し、公共職業安定所、学校、事業者等関係機関と連携を深め、就労支援に努めます。

（１）啓発活動の充実

◎事業者に対して障害者雇用に関するパンフレットやチラシを配布したり、ポスターを掲示するなどして障害者雇用に関する理解が得られるよう、啓発活動に取り組みます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
障害者雇用促進月間のキャンペーン	毎年９月の「障害者雇用促進月間」の期間中、ポスターの掲示、チラシの配布を行い、広報活動に努めます。	厚生福祉課 地域振興課
企業への働きかけ	障害者雇用に関するパンフレットの市内企業への配布や企業の雇用担当者を対象とした障害者雇用の現状、法律の改正等についての説明会等、一般就労の主な受け入れ口となる企業への広報活動を引き続き行います。 また、今後は、法律や制度に加えて、障害者雇用の実例や障害特性について紹介し、障害に対する理解を深め、雇用の確保に努めます。	厚生福祉課 地域振興課

（２）就労の場の拡大

◎市役所において、障害者法定雇用率の達成に今後も努めます。

◎奈良県立高等技術専門校のカリキュラムに、１年間の訓練として販売実務科があり、知的障害のある人を対象にさまざまな職務の専門知識や技能や職場でのルール・マナー等の就業に必要な知識の習得、技能訓練等を実施します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
公的機関における雇用拡大の推進	市役所などの公的機関において、中途退職等の理由で法定雇用率を下回ることがないよう、障害のある人への理解の促進と継続的に就労できる環境づくりをさらに進め、障害者雇用率の引き上げを引き続き図ります。	秘書人事課

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
奈良県立高等技術専門校における訓練の支援	奈良県立高等技術専門校における知的障害のある人を対象としたカリキュラムを活用し、必要な知識と技能訓練を行うとともに、より長く働くための準備としての訓練を受けられるよう図ります。 ・【社会生活】 社会生活を行う上で必要な能力を育成したり、就職後の企業内での支援を円滑に行うためのサポートブックを作成します。 ・【清掃】 清掃をメインとする求人の増加に対応するため、清掃器具の使い方をはじめ、基本的な清掃に関わる技能の育成を行います。 ・【作業】 手先を使った作業技術の習得を行います。	奈良県立高等技術専門校

(3) 職業リハビリテーションの推進

◎奈良障害者職業センターでは、職業相談、職業評価、職業指導、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、職場準備支援、うつ病等により求職中の人の職場復帰支援等を行い、公共職業安定所、医療福祉機関、特別支援学校等関係機関と連携し、その人自身のもつ能力を十分に発揮できるように職業リハビリテーションの推進を図っています。特に、精神障害、発達障害のある人などの利用が多く、職業生活に対応できる基本的な労働習慣の習得、職場への適応等に効果を上げています。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
奈良障害者職業センター機能の充実	奈良障害者職業センターでは、職業相談や職場への適応支援、職場準備支援等を行います。 特に精神障害のある人や発達障害のある人の利用が多く、職業生活に対応できる基本的な労働習慣の習得、職場への適応等を支援するため、奈良障害者職業センターで実施している事業を紹介するなど、公共職業安定所、医療福祉機関、特別支援学校等関係機関と連携して職業リハビリテーションの推進を図ります。	奈良障害者職業センター
職業準備支援	障害のある人の課題に応じた個別カリキュラムに基づき、就職に向けた準備性を高めるとともに、働きやすい職場環境、対人関係、指導方法などを検討・整理していくための支援を行います。	奈良障害者職業センター

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
職場復帰支援	うつ病等の精神疾患で休職している人と事業主に対して、主治医等と連携し、円滑な職場復帰に向けた支援を行います。	奈良障害者職業センター

（４）一般就労への定着の支援

◎障害のある人の就労を援助するため、大和郡山公共職業安定所をはじめとする関係機関があり、その機関では各種援助事業が行われています。関係機関と連携を図りながら、障害のある人の一般就労と、その定着に向けた支援に努めます。

◆各就労関係機関

大和郡山公共職業安定所 (ハローワーク)	求職登録により、専門職員がきめ細やかな職業指導、職業紹介を実施しています。
奈良障害者職業センター	就職や職場復帰をめざす障害のある人、障害者雇用を検討している人、その他関係機関に対して、支援・サービスを提供しています。職業リハビリテーションと業務を行っています。
なら西和障害者職業・生活 支援センター「ライク」	障害のある人の職業生活における自立を図るため、雇用・保健福祉・教育等の関係機関と連携し、身近な地域において就職面及び生活面における一体的な支援を行っています。
(独)高齢・障害・求職者雇用 支援機構	高齢者の雇用に関する相談、障害者雇用納付金の申告・申請や障害者雇用に関する助成金の受付、啓発等の業務を実施しています。

■障害のある人への施策・事業

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
職場適応訓練費	求職者に対して、実際の職場での業務にかかる作業について訓練を行う職場適応訓練を実施した事業主に対して支給するものであり、求職者が作業環境に適応することを容易にし、雇用に結びつけることを目的としています。	大和郡山公共職業安定所
職場適応援助（ジョブコーチ）による支援	障害のある人の就職や職場定着を図るため、事業所に職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、スムーズに職場に適応できるよう、障害のある人への支援や事業所へのアドバイスを行います。	奈良障害者職業センター

■事業者への施策・事業

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
障害者雇用納付金制度に基づく調整金・報奨金	常時雇用労働者数が100人を超える事業主のうち、障害者雇用率（2.0％）を超えて障害のある人を雇用している場合に、雇用超過分に応じて障害者雇用調整金を支給します。 また、常時雇用労働者数が100人以下の事業主のうち、一定数を超えて障害のある人を雇用している場合は、その雇用超過分に応じて報奨金を支給します。	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部
在宅就業障害者特例調整金・特例報奨金	自宅等において就業する障害のある人に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度に基づき、特例調整金・特例報奨金を支給します。	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部
障害者雇用納付金制度に基づく助成金	事業主等が障害のある人の雇用にあたり、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害のある人の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に、障害者雇用納付金制度に基づく一部助成金を支給します。	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部
障害者トライアル雇用奨励金	ハローワーク等の紹介により、就職が困難な障害のある人を一定期間雇用する事業主に対して助成するものであり、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することを通じて、障害のある人の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。	大和郡山公共職業安定所
特定求職者雇用開発助成金	障害のある人等、就職が特に困難な人をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れられる事業主に対して助成するものであり、障害のある人等の雇用機会の増大を図ることを目的としています。	大和郡山公共職業安定所

2. 福祉的就労への支援

現状と課題

- 就労継続支援B型については平成27年3月まで、「① 就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人」、「② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む）した結果、就労継続B型事業所の利用が適当と判断された人」、「③ ①・②に該当しない50歳以上の人または障害基礎年金1級受給者」が利用可能であり、特別支援学校の高等部を卒業した障害のある生徒は特例措置として利用可能となっていました。平成27年4月から、この特例措置が廃止され、就労継続支援B型の事業所をより適切に利用してもらうよう、障害福祉サービスにおける就労移行支援事業の暫定支給決定による事前の評価が必要となりました。
- 就労する障害のある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するため、平成25年4月に「障害者優先調達推進法」が施行されました。大和郡山市では、法の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を定め、取り組みを進めています。
- 本市では、障害のある人のキャリアトレーニングを目的としたカフェレストラン「Bon Cafe」や働く障害のある人の交流の場として「ほっとサロンきんぎょ」を開催し、働き続けるための支援をしています。
- 【アンケートより】就労状況をみると、療育手帳所持者では福祉施設や作業所等の福祉的就労に就いている割合が比較的高くなっています。また、今後も福祉施設や作業所等で働くことを希望する人が多くなっていますが、就労移行支援事業などを積極的に周知し、一般就労移行のニーズを見逃さずに支援を進めることが重要です。

基本方針

- 市内企業の障害者雇用の啓発に努めるとともに、関係機関が連携し、障害者雇用の拡大と賃金の向上に努めます。
- また、障害のある人が働きやすい環境づくりをめざすとともに、障害のある人の地域社会への参画と経済的自立を促すため、一般就労への移行促進を支援します。

◆就労支援事業所

市内事業所	主な障害	形態	事業の内容
ひかり園	知的	就労移行支援 就労継続支援 B 型 生活介護	製菓、みそ等の製造。「さをり織」による小物製造。ペットボトルのリサイクル作業など。
ワークスペース こすもす	身体(主に視覚 障害のある人)	就労継続支援 B 型 生活介護	点字印刷、製菓製造、その他軽作業など。
いっぽの家	身体(主に聴覚 障害のある人)	就労継続支援 B 型	小物づくりと軽作業(組立作業、箱折り、シール貼り等)など。
彩食キッチン Bon	精神	就労移行支援 就労継続支援 B 型	食事、コーヒーなどの喫茶店営業。 弁当・焼き菓子の製造販売など。
minawac	身体・知的・ 精神	就労継続支援 B 型	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス。
えがお	身体・知的・ 精神	就労移行支援 就労継続支援 B 型	弁当の製造、パソコンの打ち込み、 軽作業など。
花咲き苑	身体・知的・ 精神	就労継続支援 A 型	洗濯全般の作業など。

◆地域活動支援センター

市内事業所	平成 26 年度 利用実績	事業の内容
ふらっと	53 名(内市内利用者 46 名)	地域で生活している精神障害者が社会との交流の促進を行うために通所する施設で、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を実施しています。
Com. きらめき	14 名(内市内利用者 4 名)	

(1) 日中活動事業所の運営基盤強化への支援

◎事業所などで作られた製品販売の支援や発注の拡大などを通じて、利用者の訓練や就労支援に取り組みます。

◎「障害者優先調達推進法」に基づき、調達実績の向上を図り、事業所の継続的な運営に寄与します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
ペットボトルリサイクル選別作業	市内の就労継続支援B型の事業所である「ひかり園」において、利用者が指導員とともに本市で回収したペットボトル・キャップの選別、ラベルを除去し、ペットボトルを圧縮する作業を行っています。 現在では作業スピードや生産量の向上が図られており、今後も本市の資源リサイクルの一翼を担う事業として支援します。	清掃センター
製品販売の奨励による就労支援	障害者就労施設等の商品や野菜等の販売場所を市役所内で昼休みの時間に提供しています。 また、障害者就労施設のスタッフにより作成された各事業所の商品カタログをホームページへ掲載するなど、販売促進活動を支援します。	厚生福祉課
優先調達の推進	平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品または役務の調達を推進するため、毎年度、大和郡山市障害者優先調達推進方針を策定し、ホームページにて公開します。 ペットボトルの分別作業、点字広報誌の作成、保育所での給食物資としてのクッキー等、障害者就労施設からの調達を継続するとともに、自立支援協議会就労部会で作成した「障害者就労施設の商品カタログ」などを利用し、関係各課へ働きかけを行います。 ◆調達実績 平成25年度:6,803,488円 平成26年度:8,644,394円	厚生福祉課

(2) 福祉施設から一般就労への移行の促進

◎障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人がない人とともに働きやすい職場づくりに努めている企業等を紹介することで、障害のある人の雇用に対する理解と促進を図ります。

また、一般就労への移行を促進するために、就労の場において個別の障害特性や課題について理解が深まるよう、就労が継続している例を紹介するなど企業に啓発します。

◎障害のある人が円滑に一般就労へ移行できるよう、就労移行支援・就労継続支援事業所、ハローワーク、商工会などの関係機関と連携を強化します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
カフェレストラン「Bon Cafe」の運営を通じた交流の促進	障害のある人の社会参加と自立をめざし、キャリアトレーニング（接客サービス）の場及び障害のある人と地域との交流スペースとするカフェレストラン「Bon Cafe」の運営にあたって、市地域自立支援協議会と協議を進めながら、今後も引き続き運営します。	厚生福祉課
ほっとサロンきんぎょにおける交流の促進	働く障害のある人が集まり、仲間づくりや情報交換、気分転換を図ることを目的として開催しています。障害のある人が互いの交流を深め、継続して就労できるよう支援します。 日時：毎月第4木曜日の 18 時～20 時 場所：三の丸会館	厚生福祉課
就労移行支援・就労継続支援	障害の状況や程度によっては、さまざまな形態の就労支援が必要となるため、就労支援事業所との連携を深め、利用者のニーズにあった事業所を選択できるよう事業者情報の提供に努めます。	厚生福祉課

第4章 地域生活

1. 生活支援施策の充実

現状と課題

- 平成 24 年 4 月から、計画相談支援のサービス等利用計画の作成対象者がすべての障害福祉サービス及び地域移行・地域定着支援の支給決定者に拡大されるなど、相談支援体制の一層の充実が求められています。
- 基本相談支援事業及び相談支援機能強化事業として、障害種別に応じ、障害者相談支援センター（はあと、りんく、ふらっと）に相談支援を委託しています。
- 【アンケートより】障害のある人の悩みや困りごとの相談先をみると、療育手帳所持者では「サービスを受けているところ（施設、事業所等）」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「病院」の割合が高く、普段から支援を受けている場と相談窓口が密接に結びついていることがうかがえます。また、手帳の種類を問わず、総合的な相談体制の充実を求めている人が多く、相談支援センターのさらなる充実及び利用促進を図ることが重要です。
- 【アンケートより】障害のある人の介助者の高齢化や一人で介助をしている現状などがあるため、在宅で介助をする障害のある人の保護者や夫・妻等への支援を充実させることが重要です。

基本方針

障害のある人がライフサイクルを通じて一貫した支援を受けることができるよう、障害のあるすべての人を支え続ける相談システムの構築により、障害のある人とその家族が安心して暮らすことができる社会の実現をめざします。

また、障害福祉サービスにおける計画相談支援利用者は、今後増加することが予想されるため、不足する相談支援専門員の確保に努めるとともに、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の質の確保に向けた取り組みを進めます。

（1）市在宅福祉サービスの充実

- ◎障害のある人の地域での生活を支援するため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業に加えて、市の任意の事業として次の事業を推進します。（障害者総合支援法による障害福祉サービスと地域生活支援事業は「第4次大和郡山市障害福祉計画」に掲載しています。）

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
地域生活支援事業(任意事業)の充実	・【福祉ホーム事業】 一般住宅への入居が困難な状況にある障害のある人が、日常生活を送るのに適した居室やその他の設備を低額な料金で利用できるケア付き集合住宅を提供します。 ◆利用人数(平成 26 年度):3 人 ・【訪問入浴サービス事業】 自宅や施設への通所において入浴をすることが困難な人に対して、訪問入浴車を派遣し、自宅での入浴サービスを提供します。 ◆利用件数(平成 26 年度):延 95 件 ・【更生訓練費】 現在、主に奈良県総合リハビリテーションセンターで行われている更生訓練に用いる物品購入費や交通費の費用の一部を支給し、訓練を支援します。 ◆利用人数(平成 26 年度):7 人 ・【日中一時支援事業】 家族の就労支援や在宅で日常的に介護する家族の一時的な休息を目的とし、ショートステイやデイサービス等、昼間の活動の場を提供します。 ◆利用件数(平成 26 年度):延 329 件 ・【社会参加促進事業】 身体障害者自動車運転免許取得助成金交付事業、身体障害者自動車改造費助成事業、声の広報等発行事業、点字広報発行事業、要約筆記奉仕員養成講座実施事業により、障害のある人の社会参加を促進します。	厚生福祉課

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
福祉タクシーの利用補助	身体障害者手帳 1～3 級の所持者（児）で、下肢、体幹、視覚、内部障害がある人や療育手帳 A の知的障害者（児）、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者（児）に対し、年 48 回分の福祉タクシー券を交付し、外出や屋外移動を支援します。 ◆利用人数(平成 26 年度): 942 人 身体障害者手帳所持者: 887 人 療育手帳所持者: 40 人 精神障害者保健福祉手帳所持者: 15 人	厚生福祉課
緊急時ステイ事業	障害のある人の家族が急な入院、冠婚葬祭等により不在となった場合などの緊急時に障害のある人に宿泊場所を提供します。	厚生福祉課
にこやか収集	日常のごみの排出が困難で、親族や近隣住民の協力を得られない高齢者・障害者等の世帯に対して、戸別に玄関先等でごみ収集を行います。	清掃センター

（２）各種手当の充実

◎障害のある人が地域社会の中で自立して暮らすため、所得の確保が重要であり、所得保障の根幹となる障害年金等の公的年金制度や特別障害者手当等の各種手当の充実について、関係機関に働きかけます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
各種手当の充実	障害のある人が地域社会の中で自立して暮らすため、所得の確保を一人ひとりが図れるように関係機関に働きかけます。 （平成 26 年度） ◆特別障害者手当 受給者数: 66 人(支給金額: 月 26,000 円) ◆障害児福祉手当 受給者数: 58 人(支給金額: 月 14,140 円) ◆経過的福祉手当 受給者数: 5 人(支給金額: 月 14,140 円) ◆特別児童扶養手当 受給者数: 291 人 (1 級支給額: 月 51,100 円) (2 級支給額: 月 34,030 円) ◆障害基礎年金 受給者数: 1,334 人 (1 級支給額: 年 966,000 円) (2 級支給額: 年 772,800 円)	厚生福祉課 こども福祉課 保険年金課

（３）相談・情報提供機能の充実

◎障害のある人が地域で安心して暮らすため、また、自立した生活を送るためには、障害に関する法律、福祉サービスの制度及び利用できる社会資源などさまざまな情報を把握します。

また、それらの情報を元に、障害のある人が抱える個別の課題やニーズに応じたきめ細やかな支援を実施するには、相談支援専門員の作成する計画（サービス等利用計画・障害児支援利用計画）に基づき、地域の関係機関が連携して、支援を行うことが重要です。しかし、大和郡山市では、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の不足等により、計画の作成が遅れています。計画相談の意義や必要性の理解を深めるとともに、計画の量だけでなく、計画の質の確保に向け、取り組みを進めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
奈良県障害者110番との連携	市内の相談機関だけでなく、奈良県社会福祉総合センターとも連携し、障害のある人の悩み事・心配事・トラブル等の無料相談に応じられるよう周知します。	奈良県社会福祉総合センター
相談支援センターの充実	日常生活における各種問題や悩みに対して、相談支援センターを中心に、関係機関・窓口が連携を図りながら相談体制の充実に努め、迅速に対応していきます。 事業所の場所や窓口の開設時間など基本的な情報だけでなく支援可能な内容など、具体的な情報提供に努めます。	厚生福祉課

◆相談支援センターへの相談人数（平成 26 年度）

	障害区分	実人数(人)	市内家庭訪問回数(回)
大和郡山市障害者生活支援センター はあと	身体	154	139
障害者生活支援センター りんく	知的	191	358
生活支援センター ふらっと	精神	227	640

2. 権利擁護事業の活用

現状と課題

- 平成 16 年に「障害者基本法」が改正され、障害者に対する差別の禁止が基本的理念として明示され、さらに、平成 23 年の同法改正において、「何人も障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定されました。平成 25 年 6 月に成立した「障害者差別解消法」は、障害者基本法における差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、奈良県では、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が制定されました。
- 「障害者差別解消法」の制定により、既存の各種法案等による障害者への差別の禁止に加え、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になりすぎない範囲において必要な配慮を行うことが求められており、こうした合理的配慮の不提供は差別として禁じられています。
- 平成 24 年 10 月に「障害者虐待防止法」が施行され、障害者に対する虐待の禁止、その予防及び早期発見などについての国や地方公共団体などの責務と役割、虐待を受けた障害者の保護や支援等について定められており、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人に対して通報義務を課すなどしています。

基本方針

障害のある人が差別や虐待から守られ、地域の中で安心して生活を送ることができるよう、権利擁護のための啓発や障害のある人の虐待防止を進めるとともに、障害福祉サービス事業所や住民等に対して周知を進めます。

また、利用しにくい道路や施設、利用しにくい制度、障害のある人の存在を意識していない慣行、障害のある人への偏見など、あらゆる社会的障壁を可能な限り取り除くことができるよう、関係団体等と連携を図りながら合理的配慮の提供に努めます。

(1) 奈良県地域福祉権利擁護事業の活用

- ◎在宅や施設等で生活している高齢者や知的障害・精神障害のある人に対し、福祉サービスに関することや金銭管理等で安心して生活ができるように援助を行います。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
奈良県地域福祉権利擁護事業	知的障害や精神障害のある人、認知症高齢者等で、日常生活を営むのに支障がある人に対し、生活支援員が福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等、次の援助を行い、地域で自立して生活できるよう援助します。	社会福祉協議会

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
奈良県地域福祉権利擁護事業	- 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助 - 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届け出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助 - 上記に伴う預金の払い戻し、預金の解約、預け入れ等の日常生活費の管理等	社会福祉協議会

(2) 権利擁護の啓発

◎権利擁護についての広報・啓発活動を推進し、地域住民の正しい理解を促進します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
住民の理解促進	地域住民の障害のある人に対する理解を深めるため、権利擁護についての広報・啓発活動に取り組みます。	厚生福祉課

(3) 成年後見制度利用支援事業

◎意思決定の困難な障害のある人に対して、成年後見制度等の利用支援に取り組みます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
成年後見制度の利用による権利擁護	知的障害のある人等、判断能力が十分でない人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度等の利用支援を行います。また、申し立て人がいない場合に、市長が申し立てを行い、制度から漏れる人がいないよう図ります。	厚生福祉課
法人後見活動の促進	成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを検討します。	厚生福祉課

(4) 障害者虐待への対応

◎虐待対応の窓口となる障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止に関する体制の充実を図るとともに、虐待防止に関する広報・啓発などを行います。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
障害者虐待防止センターの設置	障害のある人への虐待やそれが疑われる事案が発生した場合、虐待を受けた人の保護、自立の支援や再発の防止、養護者に対する支援等、障害者虐待防止センターとしての機能を果たします。また、障害者虐待の未然の防止や早期発見のため、虐待防止対策会議のメンバーで障害福祉サービス事業所を訪問し、権利擁護の啓発活動を行います。	厚生福祉課

3. 防犯・防災体制の確立

現状と課題

- 平成 25 年6月の「災害対策基本法の一部を改正する法律（改正災害対策基本法）」により、市町村において、高齢者や障害のある人などの災害時の避難に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握や避難支援等を行うために必要な名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務となっています。
- 障害のある人を狙った犯罪被害や消費者トラブル等が発生しており、こうした被害を未然に防ぐため、関係機関と連携した取り組みが求められています。
- 国内各地で大規模な災害が発生しており、災害時に最も被害を受けやすい災害時要援護者が必要とする支援についての理解を深めるため、地域自立支援協議会において、災害時に備えた地域の取り組みをテーマとする研修会を実施しています。
- 【アンケートより】身体障害者手帳所持者は自力での避難に不安を覚える人が多く、周囲の支援を得られるよう図るとともに、本人だけでも避難できるよう、効率的な避難ルートの設定・周知などが重要になります。

基本方針

犯罪に巻き込まれたり、災害時などの緊急時に迅速な救援を行えるよう、平時から体制を整備します。

また、必要な支援やケアを受けられる避難所などのハード面とともに、市民の意識の醸成なども図りながら、市内一体となって防犯・防災体制の確立に努めます。

（1）防犯対策の推進

- ◎「大和郡山市安全で住みよいまちづくりに関する条例」に基づき、今後も警察署や関係団体等との連携を図りながら、障害のある人、子ども、高齢者の安全確保対策と青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の浄化、犯罪・事故等防止のための環境整備等を推進しています。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
防犯パトロール	門灯や街灯、警察の赤色灯等によってまちを明るくする運動については、省電力かつ高輝度なLED街灯の設置が全市的に進んだことで夜間の視認性が向上しており、今後も引き続き実施します。 青色防犯パトロールについては、現在市民安全課・総務課・教育委員会の職員が実施者講習を受講し、市全域において実施できる体制を構築しており、各地区の地域安全推進委員の活動と併せて実施します。	市民安全課

(2) 災害時の防災対策の推進

◎東日本大震災や近年の風水害による甚大な被害の教訓を踏まえ、災害対策基本法が一部改正されたことや奈良県地域防災計画が改定されたことを反映し、平成 26 年度に「大和郡山市地域防災計画」の見直しを行いました。

緊急有事の際、市職員が用いる災害実働計画として、より実用性・実践性を高めていくための創意工夫が必要であり、今後、市内部及び関係機関への計画の認知度を高めます。

また、市職員は、“市民の生活を守る”という責任と自覚を再認識し、日頃から危機管理意識をもつよう、防災意識の啓発に努めます。

◎災害時要援護者名簿の登録の呼びかけとともに、地域の自治会・自主防災組織、民生委員等と連携し、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に実施するための取り組みを進めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
「防災マップ」の活用	平成 24 年度に防災マップの内容を更新し、平成 25 年 2 月には市の広報紙「つながり」にて配布しています。これにより、防災マップがよりわかりやすく、読みやすいものとなるよう、レイアウトや表現、字の大きさなどに工夫されたものとなっています。 今後、市域における土石流危険渓流、地すべり危険箇所、災害に備えた安全対策、避難場所、救急告示病院、緊急医療機関等を明示した防災マップが平常時から広く市民の防災意識の向上を図り、災害時には、住民が敏速かつ的確また安全に避難できるなど、活用されるよう図ります。	市民安全課
防災出前トークの実施	緊急時に、「自分たちの命・地域は、自分たちで守る」という認識のもと、各地域の地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成・促進を積極的に進めるため、「防災出前トーク」を実施します。 ◆自主防災組織率(平成 27 年 3 月末):58.9% ◆防災出前トークの実施回数:4 回(平成 24 年度) 4 回(平成 25 年度) 4 回(平成 26 年度)	市民安全課

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
災害時要援護者 避難支援プラン	平成 24 年 10 月 1 日に「大和郡山市災害時要援護者避難支援計画」を改正しています。今後も、災害時の避難に援護を要する人に対して、さまざまな機会を通じて名簿への登録の呼びかけを実施します。 また、名簿への登録者ごとに避難を支援するための個別計画を作成し、自治会・自主防災組織・民生委員の方々と細心の注意を払いながら情報を共有し、要援護者が安全に避難できる体制づくりを進めます。	市民安全課
緊急通報体制等 整備事業	在宅の一人暮らし高齢者等や障害のある人に緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時において迅速かつ適切な対応、電話による定期的な安否確認、アセスメント等を行う緊急通報体制等整備事業を実施します。	介護福祉課 厚生福祉課
上下水道の情報 伝達手段の整備	水道管や下水道管に異常が発生した場合などの緊急時に、メール機能等を活用して情報を伝達する体制の整備を検討します。	業務課

(3) 避難所の整備

◎障害のある人が安全・安心に避難生活を送れるよう、障害のある人を含む避難行動要支援者へ必要な支援やケアを円滑に実施できるよう図ります。

また、災害時の二次避難場所として使用できる福祉避難所の指定を増加させるよう努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
避難所設置の際 の配慮	避難所を設置するにあたっては、バリアフリーに配慮するとともに、障害のある人が必要な物資を含め障害特性に応じた支援が受けられるよう、平時から障害のある人の声を活かし、必要な体制の整備を促進します。	市民安全課

第5章 まちづくり

1. 生活環境の整備

現状と課題

- 平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行され、平成 26 年 6 月まで改正を繰り返してきました。これにより旅客施設や車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進、駅を中心とした地区や高齢者や障害のある人などが利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などが求められています。
- 奈良県では、誰もが安心して移動できる地域社会を実現するため、平成 28 年 1 月 1 日から「奈良県おもいやり駐車場制度」を実施しています。車いす使用者や高齢者など移動に配慮が必要な人のため、公共施設や民間店舗と協力し、「車いす優先駐車区画」と「ゆずりあい駐車区画」を整備し、障害がある人等に利用証を交付しています。
- 【アンケートより】障害のある人の外出時の交通手段をみると、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者では「電車」「徒歩」「自転車」、身体障害者手帳所持者では「自家用車（家族運転）」の割合が高くなっています。
- 【アンケートより】外出時に不便なことについて、手帳の種類を問わず「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」の割合が高く、また療育手帳所持者では「介助者がいないと外出できない」、身体障害者手帳所持者では「障害者用駐車場が不備、または少ない」の割合がそれぞれ高くなっています。

基本方針

障害のある人が継続して地域で暮らし続けることができるよう、地域の中での生活の利便性の向上を進めるため、施設や交通機関の改善を計画的に進めます。

さらに、支援を必要とする人々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について市民が理解を深め、自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」を実現できるよう努めます。

（1）福祉のまちづくりの推進

◎時代の流れに応じたやさしいまちの具体的な方向性を見だし、より良いまちづくりを進めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
「交通安全施設等整備事業5か年計画」に基づく整備	あんしん歩行エリアの整備、バリアフリー整備事業を推進し、要望箇所を順次計画的・継続的に整備しており、今後も障害の有無に関わらず、すべての人が安心・安全に通行できる公共交通施設の整備に努めます。	管理課

(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進

◎今後、新たに建設する施設は障害のある人や高齢者等に配慮した施設の整備に努めます。

また、既存の建築物については、緊急性の高いものから順次改善します。

◎民間建築物の整備改善について、具体的なハード面の整備については、都市整備部門・道路整備部門等と連携を図りながら調整・指導を行い、建築主に対する必要な指導及び助言等を行います。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
バリアフリー基本構想 市内鉄道駅のバリアフリー化事業	平成 23 年度に J R ・近鉄郡山駅周辺地区を対象としたバリアフリー基本構想を策定し、平成 24 年度にはバリアフリー特定事業計画を策定し、公共施設などの整備について、障害のある人や高齢者に配慮した施設設備の改善を進めています。 【市内鉄道駅の事業の推進状況】 平成 25 年度、J R 大和小泉駅において警告・誘導ブロック（内方線付）、改札口（音響案内）、旅客トイレ入口（音声案内）の鉄道駅バリアフリー化設備整備事業に対して補助を行いました。 平成 26 年度、近鉄郡山駅において誘導・警告ブロック（内方線含む）、券売機蹴り込み改良、誘導チャイム設置等の鉄道駅バリアフリー化設備整備事業に対して補助を行いました。 平成 27 年度、J R 郡山駅において警告・誘導ブロック（内方線含む）、音声・音響案内装置設置等の鉄道駅バリアフリー化設備整備事業に対して補助を行いました。 平成 26～28 年度にかけて、近鉄平端駅においてエレベーター、警告・誘導ブロック設置工事等の鉄道駅バリアフリー化設備整備事業に対して補助を行う予定です。	都市計画課

(3) 公共交通機関、道路等の整備

◎平成 23 年度から都市計画道路城廻り線の当該区間の整備を推進しており、住民や観光客が安心して安全に歩ける市街地の形成をめざします。

- ◎「違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、近鉄郡山駅周辺と JR 郡山駅の周辺を重点地域として設定し、随時巡回パトロールを実施し、迷惑駐車等の防止に努めます。
- ◎「自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、各駅周辺や道路・公園等について放置自転車等の防止に努めています。今後も、条例により違法駐車等の取り締まりを強化することで安全な歩行空間を確保し、市民が安全に生活できるよう努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
違法駐車等の防止に関する条例	違法駐車等の防止に関する条例に基づき、近鉄郡山駅周辺と JR 郡山駅周辺を重点地域として、交通指導員による巡回及び啓発・指導を実施し、違法駐車防止に取り組みます。 また、重点地域以外の区域も含めて、悪質なケースについては郡山警察署と連携するなど、今後も継続的に市民生活の安全と快適な生活環境の確保に努めます。	市民安全課
放置自転車撤去事業	自転車等の放置防止に関する条例に基づき、放置禁止区域内である近鉄郡山駅・JR 郡山駅・大和小泉駅周辺及び放置禁止区域外の道路・公園等における放置自転車等の移動・保管業務と、放置自転車をなくすよう啓発を適時行いながら、市民生活の安全と良好な生活環境の確保を図ります。	市民安全課
都市計画道路城廻り線街路事業	平成 23 年度から都市計画道路城廻り線の当該区間の整備を推進しています。本事業により、今後市北部からの JR 郡山駅へのアクセス機能の向上と迂回道路としての機能をもたせ、城下町特有の狭隘道路が多い中心市街地への交通の排除を図ることで、歩行者等の交通安全を確保し、住民や観光客が安心して安全に歩ける市街地の形成をめざします。	都市計画課

(4) 公園のバリアフリー化の推進

- ◎城跡公園には男子用・女子用の両方にゆったりトイレを設置し、外堀緑地には障害者用トイレと障害者用水飲み場を設置し、また遊歩道のスロープ化等、観光客を含め、誰もが利用しやすい公園の整備に努めています。また、額田部運動公園には、管理棟への出入りに配慮したスロープと障害者用多目的トイレを設置しています。
- 開発業者から帰属を受けている公園は必ずしも障害のある人に配慮した構造にはなっていません。
- 新規で帰属する公園の整備については、開発業者に対し、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」を適用したものにするよう指導します。
- ◎現在整備中の郡山城天守台周辺については、障害者用トイレや車椅子等が通行しやすいスロープなど、障害のある人に配慮した施設の整備に努めます。

2. 住宅の整備

現状と課題

- 平成 26 年 4 月から地域の共同生活を営むケアホームの機能が共同生活援助（グループホーム）に統一されました。これにより、共同生活を営む住居における相談や日常生活上の援助と、入浴、排せつ、食事の介護などが同一の場でできるようになっています。
- 本市では 3 事業所（6 施設）のグループホームがありますが、利用状況から、さらに提供体制の整備が必要となっています。
- 【アンケートより】現在、グループホームや入所施設等の施設で暮らしている療育手帳所持者の人は比較的多くみられますが、そのうち地域で暮らしたいという人はあまりみられず、施設入所者の地域への生活移行の難しさがわかります。また、障害に配慮した公営住宅やグループホームの確保を望む人が多くなっています。

基本方針

地域生活を営むにあたって最も重要になる住居の整備を推進し、在宅生活を支援します。また、今後も大きなニーズがあると思われる入所施設や短期間のステイができる施設も含め、充実に努めます。

（1）住宅の整備

◎障害特性や障害のある人のニーズに対応した市営住宅を確保するとともに、今後整備する市営住宅については、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。

◎民間住宅についても、住宅の建設やバリアフリー化のための相談体制の充実に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
介護保険給付 （住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給）	現在、介護保険制度により介護認定を受けている人の住宅改修を支援しており、今後も介護認定者及び身体障害者手帳所持者が増加することが予想されるため、制度改正等をしっかりと反映しながら、引き続き住宅改修費の支給を行います。 ◆支給実績（平成 26 年度）：支給件数 462 件 支給額 39,495,142 円	介護福祉課
住宅改修費補助	学齢児以上で下肢または体幹、移動機能障害 3 級以上の人を対象に、手すりの取り付けや段差解消、便器の取り換えなどの住宅改修をした際、20 万円を上限に補助を行います。 ◆支給実績（平成 26 年度）：支給件数 5 件 支給額 912,500 円	厚生福祉課

第6章 社会参加

1. 相互理解・協力の推進

現状と課題

- 国において、平成25年9月に「障害者基本計画（第3次）」が策定され、「国民の障害及び障害者に対する理解を促進するための取り組みを推進する。とりわけ、より一層の国民の理解が必要な知的障害、精神障害、発達障害、難病、盲ろう、高次脳機能障害等について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図る」と定められました。そのため、事業者や障害者団体などからの情報の発信強化やさらなる理解の促進を図ることが重要となっています。
- 「障害者基本計画」においては、障害のある人の地域への移行と地域生活の支援を進めるよう定められています。本市では、障害のある人の社会活動への参加を促進し、地域の中での相互理解・協力が推進されるよう、関係者との連携を図りながら移動やコミュニケーションの支援を充実させ、そのために必要な手話通訳者や要約筆記者の確保・育成に努めています。
- 地域社会における市民の理解を促すため、障害のある人との日常的な交流の機会の拡大を図ることも大切ですが、本市ではカフェレストラン「Bon Cafe」や「ほっとサロン きんぎょ」が、障害のある人と地域が交流する場となっています。
- 【アンケートより】困ったときに相談したり、助けてもらえる人が地域の中にいるという回答はあまりみられず、近所の人とのつきあいに関しても、「あいさつをする程度で、親しくつきあっている人はいない」が多くなっています。周囲の人々の障害に対する理解を深め、地域のふれあい・交流を促進する取り組みが重要です。
- 【アンケートより】療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者では近所とのつきあいがほとんど（あるいはまったく）みられない人が比較的多く、学校における福祉教育の充実や障害のある人の社会進出の支援が重要になっています。また、障害福祉サービスに関する情報の入手先をみると、療育手帳所持者では「友人・知人」の割合が一定数あり、障害のある子ども同士の交流を深めていくことも重要です。

基本方針

障害のある人となない人だけでなく、異なる障害のある人同士でも相互に理解し合い、相手を尊重することができるよう、さまざまな機会を通じて交流・ふれあいができるきっかけを提供するとともに、こうした機会に対して多くの市民の参画を促進します。

（１）人権教育・啓発の充実

◎「大和郡山市人権施策に関する基本計画」の内容に基づき、すべての市民が「共生社会」について理解と認識を深めるための人権教育・啓発に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
「共生社会」に向けた人権教育・啓発	「大和郡山市人権施策に関する基本計画」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、自由で平等な社会、「共生社会」について、すべての市民が理解と認識を深め、これをあたりまえの社会意識として身につけられるよう、人権教育・啓発に努めます。	人権施策推進課

（２）交流・ふれあいの促進

◎お城まつりや全国金魚すくい選手権大会など、本市が実施する各種イベントや公民館等の行事などに障害のある人が気軽に参加しやすいように配慮等を行い、参加の促進を図っていきます。また、親子まつり実行委員会に障害者就労支援事業所等の人も加わってもらうことで、交流・ふれあいを図り、啓発に努めます。

（３）学習機会の拡大

◎手話奉仕員養成講座や要約筆記関連講座を開催し、福祉活動を担う人材の育成を図ります。

◎市職員については、手話研修を継続的にを行い、障害のある人への理解と交流を深めるとともに、福祉的配慮に基づいた行政サービスを提供できるよう努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
手話奉仕員養成研修事業	手話への理解の促進と聴覚障害のある人のコミュニケーション支援のため、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現を学ぶ講座を開催しています。 研修日程については、入門課程 18 日間、基礎課程 22 日間で実施しています。	厚生福祉課 社会福祉協議会
要約筆記関連講座	中途失聴、難聴者に対する理解を深めるため、また、要約筆記の普及を図るため、要約筆記に関連する講座を開催しています。	厚生福祉課

（４）市民、事業者、ボランティア、自治会などとの連携推進

◎社会福祉協議会では、社会福祉会館ロビーにボランティア活動の相談・斡旋等を行うボランティアビューローを開設し、ボランティア活動を行う市民の育成に取り組んでおり、今後も連携してボランティアの育成を図ります。

◎障害のある人に対して自主的に支援等を行っている障害者福祉の担い手や障害者関係団体への協力と連携を強化します。また、障害のある人をはじめとする課題を抱える人を、地域の中で見守ることができるよう努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
福祉ボランティアの育成	社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の情報提供を行うとともに、ボランティアを幅広く受け入れながら、その活動を支援する体制の強化に努めます。 また、ボランティア活動に対する意識の啓発やボランティア養成講座の開催を実施し、ボランティアの育成に努めます。	社会福祉協議会
ボランティア連絡協議会の育成	ボランティアグループ 12 団体で結成した連絡協議会において、今後も引き続き「ボランティアだより」の発行や各種交流事業、研修事業を実施します。	社会福祉協議会

◆連絡協議会を構成する 12 団体を含むボランティアグループ

ボランティアグループ名	主な活動内容
手和の会	手話に関する活動(学習・普及)、市聴覚障がい者協会との交流・情報交換・行事への参加等、図書館での手話つきおはなし会
金魚の会	
花の集い	障害者ふれあい交流事業等での調理
ともしび	点字情報誌「ともしび通信」の発行、依頼のあった出版物や時刻表などの点訳
ゆずり葉	筒井寮での洗濯たたみ、ひかり園農園の手伝いなど、保健センターの子育て教室の託児など
わかくさ	使用済み切手の収集・整理、ひかり園作業等の手伝いなど
そよ風	パーキンソン病患者・家族の会の支援(講演会・交流会・日帰り旅行の支援、音楽療法の実施等)
パソコンクラブ 123	聴覚障害者へのパソコン指導
OHP金魚	中途失聴・難聴者に対する要約筆記
くさぶえ	市広報誌「つながり」の音訳
たけのこ	年末に高齢者施設へ祝い箸贈呈、ひかり園リサイクル事業の協力、バザー収益による善意銀行への寄付
つぼみ	精神障害者の社会復帰サポート、施設での食事づくり、啓発活動、健康プログラムの実施
あじさいの会	高齢ろう者の支援
てとてと	高齢のろうあ者に対する傾聴活動
ハートアンドアイ	視覚障害者の外出サポート
シャープ労働組合	障害者団体へのボランティア活動
パナソニックアプライアンス労働組合奈良支部	障害者団体へのボランティア活動

（５）障害者関係団体への支援

◎障害のある人の地域への参加を促進するため、地域住民への一層の周知・啓発に努めます。また、保健・医療、教育、就労、日中活動など、障害のある人の生活に関わる団体との連携を強化します。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
市内の協議会との連携強化	障害のある人に関わる団体をはじめとする、すべての関係者・機関の集まりである大和郡山市自立支援協議会や心身障害者（児）連絡協議会との連携を強化します。障害のある人のインクルーシブ教育に向けた取り組みや一般就労への移行、福祉施設や作業所への支援、地域生活への移行や支援等、障害のある人や子どもが自分の能力を最大限に発揮し、自立した生活を送れるよう関係団体への支援に努めます。	厚生福祉課

2. 情報アクセシビリティの向上

現状と課題

- 「障害者差別解消法」における合理的配慮の一環として、正当な理由なく、また著しい負担になる場合を除いて、サービスの提供を拒否・限定することを禁じており、さまざまなサービスに関する情報を、最大限伝えるための取り組みが求められています。
- 本市は、県内で唯一「手話に関する基本条例」を平成27年4月から施行しており、今後も手話を言語として捉え、市民への理解を促し、手話を使いやすい環境にするための施策の推進を図ることで、聴覚に障害のある人の円滑なコミュニケーションの支援に取り組めます。
- 【アンケートより】障害福祉サービスに関する情報の入手先をみると、身体障害者手帳所持者では「市の広報紙」、療育手帳所持者では「サービスを受けているところ（施設・作業所・事業所）」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「病院」の割合がそれぞれ高く、市からの広報等による情報提供だけでなく、関係施設・機関・団体等との連携により、情報提供の強化を図ることが重要です。

基本方針

障害のある人の社会参加を促進するため、意思疎通支援のための取り組みの強化に努め、障害のある人の情報へのアクセシビリティ（情報の入手・利用のしやすさ）を高めます。

（1）意志疎通支援の充実

◎障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、意思疎通支援者の派遣事業について、障害者団体などの関係機関との連携を図りながら、より一層の周知を進めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
手話通訳者設置事業	市の委託事業として、社会福祉協議会に専任手話通訳者1人を配置し、12人の登録手話通訳者とともに、学校、病院、公的機関等での通訳を行っています。今後も手話技術の向上を図りながら事業の充実をめざします。	社会福祉協議会
要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚障害のある人や中途失聴難聴者のコミュニケーション支援のために、ボランティアグループの協力を得て、要約筆記奉仕員の派遣を行います。	厚生福祉課

◆障害福祉サービスにおける意思疎通支援事業の実績

単位：回

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者派遣事業	833	1,124	989	917
要約筆記奉仕員派遣事業	18	17	18	19

(2) 情報提供手段の拡大

◎障害のある人が必要なサービスや事業が受けられるよう、相談窓口を通じた情報提供を含め、広報紙、インターネット等を活用し、福祉的配慮のある情報提供サービスを充実します。

また、地域のボランティア団体等と連携を図り、点字の作成や朗読などによる情報提供に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
市からの広報	障害のある人に、必要かつ信頼できる情報を確実に提供するため、広報「つながり」等の広報紙の点字・音声版を作成・発行します。	厚生福祉課
ホームページでの市政情報提供	市ホームページについて、音声読み上げ機能の搭載等を検討します。	企画政策課

(3) 情報提供サービスの充実

◎市の広報紙と社会福祉協議会の広報紙「社協だより」を社会福祉協議会のボランティアグループの登録団体である「くさぶえ」の協力を得て朗読し、録音したテープを視覚障害のある人の名簿登録者に送付しています。

◎障害福祉サービス内容をまとめたパンフレットとして、「ふれあい」を作成し、配布しています。パンフレットの作成については、内容、提供方法、文字の表示等の見直しを行い、希望される人には点字で作成したパンフレットを配布するなど、よりわかりやすい福祉サービスの情報提供に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
選挙の点字公報	視覚障害のある人が立候補者の情報を入手しやすくするため、市長選挙や市議会議員選挙の選挙公報を点字で作成し、希望者に送付するなどの配慮をします。 ◆市長、市議会議員補欠選挙実績(平成 25 年度):19 件 ◆市議会議員選挙実績(平成 27 年度):22 件	選挙管理委員会
障害者用福祉パンフレットの作成	障害者福祉サービスの案内パンフレットとして配布している「ふれあい」の内容の充実を図ります。	厚生福祉課

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
図書館の利用促進	情報提供のための重要な機関である図書館において、図書館を利用することが困難な人に対して、図書館利用が阻害されることがなく他の利用者と同様のサービスが提供され、安心して図書館を訪れ、快適に利用できるよう最大限配慮します。 また、郷土資料など独自資料の音訳などを進めるなど障害に応じた資料の収集、資料の郵送サービスを今後も引き続き実施し、より一層の利用促進を図ります。	図書館
「お話会」の実施	手話に親しむことを目的に、ボランティアグループと協働で、市民を対象にした絵本の読み聞かせを行う手話付きのお話会を実施します。	図書館
対面朗読サービス	視覚障害のある人を対象にした対面朗読サービスの周知と利用促進を図ります。	図書館

3. スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興

現状と課題

- 平成 23 年8月に「スポーツ基本法」が施行され、障害者スポーツについて、「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」とされています。
- 毎年体育の日に、軽スポーツを中心とした誰もが参加できる「トライスポーツフェスティバル」を開催し、障害の有無や年齢に関わらず、誰もが安心して参加できるイベントを提供しています。
- 【アンケートより】今後、スポーツや趣味などの文化・芸術活動等、日中活動の場に参加したいという回答者が一定数みられ、現在は参加していない人にも潜在的なニーズがあると思われます。周知を強化しながら、気軽にスポーツやレクリエーションに参加できる場や機会の充実を図ることが重要です。

基本方針

障害のある人のスポーツ・レクリエーション・文化活動は、障害のある人の社会参加だけでなく、本人の生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送る上で重要であるため、障害のある人を含め、市民が一体となったスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

また、障害のある人の社会参加や地域と理解の促進、心身の健康状態の増進・維持等を進めるため、障害のある人の自主的・積極的なスポーツやレクリエーション、文化活動への参加を促進する機会の充実と、提供する活動の質的向上に努めます。

(1) 活動の推進

- ◎障害者スポーツ種目の普及、指導者の養成、スポーツボランティアの確保など、重度の障害のある人も参加しやすいよう、地域における身近な障害者スポーツの振興に努めます。
- ◎毎年体育の日に開催している、誰もが参加できるトライスポーツフェスティバルを今後も開催するとともに、イベント参加者一人ひとりのニーズにあわせた企画・運営や年齢や障害の有無に関わらず、誰もが安心して参加できる環境づくりを行い、スポーツの振興に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
誰もが参加できるスポーツイベントの実施	「トライスポーツフェスティバル」等の障害の有無や年齢に関わらず、誰もが安心して参加できる軽スポーツを中心とするイベントを継続的に周知・提供し、スポーツの振興に努めます。	スポーツ推進課
指導者の養成・確保	スポーツ推進委員が障害者スポーツに関する講習会に参加するなど、今後も指導者の育成に努めます。	スポーツ推進課
納涼大会・ふれあいまつりの支援	心身障害者児団体とボランティア協議会がともに協力し、アイデアを出し合いながら自主的に開催し、また地域住民との交流の機会でもある納涼大会やふれあいまつりを今後も継続して実施するため、企画の相談や器具の貸し出しなどを支援します。	社会福祉協議会
ふれあい教室	社会福祉協議会において、絵画・陶芸・書道・パソコン、音楽教室等、各種レクリエーション活動を実施しており、今後各教室のプログラムを充実させるとともに、積極的に広報し、参加者の増加を図ります。	社会福祉協議会

（２）施設整備と利用促進

◎既存の施設のバリアフリー化を図り、障害のある人が参加しやすい施設整備に努めます。

◎九条公園プールの利用料ややまと郡山城ホールの駐車料金の減免など、今後も障害のある人の施設利用機会の拡充と経済的負担の軽減に努めます。

施策・事業	施策・事業の内容	担当課
九条公園プール利用の減免	障害のある人の健康増進やスポーツ活動による社会参加を支援するため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の九条公園プールの利用者負担金を減免します。	都市計画課
各公民館の使用料免除	障害者団体など、社会福祉に関わる自主活動団体の活動を支援するため、公民館・体育館の使用料を減免します。	中央公民館
大和郡山城ホール駐車料金の減免	障害のある人の芸術文化活動への利用機会の拡充及び経済的負担の軽減を目的に、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者が車に同乗し来館した場合、駐車料金を減免します。	生涯学習課

3. 資料編



1. 第3次大和郡山市障害者福祉長期計画の策定経過

年 月		内 容
平成 27 年	6 月 15 日	●第1回策定委員会開催 ・障害者福祉長期計画策定について概要説明
	6 月 24 日	●第1回専門部会開催 ・障害者福祉長期計画策定について概要説明 ・本計画策定に向けて庁内関係各課に係る障害者施策の検討
	7 月 16 日	●第1回懇話会開催 ・障害者福祉長期計画策定について概要説明 ・アンケート調査票原案に対する意見聴取
	7 月～8 月	●団体ヒアリング (身体障害者福祉協会、聴覚障がい者協会、視覚障害者協会、肢体不自由児・者父母の会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会さくら会)
	8 月 3 日	●第2回策定委員会開催 ・懇話会の意見を受けて修正後のアンケートの検討
	8 月 10 日	●アンケート調査実施
	～11 月	●アンケート調査結果分析、評価
	11 月 12 日	●第2回懇話会開催 ・アンケート調査結果報告 ・計画書(中間案)に対する意見聴取
	11 月 16 日	●第3回策定委員会開催 ・アンケート調査結果報告 ・計画書(中間案)の検討
	12 月 10 日 ～25 日	●障害者施策に関する専門部会委員との個別協議
平成 28 年	2 月 10 日	●第3回懇話会開催 ・計画書(素案)に対する意見聴取
	2 月 15 日	●第4回策定委員会開催 ・計画書(素案)の検討
	2 月 22 日	●第2回専門部会開催 ・計画書(素案)の検討 ●パブリックコメント受付開始
	3 月 4 日	●パブリックコメント受付終了
	3 月 18 日	●第5回策定委員会開催 ・パブリックコメントの結果について ・計画書(案)について

2. 計画策定にあたっての委員会等設置要綱

(1) 大和郡山市障害者福祉長期計画策定委員会等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の理念にのっとり、障害者福祉施策を推進していくために大和郡山市障害者福祉長期計画（以下「長期計画」という。）を策定することにより、大和郡山市における障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(委員会等)

第2条 前条の目的を達成するため大和郡山市障害者福祉長期計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、また、専門的事項を調査、審議させるため専門部会を設置する。

(組織)

第3条 委員会は別表1に掲げる者をもって組織し、専門部会は別表2に掲げる者をもって組織する。

2 懇話会員は、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は福祉健康づくり部長とする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会長及び専門部副会長の職務)

第5条 専門部会に会長及び副会長を置き、会長は厚生福祉課長、副会長は保健センター所長とする。

2 会長は、専門部会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(懇話会)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、市民、障害者団体、学識経験者等を招いて懇話会を開催し、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議)

第7条 委員会又は専門部会は、委員長又は会長が招集し、その議長となる。

(設置期間)

第8条 委員会又は専門部会の設置期間は、長期計画策定終了までとする。

(事務局)

第9条 委員会又は専門部会の事務局は、福祉健康づくり部厚生福祉課内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、委員会又は専門部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

職 名
副市長
教育長
総務部長
市民生活部長
福祉健康づくり部長
産業振興部長
都市建設部長
教育部長
上下水道部長

別表2（第3条関係）

部 名	職 名
総務部	企画政策課長、秘書人事課長、総務課長、市民安全課長、財政課長
市民生活部	保険年金課長、人権施策推進課長
福祉健康づくり部	介護福祉課長、厚生福祉課長、地域包括支援センター所長、こども福祉課長、保健センター所長
産業振興部	地域振興課長、スポーツ推進課長、クリーンセンター所長
都市建設部	管理課長、建設課長、住宅課長、入札検査課長、都市計画課長
教育委員会事務局	教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、中央公民館長、図書館長
文化体育振興公社事務局長	
社会福祉協議会	福祉課長、施設事業課長

（2）第3次大和郡山市障害者福祉長期計画 懇話会 名簿 （順不同・敬称略）

職 名	氏 名
大和郡山市議会教育福祉常任委員会委員長	池田 篤美
大和郡山市医師会代表	柿崎 俊雄
大和郡山市身体障害者福祉協会会長	田村 雅勇
大和郡山市聴覚障がい者協会会長	吉岡 陽子
大和郡山市視覚障害者協会会長	垣内 初江
大和郡山市肢体不自由児・者父母の会会長	宿利 三知恵
大和郡山市手をつなぐ育成会会長	岡本 千鶴
大和郡山市精神障害者家族会さくら会会長	仲田 昭七
大和郡山市ボランティア連絡協議会会長	伊藤 美代子
大和郡山市民生児童委員連合会会長	中野 喜久子
奈良県立盲・ろう学校校長	竹内 晃
奈良県郡山保健所所長	根津 智子
大和郡山公共職業安定所所長	玉置 達夫
社会福祉協議会事務局長	中井 徹
奈良女子大学名誉教授	澤井 勝

3. 用語解説

《あ行》	
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、障害のある人等とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行う事業。
一般就労	労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療管理下での支援が必要であると認められた子どもに、児童発達支援及び治療を行う。
医療的ケア	たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組み。そこでは、障害のある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な配慮（「合理的配慮」）が提供されること等が必要とされている。
《か行》	
共生社会	人間の存在そのものを国や地域社会、地球全体との調和や関係の中で捉え、それぞれ異なる個性や独自性、文化を尊重しつつ、互いに社会連帯し、ともに生きていく社会。社会福祉の分野において使用する場合、高齢者や障害のある人が健常者とともに生きていくことのできる社会のあり方を示す。
協働	市民、事業者と行政がよりよい地域をつくっていくために、相互の役割や機能を分担し合い、連携しながら取り組んでいくこと。
共同生活援助	地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス。共同生活を営む住居で、夜間を中心に相談その他の日常生活上の援助を行うものだったが、平成26年4月からケアホーム（共同生活介護）がグループホーム（共同生活援助）に一元化され、入浴、排せつ及び食事等の介護が提供できることとなった。
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行う。
グループホーム	地域にある住宅（アパート、マンション等）で、数人の障害のある人が一定の経済的負担を負って共同生活を営み、近隣（または同居）の専任の世話人により、食事の提供、相談、その他日常生活指導・援助が提供される施設。

計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時に、サービス等利用計画案の作成やサービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成を行う「サービス利用支援」と、作成されたサービス等利用計画が適切かどうか一定期間ごとにモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行う「継続サービス利用支援」のこと。
権利擁護	判断能力が不十分な高齢者や障害のある人の権利の擁護に資することを目的として、それらの人々が自立した地域生活が送れるよう、権利擁護に関する相談や本人との契約に基づく福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う。
高次脳機能障害	主に脳の損傷によって起こされるさまざまな神経心理学的症状が現れ、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害等で脳の損傷部位によって特徴が出る。
合理的配慮	障害のある人と障害のない人との平等を基礎として、すべての人権と基本的自由を享有し、行使することを確保するための必要かつ適切な変更と調整のことをいう。特定の場合に必要とされるものであり、かつ均衡を失した、または過度の負担を課さないということが条件となる。
こおりやまサポートブック	サポートブックとは、障害のある人がその種別にかかわらずはじめて接する人に、本人の特性や接し方について知ってもらうための情報を書いておくノート。本市では平成23年度に「こおりやまサポートブック」を作成し、市内在住の幼稚園、保育園、小・中学校・特別支援学校に配布し、市ホームページに掲載している。
こおりやまサポートファイル	サポートファイルとは、障害のある人（児童）について、関係機関が正確に情報を取得し、切れ目のない適切な支援やサービスを受けることができるよう、保健、福祉、医療の利用状況や発達面に関する診断・検査の記録を記入しておくノート。今後、市ホームページへの掲載を予定している。
こども家庭相談センター（児童相談所）	子どもの権利や最善の利益を保障し、子ども及びその家庭を援助することを目的とした行政機関。0歳から18歳未満の児童に関するあらゆる相談のうち高い専門性を必要とする相談に対応するとともに、市町村における児童家庭相談の後方支援を行う。また、児童虐待相談の対応については、通告の窓口であり、児童の安全を守るために一時保護や立ち入り調査等を行う。
《さ行》	
サービス等利用計画	障害福祉サービスの申請や変更の申請の際に必要な相談支援専門員等が作成する計画。障害のある人やその家族が必要とするサービスの提供や希望する生活を実現するために作成することとされており、市町村は提出された計画を勘案して支給決定を行うこととされている。

社会的障壁	障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある人への偏見など）その他一切のものを指す。
肢体不自由	四肢（上肢・下肢）、体幹（腹筋、背筋、胸筋、足の筋肉を含む胴体の部分）が、病気やけがで損なわれ、長期にわたり歩行や筆記などの日常生活動作に困難が伴う状態。
児童デイサービス	障害のある児童が施設などに通園し、基本的な生活習慣（食事、排せつ、入浴）の指導や集団で暮らせるように訓練、レクリエーション等を受けるサービス。平成24年4月から、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として、児童発達支援と放課後等デイサービスに分割された。
児童発達支援	障害のある児童を対象とする通所支援の一つ。障害のある児童を児童発達支援センター（通所支援のほか、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行う施設）などの施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の習得、集団生活への適応訓練を行う。
社会福祉協議会（通称「社協」）	社会福祉法第109条に基づく公共的な性格をもった社会福祉法人で、地域の住民が幸せに暮らせるように、住民・公私の関係機関により構成されている団体。住民の福祉活動への参加を進め、連絡・調整などを行う。また、地域の福祉コミュニティの形成を図ることも目的としている。
重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。
手話奉仕員	所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障害者や関連する福祉制度について理解と認識を深め、聴覚障害者のより良いコミュニケーション状況を確保するために活動を行う人。
障害児支援利用計画	障害のある子どもの心身の状況、置かれている環境、子どもまたはその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案して、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画。
障害者雇用率	民間企業及び国や地方公共団体が、それぞれ常用する労働者・職員数に対する身体・知的障害のある人の雇用割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、事業主が一定の割合の身体・知的障害のある人を雇用する義務を負う。
障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを実施する事業所。障害福祉サービスには、自宅や施設で主に介護の支援を受ける介護給付と、施設等で就労をめざした訓練等を行う訓練等給付がある。サービスを利用する場合、居住地市町村への支給申請及び支給決定を受ける必要がある。

情報アクセシビリティ	障害のある人や高齢者を含め、誰もが円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるようにすること。
ジョブコーチ	障害のある人が職場に適應することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障害のある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適應援助者」ともいう。
自立支援医療	心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な医療。育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されており、育成医療、更生医療は市町村が、精神通院医療は都道府県が実施している。
身体障害者	身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚または平衡機能の障害、③音声機能、言語機能または、そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱もしくは直腸または小腸の機能障害がある18歳以上の者であって、県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障害の程度により、1級から6級に認定される。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受ける者であることを確認する証票。障害の程度により1級から6級の等級が記載されている。
生活介護	在宅の障害のある人が通所し、入浴、機能訓練などを提供するサービス。
精神障害者	精神保健福祉法第5条では、精神障害者を「統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義し、医療や保護等の対象としている。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障害の状態にあると認めた者に交付する手帳。精神障害の等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は各種の保健・福祉のサービス等を受けることができる。
成年後見制度	判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害のある人または精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とする事業。
相談支援専門員	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援等、障害のある人への全般的な相談支援を行う。相談支援専門員として従事するには、実務経験に加え、都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修を修了することが必要となる。

《た行》	
多職種チーム	精神科の多職種チームは、精神科医、看護師、作業療法士、臨床心理士、精神保健福祉士等の職種で構成される。多職種チーム医療では、本人の希望や意向に沿った問題解決に向けて、多様な職種が相互に連携して、それぞれの専門性を活かした総合的な援助を行うことを原則としている。
短期入所	重度の障害のある人を介護している家族が、一時的に家庭での介護が困難になった場合、入所施設において短期間滞在させ、身体介護、機能訓練などを行うサービス。
地域自立支援協議会	地域における障害のある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関して中核的な役割を果たすことを目的として市町村が設置・運営する、相談支援事業者やサービス事業者、地域の関係機関等で構成された協議の場。
地域生活支援事業	障害のある人が、その有する能力及び適性に応じ自立した生活や社会生活を営むことができるよう、また、効率的・効果的に障害のある人の福祉の増進を図り、国民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。
知的障害者	知的障害機能が発達期（概ね18歳まで）に表れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの。
特別支援学級	学校教育法において、小中高等学校及び中等教育学校に設置することができることとされており、障害のある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行う。
特別支援学校	平成18年の学校教育法の改正により創設された、個々のニーズに応じて、複数の障害種別に対応した教育的支援を行う。
《な行》	
内部障害	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度のものをいう。
難病	医学的な定義ではなく、「原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」や「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」のことを指す。平成25年から、障害者総合支援法においては難病等も「障害者」の定義に加えられている。
難病相談支援センター	地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点施設。

ニーズ	一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。
認知症	脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。記憶や判断等の機能が失われる症状を中心に、徘徊、妄想、うつ、不安等の行動や精神症状も表れる。早期発見・早期診断により、本人とその家族が早い段階から将来に向けた準備を進めることが重要となる。
ノーマライゼーション	デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え。
《は行》	
発達障害	○自閉症：言葉の発達の遅れ、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動・こだわりなど、3つの特徴をもつ障害 ○アスペルガー症候群：自閉症の3つの特徴の中で、コミュニケーションの障害がなく、言語発達の遅れが認められないもの ○その他の広汎性発達障害：社会性やコミュニケーション能力等の発達遅滞を特徴とする発達障害の総称 ○学習障害（LD）：基本的に全般的な知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態 ○注意欠陥多動性障害（ADHD）：年齢あるいは発達に伴わない注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能の支障をきたすものなどの脳機能の障害で症状が通常低年齢において発現するものとされる。
バリアフリー	高齢者、障害のある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。
避難行動要支援者名簿	配慮が必要な人のうち、災害が発生したり、そのおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人（避難行動要支援者）について、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。各市町村長が、地域防災計画の定めるところにより作成する。
避難支援プラン	災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、具体的に、どの避難支援等関係者がどの避難行動要支援者を対応するかを明らかにしたもの。

福祉教育	学校の児童・生徒に限らず、地域の住民等の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。
福祉的就労	一般就労が困難な障害のある人が、各種施設や作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。
福祉避難所	要介護高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する人、外国人等、要配慮者のために、特別の配慮がなされた避難所。
放課後等デイサービス	主に小学生以上から高校生までの学校に通っている障害のある児童・生徒に、放課後や夏休み等の長期休業中において、安心・安全に過ごせる居場所を提供し、生活能力の向上に必要な訓練、その他必要な支援を行う。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障害者雇用の割合。
保健師	保健師助産師看護師法（昭和23法第203号）第29条で、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて健康の保持や増進、疾病の予防、健康教育等の保健指導に従事する者をいう。
ボランティア	一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することを指す。しかし、その内容・形態は多様となっている。
《や行》	
優先調達	平成25年4月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達にあたって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するように努めることとした。
ユニバーサルデザイン	特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを超えて考慮し、計画・設計すること、またはそのような状態にしたもの。
要約筆記	発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳を指す。
《ら行》	
ライフステージ	幼児期、児童期、青年期、成年期、老年期など、人生のさまざまな過程における各段階のこと。
リハビリテーション	障害のある人が、社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。身体的機能回復訓練、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。
療育手帳	こども家庭相談センター（児童相談所）または知的障害者更生相談所において「知的障害者」と判定された者に対して交付され、相談・指導や各種の更生支援を受けることができることを確認する証票。

第3次大和郡山市障害者福祉長期計画

平成28年3月

発行・編集：大和郡山市 福祉健康づくり部 厚生福祉課

住 所：〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町248-4

T E L：(0743) 53-1151（代）

F A X：(0743) 53-1049

ホームページ：<http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/>

